

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	事業ポートフォリオの転換の円滑化措置
経産02	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長
経産03	所得拡大促進税制の拡充及び延長
経産04	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長
経産05	海外投資等損失準備金の延長
経産06	原子力発電施設解体準備金の見直し
経産07	技術研究組合の所得計算の特例の延長
経産08	Connected Industriesに向けたIT投資の抜本強化
経産09	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設
経産10	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設
経産11	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
経産12	(株)海外需要開拓支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設

＜平成30年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H29経産01）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)	事業ポートフォリオの転換の円滑化措置 (-)												
措置の内容	平成27年度時点	-											
	平成28年度税制改正以後	-											
	平成29年度税制改正以後	-											
政策目的	コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、事業ポートフォリオの転換を政策的に支援することにより、各企業が注力すべき事業への資源配分を促し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。												
評価対象税目	義務対象			努力義務対象									
	法人税	法人住民税	法人事業税										
関係条項	-												
要望内容及び区分	コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、企業による事業ポートフォリオの転換（ノンコア事業の分離と併せてコア事業の強化のために新たな事業等の取得を行う積極的な取組）の実施の円滑化を図るための政策的措置を講ずる。											区分	新設
創設年度	-	過去の政策評価の実績	-										

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）				
	適用件数 (法人税・件)			(参考) 適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考) 適用実態調査における租税特別措置 ごとの影響額（地方 法人二税・地方 法人特別税・百万 円）	目標値	将来予測	実績	租税の直 接的効果	目標 達成度
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租税の直 接的効果	目標 達成度
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	6	-	-	-	▲3,796.0	-	-	-	▲4,600.0	-	-	-	-	-	-	-	-
H31	6	-	-	-	▲3,796.0	-	-	-	▲4,600.0	-	-	-	-	-	-	-	-
H32	6	-	-	-	▲3,796.0	-	-	-	▲4,600.0	-	-	-	-	-	-	-	-
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H35～ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	事業ポートフォリオの転換の円滑化措置
税目	法人税、法人住民税、事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（限られた経営資源を高い価値を生み出せる事業に振り向ける取組を促し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（限られた経営資源を高い価値を生み出せる事業に振り向ける取組を促し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 政策目的（コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、事業ポートフォリオの転換を政策的に支援することにより、各企業が注力すべき事業への資源配分を促し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る）に対する達成目標の寄与について、「事業ポートフォリオの転換を通じて、経営資源を、成長性・収益性の見込める事業へ振り向けることで、我が国企業・経済の更なる成長を図る」と説明されているが、どのように政策目的に寄与するのか明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①、②について、第4次産業革命の急速な進展など、企業を取り巻く経営環境が変化の中で、中長期的な企業価値向上に向けた取組を推進する施策の一つとして、事業ポートフォリオ転換の円滑化措置が重要である。「未来投資戦略2017」においては、当該措置等により2025年までに大企業（TOPIX500）のROAについて、欧米企業に遜色のない水準を目指すことが、これらの施策群のKPIとして設定されている（現状のROAの水準は、日本3.7%、米国5.1%、欧州4.7%）。</p> <p>③について、収益力の面で改善の余地があると指摘されている我が国企業においては、自社において将来の成長が見込めない事業や、自社において高い収益性が見込めない事業を抱え込んでいる傾向にある。そのような企業においては、限られた経営資源を、自社が注力する成長性・収益性が見込める事業へ振り向け、収益力の改善の改善を図り、中長期的な成長を目指すことが重要である。そのため、事業ポートフォリオの転換の実施の円滑化を図る措置を講ずることにより、我が国企業の収益力の改善、中長期的な成長への投資を促し、我が国企業・経済の成長に寄与することが期待される。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「欧米企業に遜色のない水準を目指すことが、これらの施策群のKPIとして設定されている」との説明では、達成すべき水準が具体的に明らかでないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>「(別紙) 事業単位のポートフォリオの転換の円滑化措置減収見込額試算」参照。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>「(別紙) 事業単位のポートフォリオの転換の円滑化措置減収見込額試算」参照。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（限られた経営資源を高い価値を生み出せる事業に振り向ける取組を促し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る）に対する将来の効果について、「事業売却時の譲渡益の課税を繰延べる措置を講じることで、従来の企業行動を変え、大胆な経営判断による事業ポートフォリオの転換を促す」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 将来の効果について「事業売却時の譲渡益の課税を繰延べる措置を講じることで、従来の企業行動を変え、大胆な経営判断による事業ポートフォリオの転換を促す」と説明されているが、予測される将来の適用数（法人税）6件（平成30年度から32年度まで）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①について、「未来投資戦略2017」で当施策を含めた施策群のKPIとして定められているように、我が国企業のROAの水準が欧米企業に遜色のない水準になることが効果として期待される（現状のROAの水準は、日本3.7%、米国5.1%、欧州4.7%）。</p> <p>②について、適用見込件数は10件未満であるものの、今回の措置の対象となる再編は、産業競争力強化法に基づく計画の認定を受けた大規模な再編が想定され、1件あたりの適用額は27億円と大きい金額を見込んでおり、政策目的の達成には寄与するものであると考える。また、当措置を講ずることにより計画の認定対象とならずとも、コーポレートガバナンス強化を通じた企業における事業ポートフォリオの最適化に対する取組の裾野が広がることが期待される。なお、対象となる企業の母数については「(別紙) 事業単位のポートフォリオの転換の円滑化措置減収見込額試算」参照。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「1件あたりの適用額は27億円と大きい金額を見込んでおり、政策目的の達成には寄与するものであると考える」との説明では、達成目標の実現（我が国企業のROAの水準が欧米企業に遜色のない水準になること）にどの程度寄与するのかが明らかでないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業ポートフォリオの転換の円滑化措置
2	対象税目	法人税：義(国税5) 法人住民税：義、事業税：義(地方税11) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>第4次産業革命による技術・社会の変化や国内市場の縮小が進展していく中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの最適化を図ることにより、国全体として、経営資源を適切に配分していくことが重要である。</p> <p>そこで、コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、企業による事業ポートフォリオの転換(ノンコア事業の分離と併せてコア事業の強化のために新たな事業等の取得を行う積極的な取組。以下同じ。)の実施の円滑化を図るための政策的措置を講じる。</p> <p>(1)対象 産業競争力強化法に基づく計画の認定を受けた企業。</p> <p>(2)措置内容 ノンコア事業の売却と併せてコア事業の強化のために新たな事業買収等の取得を行う場合について、事業買収等の取得価格に応じた圧縮損の計上を可能とすることで、ノンコア事業の売却益の課税を繰延べる。</p> <p>(3)要件 ポートフォリオの転換を図る取組による一定以上の生産性の向上が見込まれていること等。</p> <p>《関係条項》</p>
4	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 産業組織課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成29年8月 分析対象期間：平成30年度～平成32年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
7	適用又は延長期間	平成33年3月31日まで
8	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>第4次産業革命による技術・社会の変化や国内市場の縮小が進展していく中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの最適化を図ることなどにより、国全体として、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要である。</p> <p>そこで、コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、事業ポートフォリオの転換を政策的に支援することにより、各企業が注力すべき事業への資源配分を促し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成29年6月「未来投資戦略2017」P118</p> <p>3.「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i)中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進</p> <p>④事業再編の円滑化</p> <p>第4次産業革命の進展というグローバルな環境変化の中、「稼ぐ力」を高めるためには、コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、事業ポートフォリオを機動的に見直し、経営資源を成長性・収益性の見込める事業に振り向けていく必要がある。このため、株式を活用した再編の促進策も含め、事業ポートフォリオの迅速な転換など大胆な事業再編を促進するための方策について広く関係制度の検討を行い、来年度を目標に必要な制度的対応を講じる。</p>																												
	②：政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-2 新陳代謝																												
	③：達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>限られた経営資源を高い価値を生み出せる事業に振り向ける取組を促し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>事業ポートフォリオの転換を通じて、経営資源を、成長性・収益性の見込める事業へ振り向けることで、我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p>																												
9	有効性等	<p>①：適用数等</p> <p>(単位：件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 \ 年度</th> <th>平成30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>162</td> <td>162</td> <td>162</td> </tr> </tbody> </table> <p>②：減収額</p> <p>(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 \ 年度</th> <th>平成30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>41</td> <td>41</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table>	区分 \ 年度	平成30	31	32	適用件数	6	6	6	適用額	162	162	162	区分 \ 年度	平成30	31	32	法人税	38	38	38	法人住民税	5	5	5	法人事業税	41	41	41
区分 \ 年度	平成30	31	32																											
適用件数	6	6	6																											
適用額	162	162	162																											
区分 \ 年度	平成30	31	32																											
法人税	38	38	38																											
法人住民税	5	5	5																											
法人事業税	41	41	41																											

(別紙) 事業単位のポートフォリオの転換の円滑化措置減収見込額試算

		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図るためには、CGSガイドラインや価値協創ガイダンスの策定などコーポレートガバナンス改革の取組の深化とあわせて、従来の企業行動を変え、大胆な経営判断を促すための経済的インセンティブを付与することが有効と考えられる。そこで、事業売却時の譲渡益の課税を繰延べる措置を講じることで、従来の企業行動を変え、大胆な経営判断による事業ポートフォリオの転換を促す。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>事業ポートフォリオの最適化を図ることにより、国全体として、限られた経営資源を適切に配分し、我が国企業の成長性・収益性の向上につながる効果がある。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	事業ポートフォリオの見直しが未だ十分には行われていない背景には、見直しの一環として行われることの多い事業売却が、我が国では円滑に行われていないことがある。ポートフォリオの転換を図る取組による生産性向上など一定の要件を満たす場合に限定した上で、事業売却時の譲渡益の課税を繰延べる税制上の支援措置を講じることは、その手法として妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

【国税】

減収見込額試算の方法

過去3年(平成26~28年度)の有価証券報告書より、子会社株式売却益、事業譲渡益の金額を集計して1社あたり平均事業売却益を算出し、当該金額に計画認定を受ける見込企業数、法人税率を考慮して減収見込額を試算する。

【国税】

1. 法人税減収見込額 3,796 (百万円)

・ 1社あたり平均事業売却益 × 計画認定見込企業数 × 法人税率 = 減収見込額
(2,704百万円) × (6社) × 23.4% = (3,796百万円)

2. 試算過程

(1) 1社あたりの平均事業売却益の試算

過去3年分の有価証券報告書より、子会社株式売却益(子会社株式評価損控除後)、事業譲渡益の金額と計上企業数を集計し、1社あたりの平均事業売却益の金額を試算する。

・ 1年あたり平均事業売却益計上額 ÷ 1年あたり平均事業売却計上企業数 = 1社あたり平均事業売却益
(137,924百万円) ÷ (51社) = (2,704百万円)

(計算内訳)

平成26~28年度平均子会社株式売却益計上額 93,006百万円 平均計上社数 19社

平成26~28年度平均事業譲渡益計上額 44,918百万円 平均計上社数 32社

(2) 計画認定を受ける見込企業数の試算

当措置の計画認定を受ける見込企業数は、(1)で試算した「1年あたり平均事業売却計上企業数」に、平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法における認定計画のうち、特定事業再編計画の認定を受けた割合を乗じて試算することとする((1)で試算した「1年あたり平均事業売却計上企業数」が認定計画を受ける可能性があるものと仮定し、そのうち特定事業再編計画を受ける割合と同程度、当措置の認定を受けるものと仮定する)。

・ 特定事業再編計画 ÷ (事業再編計画 + 特定事業再編計画) = 計画認定見込割合
(5件) ÷ (37件 + 5件) = 11.9%

・ 1年あたり平均事業売却計上企業数 × 計画認定見込割合 = 計画認定見込企業数
(51社) × (11.9%) = (6社)

(3) 減収見込額の試算

(1)(2)の試算を基に、法人税率を考慮して減収見込額を試算する。

・ 1社あたり平均事業売却益 × 計画認定見込企業数 × 法人税率 = 減収見込額
(2,704百万円) × (6社) × 23.4% = (3,796百万円)

【地方税税】

減収見込額試算の方法

国税の試算結果を基礎に試算。

【地方税】

1. 法人住民税の減収額 (490 百万円)

法人税の減収額 (3,796 百万円) × 税率 (12.9%) = 490 百万円

2. 法人事業税の減収額 (4,106 百万円)

所得割の減収額 (4,007 百万円) + 付加価値割の減収額 (99 百万円) = 4,106 百万円

(1) 所得割 (収入割) の減収額

法人事業税所得割 (収入割) の減収額 (892 百万円) + 地方法人特別税の減収額 (3,115 百万円) = 4,007 百万円

① 法人事業税の所得割 (収入割) の減収額

(特例による所得 (収入) の減収額 (16,224 百万円) × 税率 (5.5%※1) = 892 百万円

② 地方法人特別税の減収額

法人事業税所得割 (収入割) の減収額 (892 百万円) × 税率 (349.1%※1) = 3,115 百万円

(2) 付加価値割の減収額

特例による所得の減収額 (16,224 百万円) × 税率 (0.61%※1) = 99 百万円

※1 外形及び外形外法人に適用する場合の税率

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長		
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の数値目標（制度開始後、本制度を活用した投資累計額（平成34年度まで）：376億円）から新たな数値目標（制度開始後、本制度を活用した投資累計額（平成34年度まで）：287億円）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
昨年度の目標設定時には、20億円規模のファンド認定の存続や投資先要件の緩和が改正要望として盛り込まれており、目標設定はそれらの要望が認められる前提で試算を行った。 実際の改正にはその点が含まれなかったため、その要素を除外の上、再度試算した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（平成28年度：28件※推定値）について、算定根拠（出典）が明らかになっていない。
【経済産業省の補足説明】
本税制の適用には、G P 決算期及びその直後の各L P の決算期において株式を保有し続けている必要があるところ、平成27年度は本税制適用可能な最初の年度であったため、株式の取得時期及びG P ・ L P の決算時期の相違により実際に適用したL P は少数であった。 平成28年度以降の推定に関しては、この状況を踏まえた上で、各所にヒアリングを行い、その結果から9割と推定している。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】					
① 将来の適用数（平成30年度の法人税）が予測されていない。					
② 将来の適用数（平成29年度の法人税）について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。					
③ 将来の適用数（平成29年度の適用数：48件※推定値）が、過去の実績（平成27年度の適用数：2件）と、大きく乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。					
【経済産業省の補足説明】					
① 以下に予測。（延長が認められる前提で試算）					
	26年度末 時点	27年度末 時点	28年度末 時点	29年度末 時点	30年度末 時点
認定ファンド数(累計)	1	3	9	(12)	(15)

ベンチャー企業への投資を行ったLP数(社)	7	40	68	(91)	(104)
適用LP数(社)	0	2	(28)	(48)	(60)
投資実績額(百万円)	0	516	3551	(6014)	(6494)
損金算入額(百万円)	0	15	(589)	(1838)	(2033)

② 平成29年度及び平成30年度の算定根拠は以下。

認定ファンド数

過去3年9本の認定より平均である3本新規認定と推定。平成30年度も同様。

ベンチャー企業への投資を行ったLP数

20億円規模のファンドは1ファンドあたり8.7社のLPで構成されており、10億円規模はその半分の4.3社と仮定。

よって、平成29年度推定：78社+（4.3社×3本）≒91社

平成30年度推定：78社+（4.3社×6本）≒104社

（※平成28年度に投資を行ったファンドにおけるベンチャー企業への投資を行ったLP数は68社であり、投資を行わなかったファンドも含めた場合、78社となる。平成29年度には残りのファンドも投資を行うと想定されるため、推定には78社を用いた。）

適用LP数

平成27年度実績を参考に、27年度時点でLP参加している40社については2社利用・38社利用せずと仮定。また、上記以外のLPについては経営判断的に利用する企業を9割と仮定。（点検項目（2）参照）

以上より

平成28年度推定：2社+（（68社-40社）×0.9）≒28社

平成29年度推定：2社+（（91社-40社）×0.9）≒48社

平成30年度推定：2社+（（104社-40社）×0.9）≒60社

投資実績額

全ファンドが10年の存続期間のうち5年で、組成額のうち管理報酬を除く8割を平均的に投資すると仮定し下表に推定。（既に投資を実行しているファンドは残額を残期間で平均的に投資すると仮定）

見込み部分の計算式は以下。

（組成額×0.8）-（実績額）÷（5年-経過年数）=単年度投資額見込

ファンド	(百万円)		実績												
	組成額	投資可能額	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	見込	見込	見込	見込
認定1号	1600	1280	0	129	118	516	516	—	—	—	—	—	—	—	—
認定2号	7500	6000	—	381	1890	1243	1243	1243	—	—	—	—	—	—	—
認定3号	6200	4960	—	6	772	1394	1394	1394	—	—	—	—	—	—	—
認定4号	2000	1600	—	—	0	400	400	400	400	—	—	—	—	—	—
認定5号	1800	1440	—	—	522	229	229	229	229	—	—	—	—	—	—
認定6号	2000	1600	—	—	249	337	337	337	337	—	—	—	—	—	—
認定7号	2025	1620	—	—	—	324	324	324	324	324	—	—	—	—	—
認定8号	5000	4000	—	—	—	800	800	800	800	800	—	—	—	—	—
認定9号	1820	1456	—	—	—	291	291	291	291	291	—	—	—	—	—
認定見込10号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	—	—
認定見込11号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	—	—
認定見込12号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	—	—
認定見込13号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	—	—
認定見込14号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	—	—
認定見込15号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	—	—
合計	35945	28756	0	516	3551	6014	6494	5978	3341	2375	480				

※7.8.9号ファンドについては認定日が28年度末であるため、29年を投資開始年に設定。

損金算入額	
＜平成29年度推定＞	
○平成27年度の利用割合は4%（当該時点での認定ファンドは3本）であり、1号～3号ファンド構成するLPの本税制の利用傾向は27年度の実績を参考とし、同様4%利用であると仮定。（点検項目(4)※1を参照されたい。）	
○また平成28年度以降認定のファンドのLPについては、利用傾向が不明であるため、税制利用不能なLP（1割）を除外した上、経営判断的に利用する企業を9割と仮定。 （※認定ファンドのLPには非課税法人や個人など税制利用不可なLPが約1割存在する。よって計算上は当該LPの割合分を除外した。）	
○積立割合について、上限が設定されているが、上限未満割合の計上を行う合理性を想定し、上限割合を損金計上すると仮定。	
総投資額（推定）	6,014百万円
うち1～3号ファンド投資額	3,153百万円
うち4～9号ファンド投資額	2,381百万円
うち10～12号ファンド投資額	480百万円
これを前提に損金算入額を推定する（積立割合：1～9号8割、10～12号5割）	
1～3号ファンド損金算入額（推定）	101百万円（投資額×0.8×0.04）
4～9号ファンド損金算入額（推定）	1,543百万円（投資額×0.8×0.9×0.9）
10～12号ファンド損金算入額（推定）	194百万円（投資額×0.5×0.9×0.9）
合計損金算入額（推定）	1,838百万円
＜平成30年度推定＞	
総投資額（推定）	6,494百万円
うち1～3号ファンド投資額	3,153百万円
うち4～9号ファンド投資額	2,381百万円
うち10～15号ファンド投資額	960百万円
これを前提に損金算入額を推定する（積立割合：1～9号8割、10～15号5割）	
1～3号ファンド損金算入額（推定）	101百万円（投資額×0.8×0.04）
4～9号ファンド損金算入額（推定）	1,543百万円（投資額×0.8×0.9×0.9）
10～15号ファンド損金算入額（推定）	389百万円（投資額×0.5×0.9×0.9）
合計損金算入額（推定）	2,033百万円
【点検結果】	
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。	
②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 過去の減収額（平成27年度及び28年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式及びその出典）が明らかにされていない。	
② 過去の減収額（平成28年度の法人税）について、「133百万円」と推定されているが、算定に誤りがある。	
【経済産業省の補足説明】	
①②について	
27年度法人税：損金算入額実績14,578千円×23.9%≒3,484千円≒4百万円	
27年度法人住民税及び法人事業税：	
法人税の実績額（損金算入額14,578千円：減収額3,484千円）より法人住民税及び法人事業税（所得割、地方法人特別税、付加価値割）の平均税率を用いて算出したが、実績額をそのまま記載すべきであった。1,659千円に訂正した。	

28年度法人税：投資総額（実績）	3,551百万円
うち1～3号ファンド投資額	2,780百万円
うち4～9号ファンド投資額	771百万円 より
1～3号損金算入額（推計）	2,780百万円×0.8×0.04(※1)≒89百万円
4～9号損金算入額（推計）	771百万円×0.8×0.9×0.9(※2)≒500百万円
減収額（推計）	(89百万円+500百万円)×23.4%≒138百万円
と推定。（点検項目(2)参照）	
28年度法人住民税：法人税減収推定額	138百万円×12.9%≒18百万円
28年度法人事業税：所得割	：損金算入推計額589百万円×5.7%≒34百万円
地方法人特別税	：所得割34百万円×358.1%≒120百万円
付加価値割	：損金算入推計額589百万円×0.67%≒4百万円
計	158百万円
【点検結果】	
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。	

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】					
① 将来の減収額（平成30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。					
② 将来の減収額（平成29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式及びその出典）が明らかにされていない。					
③ 将来の減収額（平成29年度の法人税）について、「439百万円」と推定されているが、算定に誤りがある。					
【経済産業省の補足説明】					
① 以下に予測。					
	26年度末時点	27年度末時点	28年度末時点	29年度末時点	30年度末時点
投資実績額（百万円）	0	516	3551	(6014)	(6494)
損金算入額（百万円）	0	15	(589)	(1838)	(2033)
減収額（百万円）【国税】	0	4	(138)	(430)	(472)
減収額（百万円）【地方税】	0	1.7	(175)	(520)	(576)
うち法人住民税	0	0.5	(18)	(55)	(61)
うち法人事業税	0	1.2	(158)	(465)	(515)

（※端数処理により計が合わない場合あり）

②29年度法人税：

投資総額（実績）	6,014百万円
うち1～3号ファンド投資額	3,153百万円
うち4～9号ファンド投資額	2,381百万円
うち10～12号ファンド投資額	480百万円 より
1～3号損金算入額（推計）	3,153百万円×0.8×0.04≒101百万円
4～9号損金算入額（推計）	2,381百万円×0.8×0.9×0.9≒1,543百万円
10～12号損金算入額（推計）	480百万円×0.5×0.9×0.9≒194百万円
減収額（推計）	(101百万円+1,543百万円+194百万円)×23.4%≒430百万円
29年度法人住民税：法人税減収推定額	430百万円×12.9%≒55百万円
29年度法人事業税：所得割	：損金算入推計額1,838百万円×5.5%≒101百万円
地方法人特別税	：所得割101百万円×349.1%≒353百万円
付加価値割	：損金算入推計額1,838百万円×0.61%≒11百万円
計	465百万円

30年度法人税：	
投資総額（実績）	6,494百万円
うち1～3号ファンド投資額	3,153百万円
うち4～9号ファンド投資額	2,381百万円
うち10～15号ファンド投資額	960百万円 より
1～3号損金算入額（推計）	3,153百万円×0.8×0.04≒101百万円
4～9号損金算入額（推計）	2,381百万円×0.8×0.9×0.9≒1,543百万円
10～15号損金算入額（推計）	960百万円×0.5×0.9×0.9≒389百万円
減収額（推計）	(101百万円+1,543百万円+389百万円)×23.2%≒472百万円
30年度法人住民税：法人税減収推定額472百万円×12.9%≒61百万円	
30年度法人事業税：所得割：損金算入推計額2,033百万円×5.5%≒112百万円	
地方法人特別税：所得割112百万円×349.1%≒391百万円	
付加価値割：損金算入推計額2,033百万円×0.61%≒12百万円	
計 約515百万円	
(端数調整により計が合わない場合がある)	
③ 御指摘の通り。上記の通り訂正した。	
【点検結果】	
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。	

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 過去の効果について、『ファンド組成額』、『ファンド数』及び『年間投資額』の数値から、本税制認定ファンドによる実績が全体の一定割合を占めており、一定の効果有していると推測できる」と説明されているが、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）は2件（平成27年度）であり、その投資額は、評価書に記載された損金算入額が15百万円であり、積立割合が8割であることから、約19百万円（＝15百万円÷0.8）と考えられ、投資実績額516百万円（平成27年度）の約3.7%、達成目標（制度開始後、本制度を活用した投資累計額（平成34年度まで）：287億円）の約0.07%に相当すると考えられることから、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。	
② 過去の直接的な効果（平成26年度から28年度まで）について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。	
【経済産業省の補足説明】	
① 平成27年における投資実績と積立実績の乖離については、点検項目（2）を参照されたい。 その上で、たしかに平成27年度においては投資実績額516百万円と僅少であるが、これは認定のタイミングにより1～3号ファンド分のみの実績であり、目標287億円のうち当該ファンドの占める割合は約122.4億円。これを分母として1～3号ファンドの投資実績を分析すると、 ○平成27年度：投資額（129+381+6）／投資可能額12240百万円≒4% ○平成28年度：投資額（118+1890+772）／投資可能額12240百万円≒23% となっており、目標の達成に寄与していると言える。	
② 直接的な効果の把握については、適宜各G P及びL Pにヒアリングを行い、必要な情報を収集している。	
【点検結果】	
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 将来の効果について、過去の効果が達成目標（制度開始後、本制度を活用した投資累計額（平成34年度まで）：287億円）の約0.07%に相当すると考えられることを踏まえて	

も、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。												
② 将来の効果（平成29年度及び30年度）について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。												
【経済産業省の補足説明】												
① 平成27年における投資実績と積立実績の乖離については、点検項目（2）を参照されたい。そのうえで、政策目標の達成状況に関する考え方は、先述の（6）①に示したとおりであり、また、将来における投資額推計は下記表のとおりとなっており、目標の達成に寄与していると言える。												
	(百万円)		実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込
ファンド	組成額	投資可能額	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
認定1号	1600	1280	0	129	118	516	516	—	—	—	—	
認定2号	7500	6000	—	381	1890	1243	1243	1243	—	—	—	
認定3号	6200	4960	—	6	772	1394	1394	1394	—	—	—	
認定4号	2000	1600	—	—	0	400	400	400	400	—	—	
認定5号	1800	1440	—	—	522	229	229	229	229	—	—	
認定6号	2000	1600	—	—	249	337	337	337	337	—	—	
認定7号	2025	1620	—	—	—	324	324	324	324	324	—	
認定8号	5000	4000	—	—	—	800	800	800	800	800	—	
認定9号	1820	1456	—	—	—	291	291	291	291	291	—	
認定見込10号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	
認定見込11号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	
認定見込12号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	
認定見込13号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	
認定見込14号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	
認定見込15号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	
合計	35945	28756	0	516	3551	6014	6494	5978	3341	2375	480	
※7.8.9号ファンドについては認定日が28年度末であるため、29年を投資開始年に設定。												
② 直接的な効果の把握については、適宜各G P及びL Pにヒアリングを行い、必要な情報を収集している。												
【点検結果】												
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。												

点検項目(2)、(3)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長
2	対象税目	(国税8、地方税18(自動運動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 本税制措置は、青色申告書を提出する法人(以下「法人投資家」という。)が、産業競争力強化法第17条に規定する特定新事業開拓投資事業計画について、平成30年3月31日までに経済産業大臣の認定を受けた投資事業有限責任組合(以下「認定組合」という。)に出資をし、同組合が同法第2条第5項に規定する新事業開拓事業者(いわゆるベンチャー企業)の株式を取得した場合において、各事業年度終了時における帳簿価額の50%以下(平成28年度以前の認定については80%)の金額を損失準備金として積み立てて、その積み立てた額を損金算入することができるものである。 《関係条項》 租税特別措置法第55条の2、第68条の43の2 租税特別措置法施行令第32条の3 租税特別措置法施行規則第21条の2
4	担当部局	経済産業政策局 新規産業室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月10日 分析対象期間:平成26年度～平成28年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設 平成29年度 拡充・1年間延長 (地方投資の観点から地方投資要件を追加し、資金的な要件を緩和)
7	適用又は延長期間	【現状】 平成30年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成31年3月31日までに認定を受けたベンチャーファンドを通じた出資について、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。 産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ2020」(平成28年4月19日 日本経済再生本部決定)においても、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築を進めていく」とされている。 《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定) 一. 日本産業再興プラン 1. 産業の新陳代謝の促進

						iii)ベンチャー支援 ○ベンチャー・チャレンジ2020 (平成28年4月19日 日本経済再生本部決定) 3. 我が国ベンチャーを巡る課題と今度の対応の方向性 (2)民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築支援 4. 新たな目標設定とPDCAサイクルの構築 ※ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増とすることを旨とする (現状:0.028%(2012-14年の3か年平均)(内閣府「国民経済計算」、VEC「ベンチャー白書」より) ○日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 (2)新たに講ずべき具体的施策 iv)「ベンチャー・チャレンジ2020」の実現		
	②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-2新陳代謝					
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す。 【数値目標】 制度開始後、本制度を活用した投資累計額(平成34年度まで):287億円 ※数値目標の設定について、平成29年8月時点で既に認定を行ったファンドについては実際の組成額をベースに試算。また、当該時点以降については、平成29年度及び平成30年度に10億円規模のファンドを各3件新たに認定すると仮定し、試算。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、事業会社・金融機関等の法人がベンチャーファンドを通じてベンチャー企業へ出資することは、事業拡張期にあるベンチャー企業の市場の獲得、製品・サービスの量産体制の確立、販路の拡大をもたらす、我が国におけるベンチャー企業の育成に寄与する。					
9	有効性等	① 適用数等	※()内は推定値	26年度末時点	27年度末時点	28年度末時点	29年度末時点	30年度末時点
			認定ファンド数(累計)	1	3	9	(12)	(15)
			ベンチャー企業への投資を行ったLP数(社)	7	40	68	(91)	(104)
			適用LP数(社)	0	2	(28)	(48)	(60)
			投資実績額(百万円)	0	516	3551	(6014)	(6494)
			損金算入額(百万円)	0	15	(589)	(1838)	(2033)
			【推定根拠】					

認定ファンド数 過去3年9本の認定より平均である3本新規認定と推定。
ベンチャー企業への投資を行ったLP数 20億円規模のファンドは1ファンドあたり8.7社のLPで構成されており、10億円規模はその半分の4.3社と仮定。
 よって、78社+(4.3社×3本)≒91社
 (※平成28年度に投資を行ったファンドにおけるベンチャー企業への投資を行ったLP数は68社であり、投資を行わなかったファンドも含めた場合、78社となる。平成29年度には残りのファンドも投資を行うと想定されるため、推定には78社を用いた。)

適用LP数 平成28年度において、68社のうち40社については平成27年度実績を参考に2社利用・38社利用せずと仮定。
 68社のうち残り28社については、経営判断的に利用する企業を9割と仮定すると約26社。よって、計28社と推定。
 平成29年度において、同様に、91社のうち40社については2社利用と仮定。残り51社については9割利用と仮定すると約46社。
 よって計48社と推定。

投資実績額 全ファンドが10年の存続期間のうち5年で、組成額のうち管理報酬を除く8割を平均的に投資すると仮定。
 (既に投資を実行しているファンドは残額を残期間で平均的に投資すると仮定)

ファンド	(百万円)		実績		実績		見込		見込		見込		見込	
	組成額	投資可能額	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
認定1号	1600	1280	0	129	118	516	516	—	—	—	—	—	—	—
認定2号	7500	6000	—	381	1890	1243	1243	1243	—	—	—	—	—	—
認定3号	6200	4960	—	6	772	1394	1394	1394	—	—	—	—	—	—
認定4号	2000	1600	—	—	0	400	400	400	400	—	—	—	—	—
認定5号	1800	1440	—	—	522	229	229	229	229	—	—	—	—	—
認定6号	2000	1600	—	—	249	337	337	337	337	—	—	—	—	—
認定7号	2025	1620	—	—	—	324	324	324	324	324	—	—	—	—
認定8号	5000	4000	—	—	—	800	800	800	800	800	—	—	—	—
認定9号	1820	1456	—	—	—	291	291	291	291	291	—	—	—	—
認定見込10号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	—
認定見込11号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	—
認定見込12号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	—
認定見込13号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	—
認定見込14号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	—
認定見込15号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	—
合計	35945	28756	0	516	3551	6014	6494	5978	3341	2375	480	—	—	—

※7.8.9号ファンドについては認定日が28年度末であるため、29年を投資開始年に設定。

損金算入額
 <平成28年度推定>
 ○平成27年度の利用割合は4%(当該時点での認定ファンドは3本)であり、1号～3号ファンド構成するLPの本税制の利用傾向は27年度の実績を参考とし、同様4%利用であると仮定。
 ○また、平成28年度末までに新たに認定した6本のファンド(4号～9号)については、利用傾向が不明であるため、税制利用不能なLP(1割)を除外した上、経営判断的に利用する企業を9割と仮定。
 ○積立割合について、上限が設定されているが、上限未滿割合の計上を行う合理性を想定しがたいことから、上限割合を損金計上すると仮定。
 投資総額 3,551百万円
 うち1～3号ファンド投資額 2,780百万円
 うち4～9号ファンド投資額 771百万円
 これを前提に損金算入額を推定すると (積立割合8割)
 1～3号ファンド損金算入額(推定) 89百万円(投資額×0.8×0.04)
 4～9号ファンド損金算入額(推定) 500百万円(投資額×0.8×0.9×0.9)
 合計損金算入額(推定) **589百万円**
 <平成29年度推定>
 ○1～9号ファンドについては、投資額実績の推定を前提に平成28年度推定と同様の計算を行う。
 ○新たに認定が想定される3ファンド(10号～12号)については、4号～9号ファンドと同様の計算方法による。

総投資額(推定) 6,014百万円
 うち1～3号ファンド投資額 3,153百万円
 うち4～9号ファンド投資額 2,381百万円
 うち10～12号ファンド投資額 480百万円
 これを前提に損金算入額を推定する(積立割合:1～9号8割、10～12号5割)
 1～3号ファンド損金算入額(推定) 101百万円(投資額×0.8×0.04)
 4～9号ファンド損金算入額(推定) 1,543百万円(投資額×0.8×0.9×0.9)
 10～12号ファンド損金算入額(推定) 194百万円(投資額×0.5×0.9×0.9)
 合計損金算入額(推定) **1,838百万円**

<平成30年度推定>
 総投資額(推定) 6,494百万円
 うち1～3号ファンド投資額 3,153百万円
 うち4～9号ファンド投資額 2,381百万円
 うち10～15号ファンド投資額 960百万円
 これを前提に損金算入額を推定する(積立割合:1～9号8割、10～15号5割)
 1～3号ファンド損金算入額(推定) 101百万円(投資額×0.8×0.04)
 4～9号ファンド損金算入額(推定) 1,543百万円(投資額×0.8×0.9×0.9)
 10～15号ファンド損金算入額(推定) 389百万円(投資額×0.5×0.9×0.9)
 合計損金算入額(推定) 2,033百万円

② 減収額

※()内は推定値

	26年度末時点	27年度末時点	28年度末時点	29年度末時点	30年度末時点
投資実績額(百万円)	0	516	3551	(6014)	(6494)
損金算入額(百万円)	0	15	(589)	(1838)	(2033)
減収額【国税】(百万円)	0	4	(138)	(430)	(472)
減収額【地方税】(百万円)	0	1.7	(175)	(520)	(576)
うち法人住民税	0	0.5	(18)	(55)	(61)
うち法人事業税	0	1.2	(158)	(465)	(515)

減収額
 <平成28年度推計>
 法人税減収額(推計) 589百万円×23.4%≒138百万円
 法人住民税:法人税減収推定額138百万円×12.9%≒18百万円
 法人事業税:所得割:損金算入推計額589百万円×5.7%≒34百万円
 地方法人特別税:所得割34百万円×358.1%≒120百万円
 付加価値割:損金算入推計額589百万円×0.67%≒4百万円
 計 158百万円
 <平成29年度推定>
 法人税減収額(推計) 1838百万円×23.4%≒430百万円
 法人住民税:法人税減収推定額430百万円×12.9%≒55百万円
 法人事業税:所得割:損金算入推計額1,838百万円×5.5%≒101百万円
 地方法人特別税:所得割101百万円×349.1%≒353百万円
 付加価値割:損金算入推計額1,838百万円×0.61%≒11百万円
 計 465百万円
 <平成30年度推定>
 法人税減収額(推計) 2033百万円×23.2%≒472百万円
 法人住民税:法人税減収推定額472百万円×12.9%≒61百万円
 法人事業税:所得割:損金算入推計額2,033百万円×5.5%≒112百万円

		<p>地方法人特別税：所得割 112 百万円×349.1%≒391 百万円 付加価値割：損金算入推計額 2,033 百万円×0.61%≒12 百万円 計 約 515 百万円</p>																																																																																																																																																						
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》 ベンチャー企業の育成や、成長するベンチャー企業による新事業の創出にあたって、いわゆるリスクマネー供給の強化が一つの課題であるところ、株式を取得した場合に帳簿価額の一定割合を準備金として積み立てることを出資企業へのインセンティブとして設けることで、ベンチャーファンドへの資金供給を促進し、特に成長ステージにあるベンチャー企業への投資を促進することが本税制措置の目的であり、以下の3つの数値において、本税制認定ファンドによる実績が全体の一定割合を占めており、一定の効果を有していると推測できる。</p> <p>(1)ファンド組成額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定ファンド組成額(億円)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>16</td> <td>137</td> <td>146</td> <td>(30)</td> </tr> <tr> <td>ファンド組成総額(億円)</td> <td>1036</td> <td>921</td> <td>911</td> <td>1932</td> <td>2593</td> <td>(1479)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) VEG「ベンチャー白書2016」「ベンチャーキャピタル投資動向調査(直近四半期2017年1Q)」 ※()は推計値 ※平成29年度ファンド組成総額：過去5年間の平均値を記載。</p> <p>(2)ファンド数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定ファンド数(件)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>認定対象ファンド数(件)</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>(11)</td> <td>(11)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) VEG「ベンチャー白書2016」「ベンチャー白書2015」「ベンチャーキャピタル投資動向調査(直近四半期2017年1Q)」 ※()は推計値 ※認定対象ファンド数：ベンチャー白書2016を参考に認定対象ファンドが属する規模層(10億円～100億円)の合計値を算出。 ※平成28年認定ファンド数：キャピタルコール含む累計出資額をファンド規模と定義しているため、調査時点で平成28年度の当該規模層は実績無しのため、過去5年の平均値を記載 ※平成29年認定ファンド数：過去5年間の平均値を記載</p> <p>(3)年間投資額(国内)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定ファンド投資額(億円)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>5.16</td> <td>35.51</td> <td>(60.14)</td> </tr> <tr> <td>国内向け投資金額(億円)</td> <td>495</td> <td>718</td> <td>740</td> <td>874</td> <td>1056</td> <td>(777)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) VEG「ベンチャー白書2016」「ベンチャーキャピタル投資動向調査(直近四半期2017年1Q)」 ※()は推計値 ※国内向け投資額見込みについては過去5年間の平均値</p> <p>○目標に対する現在までの投資額の寄与の割合 目標：投資総額 287 億円 現在までの投資累計額：約 41 億円 寄与割合：約 14%</p> <p>○現状把握 ファンドの投資活動として、10年の存続期間のうち前半5年において管理報酬を除くファンド組成総額の8割の投資を平均的に行うと仮定。 既に投資を行ったファンドの投資割合、目標とする投資割合及び達成割合は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ファンド</th> <th colspan="2">(百万円)</th> <th colspan="3">実績</th> <th rowspan="2">投資総額に対する投資割合の割合</th> <th rowspan="2">目標割合</th> <th rowspan="2">達成割合</th> </tr> <tr> <th>組成額</th> <th>投資総額</th> <th>H28</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定1号</td> <td>1000</td> <td>1280</td> <td>0</td> <td>129</td> <td>118</td> <td>2.67</td> <td>19.3%</td> <td>80.0%</td> <td>32.2%</td> </tr> <tr> <td>認定2号</td> <td>7500</td> <td>6000</td> <td>—</td> <td>381</td> <td>1,880</td> <td>2,271</td> <td>37.8%</td> <td>40.0%</td> <td>94.8%</td> </tr> <tr> <td>認定3号</td> <td>8200</td> <td>4980</td> <td>—</td> <td>8</td> <td>772</td> <td>778</td> <td>15.7%</td> <td>20.0%</td> <td>78.4%</td> </tr> <tr> <td>認定4号</td> <td>2000</td> <td>1900</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>20.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>認定5号</td> <td>1800</td> <td>1440</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>522</td> <td>522</td> <td>38.3%</td> <td>20.0%</td> <td>181.3%</td> </tr> <tr> <td>認定6号</td> <td>2000</td> <td>1600</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>249</td> <td>249</td> <td>15.6%</td> <td>20.0%</td> <td>77.8%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21100</td> <td>18680</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>3,551</td> <td>4,067</td> <td>24.1%</td> <td></td> <td>77.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○分析 平成28年度末時点において、達成割合が100%であるのが望ましいところ、平均77.4%に留まっている理由を推測するに、投資先の選定・投資実行</p>		H24	H25	H26	H27	H28	H29	認定ファンド組成額(億円)	—	—	16	137	146	(30)	ファンド組成総額(億円)	1036	921	911	1932	2593	(1479)		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29(見込)	認定ファンド数(件)	—	—	—	1	2	6	(3)	認定対象ファンド数(件)	13	7	16	10	10	(11)	(11)		H24	H25	H26	H27	H28	H29(見込)	認定ファンド投資額(億円)	—	—	0	5.16	35.51	(60.14)	国内向け投資金額(億円)	495	718	740	874	1056	(777)	ファンド	(百万円)		実績			投資総額に対する投資割合の割合	目標割合	達成割合	組成額	投資総額	H28	H27	H28	認定1号	1000	1280	0	129	118	2.67	19.3%	80.0%	32.2%	認定2号	7500	6000	—	381	1,880	2,271	37.8%	40.0%	94.8%	認定3号	8200	4980	—	8	772	778	15.7%	20.0%	78.4%	認定4号	2000	1900	—	—	0	0	0.0%	20.0%	0.0%	認定5号	1800	1440	—	—	522	522	38.3%	20.0%	181.3%	認定6号	2000	1600	—	—	249	249	15.6%	20.0%	77.8%	合計	21100	18680	0	516	3,551	4,067	24.1%		77.4%
	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																																																																																																																																		
認定ファンド組成額(億円)	—	—	16	137	146	(30)																																																																																																																																																		
ファンド組成総額(億円)	1036	921	911	1932	2593	(1479)																																																																																																																																																		
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29(見込)																																																																																																																																																	
認定ファンド数(件)	—	—	—	1	2	6	(3)																																																																																																																																																	
認定対象ファンド数(件)	13	7	16	10	10	(11)	(11)																																																																																																																																																	
	H24	H25	H26	H27	H28	H29(見込)																																																																																																																																																		
認定ファンド投資額(億円)	—	—	0	5.16	35.51	(60.14)																																																																																																																																																		
国内向け投資金額(億円)	495	718	740	874	1056	(777)																																																																																																																																																		
ファンド	(百万円)		実績			投資総額に対する投資割合の割合	目標割合	達成割合																																																																																																																																																
	組成額	投資総額	H28	H27	H28																																																																																																																																																			
認定1号	1000	1280	0	129	118	2.67	19.3%	80.0%	32.2%																																																																																																																																															
認定2号	7500	6000	—	381	1,880	2,271	37.8%	40.0%	94.8%																																																																																																																																															
認定3号	8200	4980	—	8	772	778	15.7%	20.0%	78.4%																																																																																																																																															
認定4号	2000	1900	—	—	0	0	0.0%	20.0%	0.0%																																																																																																																																															
認定5号	1800	1440	—	—	522	522	38.3%	20.0%	181.3%																																																																																																																																															
認定6号	2000	1600	—	—	249	249	15.6%	20.0%	77.8%																																																																																																																																															
合計	21100	18680	0	516	3,551	4,067	24.1%		77.4%																																																																																																																																															

			<p>の判断は、各ファンドの投資担当者に依存するところ、投資先候補における技術開発の状況や投資先を巡る市場の動向(現状はやや株価が高騰気味)等の状況を勘案し、各ファンドの投資担当者が投資時期を窺っていると考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本税制措置により、法人投資家からベンチャー企業への投資を促進することは、ベンチャー企業によるイノベーションの創出に繋がりを、一時的な税収減を是認する効果が十分にあると考えられる。 (なお、本税制は課税の繰り延べであり、後年度益金に算入されるため、期間全体を通せば減収とはならない。)</p> <p>本税制に係る各年度の減収額及び投資実績及び見込は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度末時点</th> <th>27年度末時点</th> <th>28年度末時点</th> <th>29年度末時点</th> <th>30年度末時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資実績額(百万円)</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>3551</td> <td>(6014)</td> <td>(6494)</td> </tr> <tr> <td>損金算入額(百万円)</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>(558)</td> <td>(1838)</td> <td>(2033)</td> </tr> <tr> <td>減収額【国税】(百万円)</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>(138)</td> <td>(430)</td> <td>(472)</td> </tr> <tr> <td>減収額【地方税】(百万円)</td> <td>0</td> <td>1.7</td> <td>(175)</td> <td>(520)</td> <td>(576)</td> </tr> <tr> <td>うち法人住民税</td> <td>0</td> <td>0.5</td> <td>(18)</td> <td>(55)</td> <td>(61)</td> </tr> <tr> <td>うち法人事業税</td> <td>0</td> <td>1.2</td> <td>(158)</td> <td>(465)</td> <td>(515)</td> </tr> </tbody> </table>		26年度末時点	27年度末時点	28年度末時点	29年度末時点	30年度末時点	投資実績額(百万円)	0	516	3551	(6014)	(6494)	損金算入額(百万円)	0	15	(558)	(1838)	(2033)	減収額【国税】(百万円)	0	4	(138)	(430)	(472)	減収額【地方税】(百万円)	0	1.7	(175)	(520)	(576)	うち法人住民税	0	0.5	(18)	(55)	(61)	うち法人事業税	0	1.2	(158)	(465)	(515)
	26年度末時点	27年度末時点	28年度末時点	29年度末時点	30年度末時点																																								
投資実績額(百万円)	0	516	3551	(6014)	(6494)																																								
損金算入額(百万円)	0	15	(558)	(1838)	(2033)																																								
減収額【国税】(百万円)	0	4	(138)	(430)	(472)																																								
減収額【地方税】(百万円)	0	1.7	(175)	(520)	(576)																																								
うち法人住民税	0	0.5	(18)	(55)	(61)																																								
うち法人事業税	0	1.2	(158)	(465)	(515)																																								
10	相当性	①：租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>法人投資家によるベンチャー投資の促進は、その性質上予算措置で個別に手当をすべきものではない。地域経済の実情を考慮する法律の認定を受けたベンチャーファンドに対する投資に限定した上で、投資家を限定することなく租税特別措置によって実施することは妥当である。</p>																																										
		②：他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>エンジェル税制 個人投資家を対象とする現行のエンジェル税制は、創業後初期のベンチャー企業に対する投資を想定しているものであるが、本税制措置は、主に事業拡張期にあるベンチャー企業に対する、事業会社からベンチャーファンドを通じた投資を促進するもの。</p>																																										
		③：地方公共団体が協力する相当性																																											
11	有識者の見解		特になし。																																										
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年8月																																										

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	所得拡大促進税制の拡充及び延長
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 所期の目標（GDP 名目成長率3%（政府目標）に合わせた賃上げの推進）から新たな達成目標（個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制のみで達成すべき目標ではないが、最終的には、政府目標である2020年までにGDP600兆円、最低賃金1000円を実現することが必要であると考えている。</p> <p>② 同上</p> <p>③ 2020年までにGDP600兆円を実現するためには、GDP 名目成長率3%が必須であり、これらは密接に関係している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成28年度の所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成28年度の法人税適用見込み）について、「107,936件（推計値）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、所得税については公表されていないところ、短期間での合理的な適用数の把握が困難である。</p> <p>② 出典については別紙1（適用実態調査）を参照頂きたい。別紙1の推計方法については、別紙2に記載。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成29年度から32年度までの法人税及び所得税）が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>平成29年度の適用数については別紙1（適用実態調査）を参照頂きたい。</p>

なお、別紙1の推計方法については、別紙2に記載。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、依然として、将来の適用数（平成30年から32年度までの法人税及び所得税）が予測されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成26年度から28年度までの所得税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度及び28年度の法人住民税）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成26年度の法人住民税）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。また、過去の減収額（平成28年度の法人税適用見込み）について、「推計値は1社当たり雇員給与等支給額×10%（中小企業は20%）×税額控除実施法人数により算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、税目ごとの減収額については公表されていないところ、短期間での合理的な適用数の把握が困難である。</p> <p>② 同上</p> <p>③ 計算方法については別紙2のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 依然として、過去の減収額（平成26年度の法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。また、過去の減収額（平成28年度の法人税適用見込み）については、補足説明により、推計方法は明らかになったものの、評価書に記載されている推計方法（推計値は1社当たり雇員給与等支給額×10%（中小企業は20%）×税額控除実施法人数により算出）とは異なっている。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成29年度から32年度までの法人税、所得税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>平成29年度の減収額については別紙1（適用実態調査）を参照頂きたい。なお、別紙1の推計方法については、別紙2に記載。平成30年度以降については、財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において、税目ごとの減収額については公表されていないところ、短期間での合理的な適用数の把握が困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、依然として、将来の減収額（平成29年度の所得税、法人住民税及び法人事業税、30年から32年度までの法人税、所得税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p><個人の所得水準の改善>に係る効果</p> <p>① 過去の効果（平成26年度から28年度まで）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の効果（平成26年度から28年度まで）については、内閣府の試算から、「平成26年度から平成29年度の4年間で、マクロで1.46兆円相当の賃金引き上げ効果があった」と説明されているが、この試算の根拠となっている「本税制の適用対象となった給与等支給増加額」及び「アンケート調査」に係る数値とその出典が明らかにされていない。</p> <p><消費拡大>に係る効果</p> <p>③ 本特例措置の目標は、「個人の所得水準の改善を通じた消費の拡大」とされているところ、現在の貴省の説明では賃金引き上げ効果についてのみ言及されていることから、本特例措置による消費拡大への効果についても定量的に説明する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 内閣府の分析は年度毎の効果試算を積み上げたものであるが、効果については毎年度平準的に効果があったと考えている。</p> <p>② 内閣府の試算を出典としている。内閣府が試算の下にしているアンケート調査は、「平成26年度所得拡大促進税制の利用促進に関する調査」を指す。算出方法としては、本税制が賃上げを後押ししたと回答した企業の割合から、本税制による賃上げ効果を推計している。</p> <p>③ 消費と可処分所得の関係を確認すると、消費支出と可処分所得には正の相関がみられる。（平成28年度 内閣府 経済財政白書など）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p><個人の所得水準の改善>に係る効果</p> <p>① 将来の効果（平成29年度から32年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の効果（平成29年度）については、内閣府の試算から、「平成26年度から平成29年度の4年間で、マクロで1.46兆円相当の賃金引き上げ効果があった」と説明されているが、この試算の根拠となっている「本税制の適用対象となった給与等支給増加額」及び「アンケート調査」に係る数値とその出典が明らかにされていない。</p> <p><消費拡大>に係る効果</p> <p>③ 本特例措置の目標は、「個人の所得水準の改善を通じた消費の拡大」とされているところ、現在の貴省の説明では賃金引き上げ効果についてのみ言及されていることから、本特例措置による消費拡大への効果についても定量的に説明する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 内閣府の分析は年度毎の効果試算を積み上げたものであるが、効果については毎年度平準的に効果があったと考えている。</p> <p>② 内閣府の試算を出典としている。内閣府が試算の下にしているアンケート調査は、「平成26年度所得拡大促進税制の利用促進に関する調査」を指す。算出方法としては、本税制が賃上げを後押ししたと回答した企業の割合から、本税制による賃上げ効果を推計している。</p> <p>③ 消費と可処分所得の関係を確認すると、消費支出と可処分所得には正の相関がみられる。（平成28年度 内閣府 経済財政白書など）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 依然として、平成30年度から32年度までの効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	所得拡大促進税制の拡充及び延長
2	対象税目	(国税9・地方税12)(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義 法人事業税:義) 【新設・ 拡充 ・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>【制度の概要(現行の要件)】</p> <p>青色申告書を提出する事業者が、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度(個人の場合は平成26年から平成30年までの各年)に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業者の雇用者給与等支給増加額(雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額)の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合※以上であるとき(次の①及び②要件を満たす場合に限り。(注1))は、その雇用者給与等支給増加額の10%(注2)について法人税・所得税から税額控除ができることとする。ただし、上限を法人税額・所得税額の10%(中小事業者は20%)とする。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと</p> <p>② 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること</p> <p>(注1)中小企業者等以外の法人については、①②に加え、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であることを要件とする。</p> <p>(注2)中小企業者等以外の法人については、控除税額を雇用者給与等支給増加額の10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の2%との合計額とする。中小企業者等については、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上である場合における控除税額を、雇用者給与等支給増加額の10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の12%との合計額とする。</p> <p>(注3)※を満たすのに必要な割合は、適用年度が平成26年度又は平成27年度である場合は2%、平成28年度は3%、平成29年度は4%、平成30年度は5%とする。ただし、中小事業者については適用年度が平成29年度又は平成30年度である場合3%とする。</p>

		<p>【要望の内容】</p> <p>賃上げとそれに伴う消費の拡大を実現するために、生産性を向上させ、企業が自立的に賃上げを実施する環境整備を行う観点から、賃上げの実施に加え人材投資を増加させている企業に対する所得拡大促進税制の支援措置を強化する。また、中小企業については、生産性の低い業種に対して重点支援を行う。加えて、賃上げに取り組んでいる中小企業が本税制をより活用しやすくするため、要件を緩和する。</p> <p>(1)税額控除を拡充</p> <p>① 前年度から、教育訓練費を一定割合増加させた企業については、雇用者給与等支給増加額の一定額を税額控除する。</p> <p>② 中小企業に対しては、新たに外部から中核人材を採用した場合、給与等支給増加額の一定額を税額控除する。</p> <p>③ 中小企業に対しては、生産性が低い業種に分類される場合、給与等支給増加額の一定額を税額控除する。</p> <p>(2)制度の要件緩和(中小企業)</p> <p>要件①(雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと)の見直し。</p> <p>《関係条項》</p> <p>・所得税(租税特別措置法第10条の5の4、租税特別措置法施行令第5条の6の4)</p> <p>・法人税(租税特別措置法第42条の12の5、第68条の15の6、租税特別措置法施行令第27条の12の5、第39条の47)</p> <p>・地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第13項、地方税法附則第9条第13項、地方税法附則第9条第14項</p>
4	担当部局	経済産業政策局産業人材政策室 中小企業庁事業環境部企画課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成26年度~32年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度税制改正において新設 平成26年度税制改正において平成29年度末までの延長、雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等の改正 平成27年度税制改正において雇用者給与等支給増加割合の要件緩和の改正 平成28年度税制改正において雇用促進税制との併用禁止解除の改正 平成29年度税制改正において拡充
7	適用又は延長期間	3年間(平成30年度~32年度)
x8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、賃上げとそれに伴う可処分所得の増加を通じた消費の拡大が重要。賃上げを促進し、所得と消費の拡大による経済の好循環を作り出すための税制措置を実施することで、さらなる経済成長を図る。</p>

	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋) 賃金引上げと労働生産性向上 過去最高水準の企業収益を継続的に賃上げにつなげて労働分配率を上昇させることにより総雇用者所得を増加させていくとともに、最低賃金について年率3%程度を目途として、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1,000 円となることを目指す。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2017(平成 28 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋) (1)可処分所得の拡大 アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を作り出す中で、過去最高の企業収益を継続的に賃金引上げに確実につなげ、賃金引上げが継続するという共通の認識を醸成することにより、消費の拡大を図る。また、長時間労働は正に伴う所定外賃金の減少分を原資とした処遇改善等も必要である。こうした取組を通じて、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環を更に確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。 最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1000 円になることを目指す。</p> <p>○働き方改革実行計画(平成 29 年 3 月 28 日閣議決定) (抜粋) 3. 賃金引上げと労働生産性向上 (1)企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善 アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を作り出す中で、企業収益は過去最高となっている。過去最高の企業収益を継続的に賃上げに確実につなげ、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環をさらに確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。 このため、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1000 円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋) 賃金引上げと労働生産性向上 過去最高水準の企業収益を継続的に賃上げにつなげて労働分配率を上昇させることにより総雇用者所得を増加させていくとともに、最低賃金について年率3%程度を目途として、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1,000 円となることを目指す。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2017(平成 28 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋) (1)可処分所得の拡大 アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を作り出す中で、過去最高の企業収益を継続的に賃金引上げに確実につなげ、賃金引上げが継続するという共通の認識を醸成することにより、消費の拡大を図る。また、長時間労働は正に伴う所定外賃金の減少分を原資とした処遇改善等も必要である。こうした取組を通じて、近年低下傾向にある労働分配率を上昇さ</p>

		<p>せ、経済の好循環を更に確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。 最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1000 円になることを目指す。</p> <p>○働き方改革実行計画(平成 29 年 3 月 28 日閣議決定) (抜粋) 3. 賃金引上げと労働生産性向上 (1)企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善 アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を作り出す中で、企業収益は過去最高となっている。過去最高の企業収益を継続的に賃上げに確実につなげ、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環をさらに確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。 このため、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1000 円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の好循環の実現</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中堅・中小企業の賃上げを強力に後押しし、「成長と分配の好循環」を地域の中堅・中小企業にもたらすことによって、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大を達成することで、経済の好循環が促される。</p>
<p>9 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>○利用実績 ＜法人税＞ 平成 26 年度適用実績: 78,261 件 (内訳)大企業 4,075 件 中小企業 74,186 件</p> <p>平成 27 年度適用実績: 90,594 件 (内訳)大企業: 3,980 件 中小企業: 86,614 件</p> <p>平成 28 年度適用見込: 107,936 件(推計値) (内訳)大企業: 4,000 件 中小企業: 103,936 件</p> <p>※平成 26・27 年度は財務省「適用実態調査報告書」による実績値。平成 28 年度は当該報告書未公表のため推計値。 ※平成 29 年度以降は精査中。</p>

	<p><所得税> 平成 26 年度適用者数 : 10,186 件 平成 27 年度適用者数 : 15,509 件 ※平成 26・27 年度は国税庁「申告所得税標準調査」による。実績額は精査中。 ※平成 28 年度以降は精査中。</p> <p><地方税> ※法人住民税・法人事業税について精査中。</p>
③ 減収額	<p>○利用実績 <法人税> 平成 26 年度減収額:2,478 億円 (内訳)大企業:1,688 億円 中小企業:790 億円</p> <p>平成 27 年度減収額:2,774 億円 (内訳)大企業:1,724 億円 中小企業:1,050 億円</p> <p>平成 28 年度適用見込:3,090 億円(推計値) (内訳)大企業:1,725 億円 中小企業:1,365 億円</p> <p>※平成 26・27 年度は財務省「適用実態調査報告書」による実績値。平成 28 年度は当該報告書未公表のため推計値。 ※推計値は1社当たり雇用者給与等支給額×10%(中小企業は 20%)×税額控除実施法人数により算出 ※平成 29 年度以降は精査中。</p> <p><所得税> ※精査中。</p> <p><地方税> ○法人住民税(中小企業等にも適用) 平成 26 年度適用実績:137 億円 ※平成 27 年度以降精査中</p> <p>○法人事業税 ※精査中</p>

	③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年度以降4年連続で高水準の賃上げが行われている。 ※春季生活闘争による賃上げ率(日本労働組合総連合会(連合)調査) 2014 年:2.07%、2015 年:2.20%、2016 年:2.00%、2017 年:1.98%</p> <p>また、内閣府において、本税制の効果により、平成 26 年度から平成 29 年度の4年間で、マクロで 1.46 兆円相当の賃金引き上げ効果があったとの試算がなされているところ。(内閣府経済財政諮問会議民間委員提出資料より)</p> <p>図表 2 賃金・所得関連施策の効果 2013~2016年度</p> <p>《備考》内閣府政策統括官(経済財政分析担当)による推計。なお、①は最低賃金の引上げがパートタイム労働者の平均賃金を押し上げる効果を推計し、パートタイム労働者の平均賃金、年間労働時間及び常用雇用者数を用いて、マクロの増加額を算出。②は当該税制の適用額・減収見込み額及び税額控除率から、本税制の適用対象となった給与等支給増加額を求め、アンケート調査を利用し、当該税制が「賃上げの実施の判断を後押しした」と回答した企業の割合を乗じて算出。③は、保育士・介護職員については、一人当たり処遇改善額にそれぞれの人数を乗じて算出。2016年度の賃金・俸給は総雇用者所得の16年12月のまでの伸びを用いて、その他の数値は政府経済見通しの数値により延伸した。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 中堅・中小企業の賃上げを強力に後押しし、「成長と分配の好循環」を地域の中堅・中小企業にもたらす効果が期待される。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 個人消費の拡大という政策目標を達成するには、全国万遍なく政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 雇用と所得の拡大を通じて好循環を創り出すための措置としては、雇用促進税制があるものの、雇用促進税制は、積極的に雇用を創出及びこれら企業における安定的かつ継続的な雇用契約を促進することを目的としているものであり、企業の賃上げの後押しを通じて個人の所得水準の拡大を目的とする本租税別措置とは役割が異なる。雇用と所得の双方の拡大を通じて好循環に寄与することが期待される。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う成長と分配の好循環を地域の中堅・中小企業にもたらすことが重要。 そのため、賃金・最低賃金の引き上げのため環境整備は、地域を問わず取り組んでいくべき課題であることから、法人税率に併せて法人住民税について</p>

		も同様の効果を適用することが相当である。
11	有識者の見解	-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価:平成 28 年 8 月(H28 経産 10 11)

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除
(所得拡大促進税制)

(1) 税額控除の実施状況 (単位:百万円)

項目	年度	26	27	28 (見込)	29 (見込)
税 額 控 除 実 施 法 人 数		(74,186) 78,261	(86,614) 90,594	(103,936) 107,936	(124,723) 126,723
調 整 前 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 額 ①		(904,012) 2,813,236	(1,423,885) 3,093,923	(4,720,400) 6,340,997	(7,080,564) 9,001,452
雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 重 複 控 除 額 ②		/	/	(-) (-)	(-) (-)
雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 額 (①②)		(904,015) [591,221] 3,124,855	(1,400,720) 3,287,616	(4,720,383) 7,179,120	(7,080,564) 9,001,452
支 出 基 準 額	③ 10%	(90,401) [59,122] 312,485	(140,072) 328,761	(472,038) 717,912	(708,056) 900,145
	税 額 控 除 加 算 基 準 額 ④	/	/	/	(424,834) 616,923
	税 額 控 除 加 算 額 ⑤(④×2% (中小企業等は12%))	/	/	/	(50,980) 54,822
	計 (③+⑤)	(90,401) [59,122] 3,124,855	(140,072) 328,761	(472,038) 717,912	(759,036) 954,967
当 期 の 法 人 税 額 ⑥	(642,780) [501,096] 4,223,012	(595,575) 3,557,169	(709,405) 3,051,005	(851,284) 2,022,084	
税 額 基 準 額 ⑦(⑥×10% (中小企業等は20%))	(128,556) [51,792] 425,567	(119,115) 358,652	(141,881) 313,596	(170,257) 287,337	
税 額 控 除 額	(78,968) [46,257] 247,789	(105,001) 277,408	(136,502) 309,002	(192,746) 300,559	
適 用 し た 法 人 数 ※	支 出 基 準 額 ⑦ を 適 用	(28,361) [4,883] 31,328	(25,984) 27,974	(34,645) 36,645	(37,417) 38,417
	税 額 基 準 額 ⑧ を 適 用	(45,235) [3,256] 46,933	(60,630) 62,620	(69,291) 71,291	(87,306) 88,306

調・
査・
方
料
法
出
・
所
推
等
計
方
法

財務省；租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より（平成27年度適用実態調査）
厚生労働省；賃金引き上げ等の実態に関する調査より

推計方法について

<税額控除実施法人数について>

平成 26,27 年度

- 財務省 適用実態調査より引用

平成 28 年度

- 昨年度実績より推測。
- 大企業：実施法人数は昨年度から頭打と予測し、前年度とほぼ横ばいと予測。
- 中小企業：昨年度（平成 27 年度）が昨年度比 1.2 倍だったことから、平成 28 年度も昨年度比 1.2 倍と予測。

平成 29 年度

- 大企業：29 年度改正により、平均給与等支給額が前年度比 2%増の要件が追加となったため、昨年度の年平均引上げ額が 1%だったことを踏まえ、平成 29 年度は前年度実施法人の 50%が適用外になると推測
- 中小企業：平成 28 年度における推測と同じく昨年度比 1.2 倍

<税額控除額について>

平成 26,27 年度

- 財務省 適用実態調査より引用

平成 28 年度

- 昨年度実績より推測（推測方法は実施法人数と同じ）。
- 大企業：税額控除額も昨年度から頭打と予測し、前年度とほぼ横ばいと予測。
- 中小企業：昨年度（平成 27 年度）税額控除額が昨年度比 1.3 倍だったことから、平成 28 年度も昨年度比 1.3 倍と予測。

平成 29 年度

- 大企業：昨年度と同じく税額控除額はほぼ頭打ちと推測されるが、29 年度改正によって適用外となった企業の税額控除額は実施法人数と比べて少ないことが予測されるため、1 社あたりの税額控除額は 1.25 倍（平均賃上げ 2%分→2.5%分）へ増加すると予測。
したがって、大企業の税額控除総額は前年度の 0.63 倍（（前年度の 1 社あたりの税額控除額の 1.25 倍）×（前年度の実施法人数の 0.5 倍）より）と予測。
- 中小企業：以下の 2 点より算出。
(1) 平成 28 年度における推測と同じく昨年度比 1.3 倍
(2) (1)に加え、税額控除加算額（12%）を加算するが、所得拡大促進税制アンケート調査より、平成 29 年度における税額基準額を適用した（頭打ちの）企業は全体の 7 割であることから、税額控除加算総額の 7 割を税額控除額として加算
(1)～(2)より、平成 29 年度の税額控除額は、（前年度の税額控除額×1.3 倍）+平成 29 年度の税額控除加算額×0.7 倍で算出。

<支出基準額について>

平成 28 年度

- 所得拡大促進税制アンケート調査より、回答企業の支出基準総額と税額控除総額との割合を算出し、その割合と予測した平成 28 年度の税額控除額（算出方法は上記）との積で算出した。
計算式：（回答企業の支出基準総額/回答企業の税額控除総額）×（平成 28 年度の税額控除額（予測））

平成 29 年度

- 計算式：大企業と中小企業で以下を算出し、その合算が平成 29 年度支出基準額となる。
大企業：（1 社あたりの雇用者給与等増加額×企業数）×10%+（平均給与等支給額が前年度比 2%以上増加した企業の雇用者給与等増加総額×2%）
中小企業：（1 社あたりの雇用者給与等増加額×企業数）×10%+（平均給与等支給額が前年度比 2%以上増加した企業の雇用者給与等増加総額×12%）
・大企業の 1 社あたりの雇用者給与等増加額：平成 29 年度改正により、相対的に適用額が少ない企業が適用外になることから、前年比 1.25 倍（平均賃上げ 2%分→2.5%分）×50/40（（10×5）/（10×4））倍増えると予測。
・中小企業の 1 社あたりの雇用者給与等増加額：前年比 50/40 倍増えると予測。
・平均給与等支給額が前年度比 2%以上増加した大企業：全ての適用企業
・平均給与等支給額が前年度比 2%以上増加した中小企業：全体の 6 割と仮定

※50/40 倍の算出方法について（下図を参照）

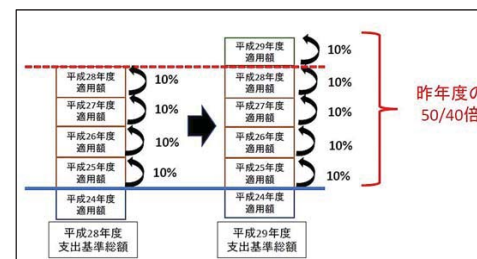
○企業 1 社の毎年の支出基準額が一定のとき

- 平成 28 年度の支出基準額（＝雇用者給与等増加額×10%）
→平成 24 年度基準のため、平成 25~28 年度における増加額の合計 （4 年分）
- 平成 29 年度の支出基準額
→平成 24 年度基準のため、平成 25~29 年度における増加額の合計 （5 年分）

したがって、平成 29 年の 1 社あたりの支出基準額が前年度と同じであれば、平成 29 年度の支出基準額は平成 28 年度の 50/40 倍（（10×5）/（10×4）倍）となる。

注：平成 29 年度の大企業の支出基準額は、1 社あたりの支出基準額が前年度比 1.25 倍しているため、1.25×50/40 倍とした。

図：50/40 倍の算出方法（イメージ）



<税額基準額について>

平成 26~28 年度

・所得拡大促進税制アンケート調査より、回答企業の税額基準総額と税額控除総額との割合を算出し、その割合と予測した各年度の税額控除額との積で算出した。

計算式： $(\text{回答企業の税額基準総額} / \text{回答企業の税額控除総額}) \times (\text{該当年度の税額控除額})$
(平成 26, 27 年度は実績、平成 28 年度は推測)

平成 29 年度

・計算式：大企業と中小企業で以下を算出し、その合算が平成 29 年度税額基準額となる。

大企業： $(1 \text{社あたりの法人税額} \times \text{企業数}) \times 10\%$

中小企業： $(1 \text{社あたりの法人税額} \times \text{企業数}) \times 20\%$

・大企業の 1 社あたりの法人税額：平成 29 年度改正により、相対的に法人税額が少ない企業が適用外になることから、前年まで法人税額が下がっていることを考慮し、前年と横ばいと推測。

・中小企業の 1 社あたりの法人税額：前年の伸び率より、前年とほぼ変わらないと予測。

(以上)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長		
税目	法人税、所得税、法人住民税、個人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする）では、政策目的（鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、平成28年度時点の積立残高15億5,500万円（経済産業省調べ）が閉山後等の鉱害防止事業の確実な実施という観点からどの程度の水準にあるかを分析するなどして、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本積立金制度は、鉱業権者による坑道や集積場の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の確実な実施に向けて、あらかじめ鉱害防止対策（坑道の閉そくや集積場の覆土植栽）に要する費用を算定し、その費用を鉱山を稼行している間に積み立てるものです。鉱山は採掘をしている間にも坑道から高濃度の重金属を含んだ坑水が流出するため、鉱業権者はその坑水処理及び、その処理で発生する沈殿物を堆積させるための集積場及びこの集積場からの浸透水である廃水処理を行っております。稼行から閉山までの期間は鉱山により異なりますが、数十年から百年先までと長期間にわたっており、場合によっては適時かつ的確な鉱害防止工事を、積立金を取り崩して実施するとともに、その百年先の閉山時に汚染者負担の原則を全うさせ、鉱害防止を行うことが、保安上の措置を確実に実施することにより鉱害の発生を防止するという政策目的の達成につながることとなります。この政策目的の達成のためには、長期間にわたる積立てを確実に行っていくことが重要であり、それを担保するためにも、毎年度、産業保安監督部長から通知される積立額が確実に積み立てられていることが必須であると考えております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数が把握されていない。 ② 過去の適用数（法人税）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>別紙を御参照願います。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>別紙を御参照願います。</p>

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税、法人事業税、所得税及び個人住民税）が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「経済産業省調べ」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されていない。 ④ 過去の減収額（平成26年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、前回評価書の補足説明では「法人税、法人住民税及び法人事業税の合計が9,806千円」と説明されているが、本評価書においては「減収額2,000千円（※税目の区別なし）」と説明されており、矛盾している。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>上記①～③につきましては別紙を御参照願います。 ④ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書等を確認しましたところ、平成26年度の減収額は9.533百万円でしたので修正します。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税、法人事業税、所得税及び個人住民税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「経済産業省調べ」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 将来の減収額（※税目別に把握されていないため税目不明）2百万円（平成29年度）が過去の実績（平成28年度）5百万円と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。 ④ 将来の減収額（平成29年度）について、評価書では「2百万円」とされているが、別添「減収額見込試算表」では、法人税、法人住民税及び法人事業税の減収合計が「2.58百万円」とされており、矛盾している。 将来の減収額（平成29年度から31年度まで）について、評価書では「2百万円」とされているが、別添「利用実績及び今後の利用見込」では、「1百万」とされており、矛盾している。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>上記①及び②につきましては別紙を御参照願います。 ③ 平成28年度については、複数の事業者が積立額のベースとなる鉱害防止工事の費用を増額したため、例年に比べ積立額が一時的に増えたものです。 ④ 前段につきましては、試算では2.58百万円となりましたが、評価書には切り捨てた上で百万円単位とした2百万円を記載しております。 後段につきましては、御指摘を踏まえまして「利用実績及び今後の利用見込」の減収額を見直しましたところ、記載が誤っておりましたので2百万円に修正します。また、平成28年度につきましても誤りでしたので10百万円に修正します。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(別紙)

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果（平成26年度から28年度まで）について、「産業保安監督部長が算定して通知した額を積み立てていない採掘権者等は存在せず、閉山後等の鉱害防止事業は円滑に実施された」と説明されているが、算定根拠（産業保安監督部長が算定して通知した額）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の効果について、「産業保安監督部長が算定して通知した額を積み立てていない採掘権者等は存在せず、閉山後等の鉱害防止事業は円滑に実施された」と説明されているが、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 当該年度において、産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%となっていることを確認しているところです。その把握に当たっては、積立ての対象となる事業者及びその積立額については、経済産業省産業保安監督部への全数調査（アンケート調査）により把握しております。また、積立額の通知を受けた事業者が実際に積立てを行ったことについては、積立先である石油天然ガス・金属鉱物資源機構に確認をすることで把握しております。</p> <p>② 本税制措置があることで事業者は積立制度に理解を示しながら積立てに対応しており、その結果、適時かつ的確な鉱害防止工事が実施されていることをもって、鉱害発生の未然防止が図られていると考えております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>当方が設定している達成目標は、各鉱山において当該年度の経済産業省産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とするものであります。</p>
<p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「各鉱山において当該年度の経済産業省産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする」との説明では、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

(2) 過去の適用数

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第190回国会提出）（第193回国会提出）」に記載のある適用数及び適用額は以下のとおり。

平成26年度 適用法人数：9、適用額：25,772千円

平成27年度 適用法人数：9、適用額：7,191千円

○平成28年度は経済産業省産業保安監督部にて全数調査（平成29年7月実施）を行い、積立ての対象となる事業者及び積立額の把握をしております。

平成28年度 適用法人数：10、適用額：20,976千円

※26,220千円（積立額）の80%を上限として試算

(3) 将来の適用数

○経済産業省産業保安監督部にて全数調査を行い、積立が見込まれる事業者及び積立額の把握をしております。

平成29年度 適用法人数：8、適用額：5,600千円

※7,000千円（積立見込額）の80%を上限として試算

平成30年度 適用法人数：9、適用額：5,600千円

※7,000千円（積立見込額）の80%を上限として試算

平成31年度 適用法人数：9、適用額：5,600千円

※7,000千円（積立見込額）の80%を上限として試算

(別紙)

(別紙)

(4) 過去の減収額

○租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を再度確認し、誤りがあったため、以下の減収額に修正。

平成 26 年度 (適用額 : 25.772 百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (第 190 回国会提出) より引用))

法人税 : $25.772 \times 0.255 = 6.571$ 百万円

法人住民税 : 0.149 (単体法人) + 0.987 (連結法人) = 1.136 百万円

法人事業税 : 0.252 (単体法人) + 1.574 (連結法人) = 1.826 百万円

所得税 : 0 百万円 (適用件数 0 件のため)

個人住民税 : 0 百万円 (適用件数 0 件のため)

合計 9.533 百万円

減収額合計 9 百万円

平成 27 年度 (適用額 : 7.191 百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (第 193 回国会提出) より引用))

法人税 : $7.191 \times 0.239 = 1.718$ 百万円

法人住民税 : 0.104 (単体法人) + 0.140 (連結法人) = 0.244 百万円

法人事業税 : 0.231 (単体法人) + 0.291 (連結法人) = 0.522 百万円

所得税 : 0 百万円 (適用件数 0 件のため)

個人住民税 : 0 百万円 (適用件数 0 件のため)

合計 2.484 百万円

減収額合計 2 百万円

※適用件数については、経済産業省産業保安監督部にて全数調査により全数把握しており、現状個人の利用はなし。

○金属鉱業等鉱害防止準備金の地方税減収額							(単位:千円)
		合計		事業税	市町村民税	小計	地方法人特別税
		(地方法人特別税を含む額)	道府県民税				
平成26年	単体法人	401	43	118	106	267	134
	連結法人	2561	285	693	702	1680	881
平成27年	単体法人	335	26	132	78	236	99
	連結法人	431	36	160	104	300	131

出典 : 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (第 190 回国会提出) (第 193 回国会提出)」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第 190 回国会提出) (第 193 回国会提出)」

(5) 将来の減収額について

○経済産業省産業保安監督部にて全数調査を行い、平成 28 年度の積立額及び平成 29

年度以降の積立見込額の把握をしており、その額をベースに以下のとおり試算を行っております。

平成 28 年度 (適用額 : $26.220 \times 0.8 = 20.976$ 百万円)

法人税 : $26.220 \times 0.8 \times 0.234 = 4.908$ 百万円

法人住民税 : $4.908 \times 0.129 = 0.633$ 百万円

法人事業税 : 5,305 百万円

収入割分 $4.908 \div 0.234 \times 0.055 = 1.153$ 百万円

地方法人特別税分 $1.153 \times 3.491 = 4.025$ 百万円

付加価値割分 $4.908 \div 0.234 \times 0.0061 = 0.127$ 百万円

所得税 : 0 百万円

個人住民税 : 0 百万円

合計 10.846 百万円

減収額合計 10 百万円

平成 29 年度 (積立見込額 : $7.000 \times 0.8 = 5.6$ 百万円)

法人税 : $7.0 \times 0.8 \times 0.234 = 1.31$ 百万円 \div 1 百万円

法人住民税 : $1.31 \times 0.129 = 0.2$ 百万円

法人事業税 : 1.38 百万円

収入割分 $1.31 \div 0.234 \times 0.055 = 0.3$ 百万円

地方法人特別税分 $0.3 \times 3.491 = 1.05$ 百万円

付加価値割分 $1.31 \div 0.234 \times 0.0061 = 0.03$ 百万円

所得税 : 0 百万円

個人住民税 : 0 百万円

合計 2.58 百万円

減収見込額合計 2 百万円

平成 30 年度 (積立見込額 : $7.000 \times 0.8 = 5.6$ 百万円)

法人税 : $7.0 \times 0.8 \times 0.234 = 1.31$ 百万円 \div 1 百万円

法人住民税 : $1.31 \times 0.129 = 0.2$ 百万円

法人事業税 : 1.38 百万円

収入割分 $1.31 \div 0.234 \times 0.055 = 0.3$ 百万円

地方法人特別税分 $0.3 \times 3.491 = 1.05$ 百万円

付加価値割分 $1.31 \div 0.234 \times 0.0061 = 0.03$ 百万円

所得税 : 0 百万円

個人住民税 : 0 百万円

(別紙)

合計 2.58 百万円

減収見込額合計 2 百万円

平成 31 年度 (積立見込額 : 7.000 × 0.8 = 5.6 百万円)

法人税 : 7.0 × 0.8 × 0.234 = 1.31 百万円 ≒ 1 百万円

法人住民税 : 1.31 × 0.129 = 0.2 百万円

法人事業税 : 1.38 百万円

収入割分 1.31 ÷ 0.234 × 0.055 = 0.3 百万円

地方法人特別税分 0.3 × 3.491 = 1.05 百万円

付加価値割分 1.31 ÷ 0.234 × 0.0061 = 0.03 百万円

所得税 : 0 百万円

個人住民税 : 0 百万円

合計 2.58 百万円

減収見込額合計 2 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税17) (法人住民税:義、個人住民税:外、事業税:義)(地方税17) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 金属鉱山等における閉山後等の鉱害を防止するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条の規定に基づき、産業保安監督部長が採掘権者等に対して独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の鉱害防止積立金として通知した額について、鉱山の採掘権者等が積立てを行った場合には、その積立額の80%を限度に損金算入ができる本制度は、平成30年3月31日が適用期限となっている。 《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第20条、第55条の5、第68条の44 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第3号、第32条第1項、第72条の23第1項、第292条第1項第3号
4	担当部局	産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成26年度~31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和49年度 制度創設 平成8年度 2年間延長 昭和51年度 2年間延長 平成10年度 " 昭和53年度 " 平成12年度 " 昭和55年度 " 平成14年度 " 昭和57年度 " 平成16年度 " 昭和59年度 " 平成18年度 " 昭和61年度 " 平成20年度 " 昭和63年度 " 平成22年度 " 平成2年度 " 平成24年度 " 平成4年度 " 平成26年度 " 平成6年度 " 平成28年度 縮減(損金算入額を積立額の100%→80%)
7	適用又は延長期間	2年間(平成30年度~31年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。 《政策目的の根拠》 ・金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和48年法律第26号)第1条 「金属鉱物等の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業(以下「金

		<p>属鉱業等」という。)の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の確実かつ永続的な実施を図るため、使用中のこれらの施設について鉱害防止積立金の制度を設けて、鉱害を防止するための事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、金属鉱業等による鉱害を防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。」</p>																																														
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>産業セキュリティ 産業保安・危機管理</p>																																														
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法による規制と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施される。</p>																																														
9	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">積立額</th> <th colspan="2">取戻額</th> <th rowspan="2">積立金残額</th> </tr> <tr> <th>施設数</th> <th>金額</th> <th>施設数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>28</td> <td>26</td> <td>3</td> <td>139</td> <td>1,712</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>88</td> <td>1,638</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>19</td> <td>26</td> <td>8</td> <td>109</td> <td>1,555</td> </tr> <tr> <td>29(見込)</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>1,557</td> </tr> <tr> <td>30(見込)</td> <td>17</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,564</td> </tr> <tr> <td>31(見込)</td> <td>17</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>38</td> <td>1,533</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(経済産業省調べ)</p> <p>②: 減収額</p> <p>26年度 9百万円 27年度 2百万円 28年度 10百万円 29年度 2百万円(見込み) 30年度 2百万円(見込み) 31年度 2百万円(見込み) (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成26、27年度実績)、経済産業省調べにより試算(平成28年度以降))</p>	年度	積立額		取戻額		積立金残額	施設数	金額	施設数	金額	26	28	26	3	139	1,712	27	20	8	3	88	1,638	28	19	26	8	109	1,555	29(見込)	16	7	3	5	1,557	30(見込)	17	7	0	0	1,564	31(見込)	17	7	2	38	1,533
年度	積立額			取戻額		積立金残額																																										
	施設数	金額	施設数	金額																																												
26	28	26	3	139	1,712																																											
27	20	8	3	88	1,638																																											
28	19	26	8	109	1,555																																											
29(見込)	16	7	3	5	1,557																																											
30(見込)	17	7	0	0	1,564																																											
31(見込)	17	7	2	38	1,533																																											

		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 産業保安監督部長が算定して通知した額を積み立てていない採掘権者等は存在せず、閉山後等の鉱害防止事業は円滑に実施された。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 閉山後の鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生 の未然防止が図られた。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>鉱害防止事業は、イタイタイ病など国民の健康被害や土砂崩れ災害を防止する事業であり、使用中の集積場等の施設に対する鉱害防止積立金の積立では、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項に基づく法律上の義務である。また、同法第7条第2項に基づき鉱害防止積立金の積立ではJOGMECにしなければならず、税制面での損金算入措置は妥当である。</p> <p>なお、制度創設(昭和49年度)以来、40年経過したが、現在もなお稼行中の鉱山は存在するため、引き続き税制措置が必要である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>使用中の集積場等の施設の鉱害防止工事費の確保を支援する本制度のほか、鉱害防止工事が完了してもなお永続的に坑廃水が流出する場合に以下の支援措置を実施。</p> <p>○休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金【予算措置】 倒産等により鉱害防止義務者が存在しない鉱山について、地方公共団体等が鉱害防止事業を実施する場合に、国はその事業費の4分の3を補助する。 ○鉱害防止事業基金に充てるための掛金の損金算入の特例【租税特別措置法第28条第1項第3号、第66条の11第1項第3号、第68条の95】 鉱害防止義務者が存在する鉱山について永続的に流出する坑廃水を処理するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき鉱害防止事業基金に採掘権者等が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>鉱害防止積立金の積立を行わず、企業倒産等により鉱害防止義務者が不存在化した場合、地方公共団体が地方自治法等に基づき鉱害防止事業を行うこととなるが、当該支援措置により確実に積立が行われることで、そのような事態になった場合の負担の軽減が図れる。</p>
11	有識者の見解		<p>(参考)金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に対する附帯決議(昭和48年3月28日 衆議院商工委員会) 将来の鉱害防止事業を確実に実施させるため、的確かつ厳格な指導監督を行うとともに、鉱害防止積立金制度の適切な運用を図り、鉱害防止積立金の税法上の優遇措置を検討すること。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月(H27 経産04)

金属鉱業等鉱害防止準備金（減収見込額試算表）

・平成 29 年度減収見込額

① 法人税

平成 29 年度鉱害防止積立金算定通知額（見込） 7 百万円
 平成 29 年度国税減収額 $7 \times 0.8 \times 0.234 = 1.31$ 1 百万円
 （法人税率）

② 法人住民税

平成 29 年度地方税減収額 $1.31 \times 0.129 = 0.168$ 0.2 百万円
 （市町村、都道府県合わせた税率）

③ 法人事業税分

平成 29 年度鉱害防止積立金算定通知額（見込） 7 百万円
 平成 29 年度国税減収額 $7 \times 0.8 \times 0.234 = 1.31$ 1 百万円
 （法人税率）

平成 29 年度地方税減収額

収入割分

$1.31 \div 0.234 \times 0.055 = 0.31$ 0.3 百万円
 （外形及び外形外法人の税率）

地方法人特別税分

$0.3 \times 3.491 = 1.05$ 1.05 百万円
 （外形及び外形外法人の税率）

付加価値割分

$1.31 \div 0.234 \times 0.0061 = 0.03$ 0.03 百万円
 （外形及び外形外法人の税率）

地方税減収分合計

1.38 百万円

平成 29 年度算定通知額（見込）

（単位：千円）

監督部	鉱山数	特定施設数	積立金算定額
北海道	0	0	0
東北	3	4	2,780
関東	0	0	0
中部	1	4	296
近畿	2	3	93
中国	2	3	2,783
四国	1	1	134
九州	1	1	784
計	10	16	6,870

利用実績及び今後の利用見込

（単位：百万円）

		積立額	取戻額	積立残額	減税額
平成 28 年度（実績）	鉱山数	12	5	30	
	特定施設数	19	8	68	
	金額	26	109	1,555	10
平成 29 年度（予定）	鉱山数	10	3	30	
	特定施設数	16	3	68	
	金額	7	5	1,557	2
平成 30 年度（見込）	鉱山数	12	0	30	
	特定施設数	17	0	69	
	金額	7	0	1,564	2
平成 31 年度（見込）	鉱山数	12	2	30	
	特定施設数	17	2	68	
	金額	7	38	1,533	2

<平成30年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29経産05)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	海外投資等損失準備金の延長 (海外投資等損失準備金)											
措置の内容	平成27年度時点	次の法人(特定法人)の株式等(設立又は増資により取得するものに限る。)の取得をした場合に、その価格の低落による損失に備えるため、取得価額にそれぞれ次の割合を乗じた金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。 ① 資源開発事業法人：30% ② 資源開発投資法人：30% ③ 資源探鉱事業法人：90% ④ 資源探鉱投資法人：90%										
	平成28年度税制改正以後	上記③及び④の株式等に係る準備金の積立率を70%に引き下げ、資源探鉱事業法人の範囲等を明確化										
	平成29年度税制改正以後	従前どおり										
政策目的	リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。こうした支援措置を講ずることにより、我が国に対する資源エネルギーの安定供給を確保すること。											
評価対象税目	義務対象					努力義務対象						
	法人税	法人住民税										
関係条項	措法第55条、第68条の43、地方税法第23条、第72条の23、第292条											
要望内容及び区分	措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。										区分	延長
創設年度	S39	過去の政策評価の実績			H23経産08、H25経産08、H27経産06							

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態														租税特別措置等によって達成しよする目標とその実現状況(効果)																						
	適用件数 (法人税・件) ※特定法人数		適用件数 (法人税・件) ※投資法人数		適用実態調査における適用件数(法人税・件)		減収額 (法人税・百万円)				減収額 (法人住民税・百万円)				目標①「石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を2030年までに40%以上に引き上げる」				目標②「自主開発鉱石の輸入を促進する(2030年までにベースメタル自給率80%)」				目標③「自主開発鉱石の輸入を促進する(2030年までにレアメタル自給率50%)」				参考 「ワラン鉱山の自主開発比率を高める」 (平成28年度評価時の目標)										
							将来予測	実績	実績+将来予測	実績	実績	将来予測	実績	実績+将来予測	実績	将来予測	実績	実績+将来予測	実績	将来予測	実績	実績+将来予測	実績	将来予測	実績	実績+将来予測	実績	将来予測	実績	実績+将来予測	実績	将来予測	実績	実績+将来予測			
	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	自主開発プロジェクトに占める当該税制利用プロジェクトの割合(引取量)(%)	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度											
H23	-	-	不明	14	-	14	▲6,500.0	▲11,000.0	169.2%	98.7%	-	不明	▲2,000.0	-	▲1,992.9	-	不明	22.6%	不明	-	68.6%	-	不明	54.2%	不明	-	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	16.7%	不明	-
H24	-	-	不明	10	-	10	▲4,467.0	▲4,800.0	107.5%	-	-	不明	▲800.0	-	▲778.5	-	不明	22.1%	不明	-	65.0%	-	不明	56.3%	不明	-	-	不明	不明	不明	-	不明	不明	21.7%	不明	-	
H25	-	-	不明	12	-	12	▲11,000.0	▲2,300.0	20.9%	-	0.0%	不明	▲500.0	-	▲499.7	-	不明	23.3%	不明	-	60.7%	-	不明	58.7%	不明	-	-	不明	不明	不明	-	不明	不明	18.5%	不明	-	
H26	-	24	不明	9	-	7	▲6,160.0	▲5,679.0	92.2%	-	0.0%	不明	▲1,176.0	-	▲811.9	-	不明	24.7%	不明	-	59.8%	-	不明	62.2%	不明	-	-	不明	不明	不明	-	不明	不明	15.0%	不明	-	
H27	-	25	10	8	80.0%	5	▲4,100.0	▲5,664.0	138.1%	-	0.0%	▲500.0	▲1,172.0	234.4%	▲470.8	-	不明	27.2%	不明	-	55.8%	-	不明	55.8%	不明	-	-	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	
H28	-	12	10	不明	-	-	▲4,000.0	▲1,028.0	25.7%	-	-	▲500.0	▲213.0	42.6%	-	-	不明	27.4%	不明	-	55.6%	-	不明	集計中	不明	-	-	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	
H29	18	-	8	-	-	-	▲1,457.0	-	-	-	-	▲302.0	-	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	不明	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-		
H30	18	-	不明	-	-	-	▲2,716.0	-	-	-	-	▲562.0	-	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	不明	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-		
H31	不明	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	不明	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-		
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H35~/未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40.0%	-	-	-	-	80.0%	-	-	-	-	-	50.0%	-	-	-	-	-	-	-		

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	海外投資等損失準備金の延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の目標にある「ウラン鉱山の自主開発比率を高める」が、新たな達成目標では削除されているが、削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>達成目標では、「(2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源の安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を促進する (2030 年までにベースメタルは自給率 80%、レアメタルは自給率 50%)」とされているところ、所期の目標にある「ウラン鉱山の自主開発比率を高める」はこれに含まれている。金属鉱物からウランのみ特出しして記載する理由も無いと考え、今回からこれを削除した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数 (平成 26 年度から 28 年度までの法人税) について、「申請企業に対するアンケート調査結果により把握」と説明されているが、算定根拠 (計算式及び計算に用いた数値) が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数 (平成 26 年度から 28 年度までの法人税) について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の適用数における、適用事業者 (法人) 数の 24 件 (平成 26 年度)、25 件 (平成 27 年度) 及び必要経費算入額の 23,697 百万円 (平成 27 年度)、4,394 百万円 (平成 28 年度) が前回評価時の将来予測 (適用企業数の 7 件 (平成 26 年度)、10 件 (平成 27 年度) 及び必要経費算入額の 17,100 百万円 (平成 27 年度)、16,900 百万円 (平成 28 年度)) とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 評価書の「適用事業者 (法人) 数」については、「特定法人数 (経済産業大臣の認定件数)」を記載している。これは、「投資法人数」によって計上すると、多数の法人が投資するプロジェクトの有無によって、年度の適用数が大きく変動するためである。なお、「投資法人数」についても、申請企業に対するアンケート調査により把握しているが、それによると平成 26 年度は 9 社、平成 27 年度は 8 社となっており、適用実態調査の数値 (平成 26 年度は 7 社、平成 27 年度は 5 社) と大きく乖離していないと考える。</p> <p>② 上記のとおり、「適用事業者 (法人) 数」については、申請企業に対するアンケート調査により把握している「特定法人数 (経済産業大臣の認定件数)」を採用した以上、「必要経費 (損金) 算入額」についても、同アンケート調査により把握した数値を用いることが適切であると考えた。ちなみに、平成 26 年度は 22,270 百万円、平成 27 年度は 23,697 百万円となっており、適用実態調査の数値 (平成 26 年度は 18,404 百万円、平成 27 年度は 13,801 百万円) と大きく乖離していないと考える。</p> <p>③ 上記のとおり、「適用事業者 (法人) 数」については、申請企業に対するアンケート調査により把握している「特定法人数 (経済産業大臣の認定件数)」を採用している。また、上記のとおり、「投資法人数」については、申請企業に対するアンケート調査によると平成 26 年度は 9 社、平成 27 年度は 8 社となっており、前回評価時の将来予測 (平成 26 年</p>

<p>度は 7 社、平成 27 年度は 10 社) と大きく乖離していないと考える。「必要経費 (損金) 算入額」については、平成 27 年度は大きく乖離していないと考える。平成 28 年度は大きく乖離しているが、これは、当初、平成 28 年度に想定されていた投資案件の一部が平成 27 年度に前倒しされたこと、及び原油、金属価格低迷に伴う、探鉱・開発投資全体の停滞といった要因が挙げられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用数 (平成 28 年度の投資法人数) が把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>申請企業に対するアンケート調査によると、「適用事業者 (法人) 数」については、平成 29 年度は「特定法人数 (経済産業大臣の認定件数)」ベースで 18 社、「投資法人数」ベースで 8 社を見込んでいる。平成 28 年度は「特定法人数 (経済産業大臣の認定件数)」ベースで 12 社と大幅に減少しているが、上記のとおり、平成 29 年度は 18 件を見込んでいることと、過去の申請件数も踏まえると、あくまで当面は年度当たり 20~30 件の申請で推移していくと見込んでいる。なお、平成 30 年度については、前 3 年度の平均値より 18 件と見込まれる。</p> <p>また、同アンケート調査によると、「必要経費 (損金) 算入額」については、平成 29 年度は 6,228 百万円を見込んでいる。平成 28 年度は 4,394 百万円と大幅に減少しているが、上記のとおり、平成 29 年度は 6,228 百万円を見込んでいることと、過去の動向も踏まえると、やがて平成 26 年度、平成 27 年度の水準、その後は増加傾向に戻っていくと見込んでいる。なお、平成 30 年度については、前 3 年度の平均値より 11,440 百万円と見込まれる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の適用数 (平成 30 年度及び 31 年度の投資法人数) が予測されておらず、算定根拠 (計算式、計算に用いた数値及びその出典) も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額 (法人税及び法人住民税) が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額 (平成 26 年度から 28 年度まで) について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額 5,664 百万円 (平成 27 年度) 及び 1,028 百万円 (平成 28 年度) が前回評価時の将来予測 4,100 百万円 (平成 27 年度) 及び 4,000 百万円 (平成 28 年度) とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人税については、評価書の「減収額」のとおり、申請企業に対するアンケート調査により、平成 26 年度は 5,679 百万円、平成 27 年度は 5,664 百万円、平成 28 年度は 1,028 百万円と試算される。法人住民税については、上記の法人税額に 20.7% を乗じて、平成 26 年度は 1,176 百万円、平成 27 年度は 1,172 百万円、平成 28 年度は 213 百万円と試算される。</p> <p>② 上記のとおり、「適用事業者 (法人) 数」及び「必要経費 (損金) 算入額」については、申請企業に対するアンケート調査により把握している数値を採用した以上、「減収額」の</p>

<p>試算についても、同アンケート調査により把握した「必要経費（損金）算入額」に対して、当該年度の法人税率を乗じることで試算することが適切であると考えた。なお、適用実態調査の数値（法人税について、平成26年度は3,200百万円、平成27年度は3,400百万円、法人住民税について、平成26年度は812百万円、平成27年度は471百万円）と大きく乖離していないと考える。</p> <p>③ 平成27年度は大きく乖離していないと考える。平成28年度は大きく乖離しているが、上記のとおり、これは、当初、平成28年度に想定されていた投資案件の一部が平成27年度に前倒しされたこと、及び原油、金属価格低迷に伴う、探鉱・開発投資全体の停滞といった要因が挙げられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>申請企業に対するアンケート調査によると、上記のとおり、「必要経費（損金）算入額」については、平成29年度は6,228百万円を見込んでいる。したがって、「減収額」としては、当該年度の法人税率を乗じることで1,457百万円を見込んでいる。法人住民税については、これに20.7%を乗じることで、302百万円を見込んでいる。平成28年度は法人税で1,028百万円、法人住民税で213百万円と大幅に減少しているが、上記のとおり、平成29年度は法人税で1,457百万円、法人住民税で302百万円を見込んでいることと、過去の動向も踏まえると、やがて平成26年度、平成27年度の水準、その後は増加傾向に戻っていくと見込んでいる。なお、平成30年度については、前3年度の平均値より法人税は2,716百万円、法人住民税は562百万円と見込まれる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（平成31年度の法人税及び法人住民税）が予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）も明らかにされていないため、これらの点を課題とする。</p>
--

6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる、自主開発鉱石の輸入を促進する（2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%））に対する過去の効果のうち、レアメタルについて定量的に把握されていない。</p> <p>② 過去の効果について、「(注1) 自主開発比率＝（我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量＋国内生産量）÷（原油・天然ガスの輸入量＋国内生産量）」、「(注2) 自給率は、地金製錬量（輸出分を含む）に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）7件（平成26年度、5件（平成27年度）は、10件未満であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。</p> <p>④ 過去の効果について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p>

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① レアメタルの自給率については、取引量が僅少であり、取引市場に対して影響を及ぼすおそれがあるため、公表できない。</p> <p>② 石油・天然ガス（平成28年度）については、 $\text{自主開発比率} = (146.7 \text{ 万 boe/d} + 6.6 \text{ 万 boe/d}) \div (553.7 \text{ 万 boe/d} + 6.6 \text{ 万 boe/d}) = 27.4\%$ （出典：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構） 金属鉱物（平成27年度）については、 $\text{自給率} = 826 \text{ 千トン} \div 1,480 \text{ 千トン} = 55.8\%$ （出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査）</p> <p>③ リスクの高い探鉱・開発事業は新規企業の参入障壁が高いと言われる産業であり、世界でもプレーヤー総数は必然的に限られる。また、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に企業数が少なくなっているという事情がある。 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 実際、企業単位で数十億円～百億円規模の一括取崩を行う事例が生じているが、本制度により、事業失敗時の大幅な損失を平準化することが可能となり、企業が探鉱・開発事業を行う上での財務リスクが軽減されている。つまり、事業失敗に至った場合でも、我が国企業の財務状況が著しく悪化することを回避し、継続的な探鉱・開発投資が確保されている。</p> <p>④ 我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、金属鉱物の引取量は、一貫して6～7割を占めている。また、上記のとおり、本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 つまり、本税制を活用したプロジェクトが大きな割合を占めていること、及びリスクの高い案件を中心に活用されていることを踏まえると、本制度が自主開発比率の維持・向上に大きく寄与していると考える。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③・④ 補足説明により、「世界でもプレーヤー総数は必然的に限られる。また、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に企業数が少なくなっている」、「本税制を活用したプロジェクトが大きな割合を占めていること、及びリスクの高い案件を中心に活用されていることを踏まえると、本制度が自主開発比率の維持・向上に大きく寄与している」と説明されているが、経済産業省によれば、本特例措置を活用したプロジェクトの具体的な割合（引取量）は、金属鉱物が平成26年度は66.7%、27年度は75.4%であり、石油・天然ガスが26年度は59.8%、27年度は55.8%、28年度は55.6%であり、石油・天然ガスについては、適用数のほか、本特例措置を活用したプロジェクトの割合が減少傾向にあることも踏まえて分析する必要がある。また、過去の効果について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果については分析・説明がない。そのため、分析・説明が不十分と思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる、自主開発鉱石の輸入を促進する（2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>

<p>【経済産業省の補足説明】 上記(6)のとおり、我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、金属鉱物の引取量は、一貫して6~7割を占めており、今後とも、これらが自主開発比率の維持・向上に大きく寄与していくと考える。 資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている状況にある。 こうした脆弱性を克服するためには、資源エネルギーの長期にわたる安定供給を確保することが重要であり、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要となるが、資源エネルギーの探鉱・開発は巨額の資金を要する上、近年、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している状況を踏まえると、本制度を通じて、そのリスクに備えるための準備金の積立てを税制面で支援し、もって我が国企業による投資の維持・促進を図る意義は高まっている。</p> <p>【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海外投資等損失準備金の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 18) (法人住民税:義)(地方税 15) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投資について、投資を行った内国法人に一定割合 [※] の準備金の積立を認め、これを損金に算入することができる制度。 ※積立割合:探鉱事業・・・70% 開発事業・・・30% 平成 30 年 3 月 31 日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を 2 年間延長する。 《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 55 条、第 68 条の 43、同法施行令第 32 条の 2、第 39 条の 72、同法施行規則第 21 条、第 22 条の 45 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法 292 条第 1 項第 3 号
4	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年度~平成 31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・昭和 39 年度 「海外投資損失準備金」の創設。開発段階の積立率を 50%とする。 ・昭和 45 年度 「石油開発投資損失準備金」の新設。探鉱段階の積立率を 50%とする。 ・昭和 46 年度 「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に改組。探鉱段階の積立率を 100%に引き上げ、開発段階の積立率 30%を認める。 ・昭和 48 年度 「海外投資損失準備金」と「資源開発投資準備金」を統合し、「海外投資等損失準備金」とする。開発段階の積立率を 50%に引き上げ。 ・昭和 51 年度 開発事業の積立率を 40%に引き下げ。 ・平成 10 年度 開発段階の積立率を 30%に引き下げ。 ・平成 15 年度 対象資源から水産動植物、採油に適する種子及び果実を削除。 ・平成 16 年度 対象事業から植林事業を削除。 ・平成 18 年度 対象資源から蛍石を削除。

		<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度 探鉱段階の積立率を 90%に引き下げ。対象資源から石炭及び木材を削除。 平成 26 年度 対象株式等の範囲から債権及び購入資源株式等を除外。 平成 28 年度 探鉱段階の積立率を 70%に引き下げ。資源開発法人及び資源探鉱事業法人の範囲から外国政府を除外。
7	適用又は延長期間	2 年間(平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている状況にある。</p> <p>こうした脆弱性を克服するためには、資源エネルギーの長期にわたる安定供給を確保することが重要であり、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要となるが、資源エネルギーの探鉱・開発は巨額の資金を要する上、近年、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している。</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。こうした支援措置を講ずることにより、我が国に対する資源エネルギーの安定供給を確保することが目的である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・エネルギー基本計画(平成 26 年 4 月閣議決定) 「化石燃料への依存が高まっている状況の中で、不安定性を増す国際的なエネルギー需給構造に応じ、将来の変化も視野に入れつつ、資源の確保を進めることは重要な課題である。①主要な資源を複数のものに分散させること、②それぞれの資源に関して、調達先の分散化や上流権益の確保、供給国との関係強化によって調達リスクを低下させることを通じて、資源の適切なポートフォリオを実現させ、安定的かつ経済的に資源を確保していく必要がある。」</p> <p>・日本再興戦略 2016(平成 28 年 6 月閣議決定) 「資源価格の低迷を背景に世界的な資源開発投資が停滞し、世界経済が減速する中、資源開発投資を行う民間企業に対して独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)等を通じたリスクマネー供給等の支援策を積極的に展開し、萎縮する世界の資源開発投資のけん引により世界経済の持続的な成長を支えるとともに、将来我が国が再び資源価格高騰に直面するリスクを緩和し、安定供給を確保する。」</p> <p>・未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月閣議決定) 「2016 年 11 月に改正された独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法に基づくリスクマネー供給支援や、アラブ首長国連邦(UAE)、ロシア等に対する資源外交等の強化により、我が国企業による資源権益確保を推進する。また、世界的な電気自動車普及拡大の動きを背景に価格が高騰しているリチウムやコバルト等の鉱物資源についても、探鉱・開発支援をはじめとする安定供給確保対策を着実に実施する。」</p>

		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>エネルギー・環境資源・燃料</p>																				
		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (1) 石油・天然ガス 我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を 2030 年に 40%以上に引き上げる。</p> <p>(2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源の安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(2030 年までにベースメタルは自給率 80%、レアメタルは自給率 50%)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 我が国企業による投資が維持・促進されることで、自主開発比率の向上に繋がり、我が国に対する資源エネルギーの安定供給確保に寄与することになる。</p>																				
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○適用事業者(法人)数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> <th>30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 申請企業に対するアンケート調査結果により把握した数。投資法人数によって計上すると、多数の法人が投資するプロジェクトの有無によって、年度の適用数が大きく変動するため、特定法人数(経済産業大臣の認定件数)を記載している。</p> <p>(注) 投資法人数についても、申請企業に対するアンケート調査により把握しているが、それによると平成 26 年度は 9 社、平成 27 年度は 8 社、平成 28 年度は 4 社となっている。なお、租特透明化法に基づく適用実態調査によると、平成 26 年度は 7 社、平成 27 年度は 5 社となっている。</p> <p>(注) 平成 28 年度は大幅に減少しているが、これは、当初、平成 28 年度に想定されていた投資案件の一部が平成 27 年度に前倒しされたこと、及び原油、金属価格低迷に伴う、探鉱・開発投資全体の停滞といった要因が挙げられる。(以下、「必要経費(損金)算入額」及び「減収額」も同じ。)</p> <p>○必要経費(損金)算入額(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> <th>30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22,270</td> <td>23,697</td> <td>4,394</td> <td>6,228</td> <td>11,440</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 申請企業に対するアンケート調査結果により把握した金額。なお、租特透明化法に基づく適用実態調査によると、平成 26 年度は 18,404 百万円、平成</p>	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	24	25	12	18	18	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	22,270	23,697	4,394	6,228	11,440
26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																		
24	25	12	18	18																		
26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																		
22,270	23,697	4,394	6,228	11,440																		

		<p>27年度は13,801百万円となっている。</p> <p>近年では、北米、中南米、オセアニア、東南アジアといった地域で本税制を活用した探鉱・開発プロジェクトが進められており、年度当たり20～30件の申請(経済産業大臣の認定)が見込まれる。</p>																				
②	減収額	<p>○減収額(単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> <tr> <td>5,679</td> <td>5,664</td> <td>1,028</td> <td>1,457</td> <td>2,716</td> </tr> </table> <p>(注)申請企業に対するアンケート調査結果により試算した金額。法人住民税については、上記の法人税額に20.7%を乗じて、平成26年度は1,176百万円、平成27年度は1,172百万円、平成28年度は213百万円、平成29年度は302百万円、平成30年度は562百万円と試算される。なお、租特透明化法に基づく適用実態調査によると、法人税について、平成26年度は3,200百万円、平成27年度は3,400百万円、法人住民税について、平成26年度は812百万円、平成27年度は471百万円となっている。</p>	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5,679	5,664	1,028	1,457	2,716										
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度																		
5,679	5,664	1,028	1,457	2,716																		
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>○自主開発比率の推移 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石油・天然ガス</td> <td>自主開発比率(注1)</td> <td>22.1</td> <td>23.3</td> <td>24.7</td> <td>27.2</td> <td>27.4</td> </tr> <tr> <td>自給率(注2)</td> <td>56.3</td> <td>58.7</td> <td>62.2</td> <td>55.8</td> <td>集計中 (30年2月公表予定)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)自主開発比率 $= \frac{\text{我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量} + \text{国内生産量}}{\text{(原油・天然ガスの輸入量} + \text{国内生産量)}}$ <p>(注2)自給率は、地金製錬量(輸出分を含む)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。</p> <p>(1)石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率は、平成22年度の23.5%から平成28年度には27.4%に上昇している。本税制の認定を受けたプロジェクトによる引取量の合計は、我が国自主開発引取量全体の概ね6割程度を占めており、本税制による措置は自主開発比率の維持・向上に寄与している。</p> </p>			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	石油・天然ガス	自主開発比率(注1)	22.1	23.3	24.7	27.2	27.4	自給率(注2)	56.3	58.7	62.2	55.8	集計中 (30年2月公表予定)
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																
石油・天然ガス	自主開発比率(注1)	22.1	23.3	24.7	27.2	27.4																
	自給率(注2)	56.3	58.7	62.2	55.8	集計中 (30年2月公表予定)																

		<p>(2)金属鉱物 非鉄金属の自給率は平成22年度の53.5%から平成27年度には55.8%に上昇している(平成28年度は集計中)。本税制の認定を受けたプロジェクトは自主開発プロジェクトの8割以上を占めており、本税制による措置は自給率の維持・向上に寄与している。</p> <p>なお、資源開発は、初期探鉱から生産段階に至るまで最低でも10年程度の期間を要する。また、資源の輸入量は景気動向や資源価格の変動の影響を受ける場合がある。したがって、自主開発比率及び自給率の推移については、このような事象を考慮する必要がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 リスクの高い探鉱・開発事業は新規企業の参入障壁が高いと言われる産業であり、世界でもプレーヤー総数は必然的に限られる。また、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に企業数が少なくなっているという事情がある。本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>実際、企業単位で数十億円～百億円規模の一括取崩を行う事例が生じているが、本制度により、事業失敗時の大幅な損失を平準化することが可能となり、企業が探鉱・開発事業を行う上での財務リスクが軽減されている。つまり、事業失敗に至った場合でも、我が国企業の財務状況が著しく悪化することを回避し、継続的な探鉱・開発投資が確保されている。</p> <p>我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、金属鉱物の引取量は、一貫して6～7割を占めている。石油・天然ガスについては、平成26年度は59.8%、平成27年度は55.8%、平成28年度は55.6%となっている。金属鉱物については、平成26年度は66.7%、平成27年度は75.4%となっている(平成28年度は集計中)。</p> <p>つまり、本税制を活用したプロジェクトが大きな割合を占めていること、及びリスクの高い案件を中心に活用されていることを踏まえると、本制度が自主開発比率の維持・向上に大きく寄与している。</p>
10	相当性	<p>①租税特別措置等によるべき妥当性等 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。実際、企業単位で数十億円～百億円規模の一括取崩を行う事例が生じているが、本制度により、事業失敗時の大幅な損失を平準化することが可能となり、企業が探鉱・開発事業を行う上での財務リスクが軽減されている。つまり、事業失敗に至った場合でも、我が国企業の財務状況が著しく悪化することを回避し、継続的な探鉱・開発投資が確保されている。</p> <p>また、先進国や新興国においては、各国の事情により制度内容は異なるものの、概ね資源開発を促進するための税制が措置されている。具体的には、探鉱・開発段階における準備金の積立て及びその損金算入を認める制度等</p>

		<p>が措置されているところ、我が国としても国際的なイコールフットイングを確保する必要がある。</p> <p>なお、我が国企業が資源開発投資を行う際、企業によっては必ずしも引当金を計上しないところ、上述のとおり、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している状況を踏まえると、本制度を通じて、そのリスクに備えるための準備金の積立てを税制面で支援し、もって我が国企業による投資の維持・促進を図る意義は高まっている。</p>
	②：他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>一方、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(減耗控除制度)は、減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで、継続的な生産を確保する制度である。</p> <p>なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない。(租税特別措置法第 58 条第 14 項)</p> <p>また、予算措置として、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)による出資支援があるが、これは投資資金が特に巨額となる等、財務基盤の小さい我が国企業単独では権益の獲得や事業の実施が困難である場合や相手国との資源外交上必要な案件等に対し、JOGMEC が直接出資するものである。</p>
	③：地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月(H27 経産 06)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	原子力発電施設解体準備金の見直し
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国民経済の発展に安定的に寄与することを目的とする。また、原子力事業者が、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進することを旨とする）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国民経済の発展に安定的に寄与することを目的とする。また、原子力事業者が、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進することを旨とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 所期の測定指標（総見積額及び積立残高）を削除した合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①については、本措置の目的が、全ての特定原子力発電施設について、解体に必要な資金を着実に確保し、安全・確実な解体を行うことであることから、定量的に示すことが困難。</p> <p>②については、解体の時期や期間は特定原子力発電施設毎に異なるため、一定の時期を示すことは困難。</p> <p>③については、制度趣旨を踏まえた、より適切な目標を定めたことによるものである。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成26年度から28年度までの法人税）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成26年度から28年度までの法人税）について、その出典が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の適用数（平成26年度及び27年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される適用数を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成26年度から平成28年度までの各年の適用者がそれぞれ10社という理解のとおりで差し支えない。</p> <p>② 出典は、原子力発電施設を保有する事業者の全数（計10社）から、業界団体及び事業者へ聴取を行った。</p> <p>③ 租特透明化法に基づき把握される適用数についても、出典は今回聴取を行った10社であることから、評価書における記載は適切であると考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）が予測されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>平成32年度までの間に原子力事業者が増減する事象（既存の10原子力事業者以外の電気事業者からの原子炉の新設許可や保有するすべての原子力発電施設の廃止措置の完了等）はないと認識している。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成26年度から28年度までの法人住民税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成26年度から28年度までの法人税）について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成26年度及び27年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される適用数を用いて把握されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 損金算入額を基に理論値として試算すれば、平成26年度：▲23.5億円、平成27年度：▲18.7億円、平成28年度：▲18億円となる。</p> <p>② 10社へ聴取を行った結果を出典としている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、試算に係る算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税及び法人住民税）が予測されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>本租特による減収額については、原子力発電施設がどの時期に廃止され、どのような廃止措置作業が行われるかという点に左右されるものであるところ、将来の減収額を試算するには、廃止決定されていない原子力発電施設を含めたこれらの見通しが必要となる。この点、原子力発電施設の廃止決定は事業者の判断に依るものであり、加えて、廃止作業の前提となる「廃止措置計画」は、独立した組織である原子力規制委員会の認可が必要となる。</p> <p>以上により具体的な見直しをお示しするのは困難ではあるが、足元の廃止措置等の状況を勘案すれば、今後も引き続き一定程度の減収が見込まれる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国民経済の発展に安定的に寄与することを目的とする。また、原子力事業者が、長期間に</p>

<p>わたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進することを旨とする) に対する過去の効果について、「現在、解体に着手している特定原子力発電施設については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、原子力事業者の財務基盤を損なうような負担が生じることなく円滑に解体が行われている」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】 現状、廃止措置に取り組む事業者は、財務基盤を損なうことなく当該取組を進めることができている状況にあり、当該状況をもって本措置の達成目標が足下において達成できていると考えられる。</p> <p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国民経済の発展に安定的に寄与することを目的とする。また、原子力事業者が、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進することを旨とする) に対する将来の効果について、「現在、解体に着手している特定原子力発電施設については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、原子力事業者の財務基盤を損なうような負担が生じることなく円滑に解体が行われている」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】 現状、廃止措置に取り組む事業者は、財務基盤を損なうことなく当該取組を進めることができている状況にあり、当該状況をもって本措置の達成目標が足下において達成できていると考えられる。</p> <p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(1)、(2)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書	
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称
2	対象税目
3	租税特別措置等の内容
4	担当部局
5	評価実施時期及び分析対象期間

原子力発電施設解体準備金の見直し

法人税:義(国税19)
法人住民税:義、(地方税27)
【新設・拡充・延長】

・原子力発電施設解体準備金に係る措置の見直しを行う。

【現行の措置】
特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から起算して50年を経過するまでの期間を積立期間としている(租税法施行規則第21条の11/原子力発電施設解体引当金に関する省令第1条第5号)

※原子炉等規制法第43条の3の33第2項の認可(廃止措置計画の認可)を受けた場合は、当該廃止措置計画における安全貯蔵期間が終了する日の属する月と、上記期間のいずれか早い月までの期間(原子力発電施設解体引当金に関する省令第2条の2第4項)

【見直しが必要となる事項】
一「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会」中間とりまとめにおいて、原子力発電施設解体引当金の引当期間について、電力自由化が進展した新たな環境下においても、廃炉作業に要する費用は原子力事業者が負担することが原則であること等を踏まえ、料金規制が撤廃された中でも確実に資金を確保することができるよう、現行の原則50年から、原則40年とすること等の提言がされた。

※原子炉等規制法に基づく運転期間の延長が認められた場合には、引当期間も延長とする。

・一方で、財務的な影響を理由に廃炉を躊躇させないという廃炉会計制度の趣旨を踏まえ、廃炉に伴って一括して費用計上が必要となるものについては、廃炉後も引き続き、分割して引き当てることを認める。

・以上の小委員会提言を踏まえ、現行の租特における措置について所要の見直しを行う。

《関係条項》
租税特別措置法第57条の4及び第68条の54、租税特別措置法施行令第33条及び第39条の82、租税特別措置法施行規則第21条の11及び第22条の55

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室

評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成26~28年

6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成2年度 創設										
		平成8年度 設備利用率見直し (70%→73%、平成8年度は71%)										
7	適用又は延長期間	平成10年度 設備利用率の見直し(73%→75%)										
		平成12年度 対象に解体放射性廃棄物処理処分費用を追加し、解体費用総額に占める原子力発電所固有の比率を見直し(85%→90%) たうえ、年数を見直し(27年→40年)										
		平成15年度 設備利用率の見直し(75%→76%)										
		平成20年度 対象に放射性廃棄物の放射性濃度の測定及び評価のための費用を追加										
		平成26年度 積立方法を定額法に、引当期間を原則50年に見直し										
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 長期間にわたる特定原子力発電施設の解体について、安全・確実な実施を推進すること。 《政策目的の根拠》 原子力発電施設設置者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」において、原子力発電施設を廃止するときは、廃止措置を講ずるよう義務づけられており、また、「電気事業法」において、方法もしくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てることを命じることができるとしている。 平成元年に電気事業法第35条に基づき省令を制定し、積立てを命じるとともに、その目的外取崩しを禁じており、厳格に定めている。										
		②: 政策体系における政策目的の位置付け エネルギー・環境 電力・ガス										
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 上記政策目的の下、原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国民経済の発展に安定的に寄与することを目的とする。また、原子力事業者が、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進することを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現在、解体に着手している特定原子力発電施設については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、財務基盤を損なうような負担を生じることなく円滑に解体を行っている。										
		④: 適用数等 適用件数: 原子力発電施設 50 基 適用事業者: 原子力事業者 10 者(旧一般電気事業者 9 者、旧卸電気事業者 1 者) 適用額: (単位: 億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26 (実績)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立額(損金)</td> <td>461</td> <td>492</td> <td>487</td> </tr> <tr> <td>取崩額(益金)</td> <td>491</td> <td>186</td> <td>129</td> </tr> </tbody> </table> ※適用事業者 10 社より聴取。	年度	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	積立額(損金)	461	492	487	取崩額(益金)	491
年度	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)									
積立額(損金)	461	492	487									
取崩額(益金)	491	186	129									

②: 減収額	(単位: 億円)			
	年度	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)
	減収額	▲8 (増収)	73	83
<p>※上記減収額は、積立額と取崩額を加味し、法人税率(26年度25.5%、27年度23.9%、28年度23.4%)を乗じて試算している。</p> <p>※H26年度には、運転の廃止を行った日から1年以内に解体に着手できず、当該施設に係る準備金を全額取崩す事例が発生。</p>				
③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 解体にかかる費用を将来世代のみに負担させるのではなく、現在実際に電気の供給を受けている需要家が費用負担することになり、世代間負担の公平性が図られている。 現在、解体に着手している特定原子力発電施設については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、原子力事業者の財務基盤を損なうような負担が生じることなく円滑に解体が行われている。 《税収減を是認するような効果の有無》 解体引当金制度は、原子力発電施設の解体に要する費用を発電所の運転開始直後から認識し、その費用を電気料金として回収することにより世代間負担の公平性を担保するものである。すなわち、解体に必要な費用については、発電開始以降、実際の解体に先立って期間配分しているため、費用を生じ時に支出するよりも事業者及び需要家の負担の平準化を図ることが可能となり、着実に将来の解体のための費用(解体費用)を積み立てることができる。 上記の通り、電気事業者に対して原子力発電施設の解体のための費用の積立を計画的に求めることとしており(「原子力発電施設解体引当金に関する省令」、税制面においても、現在、すでに解体に着手している特定原子力発電施設については、実際に積み立てられた準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、原子力事業者の財務基盤を損なうような負担が生じることなく円滑に解体が行われており、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金の確保や安全・確実な実施に寄与しているところ、引き続き、これを税制上も支援することが必要である。</p>			
10 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	特定原子力発電施設の解体費用は、原子力事業者の責任で行われるべきものであることから、原子力発電所が稼働中に当該費用の確保に努めることが重要であり、当該解体費用を積立時に積立金を損金の額に算入(取戻時に益金の額に算入)扱いにできる本税制上の支援措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。		
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-		
	③: 地方公共団体が協力する相当性	-		
11 有識者の見解	昭和62年3月の電気事業審議会料金制度部会中間報告において、廃止措置費用については、発電を行うことに伴う費用であって将来発生することが確			

	<p>実であり、また、費用の見積が理論的に可能となったことから、世代間負担の公平を図るため、発電を行っている時点で引当金を積み立てることによって料金原価に算入することが適当、この場合、企業会計及び税制上の取扱との整合性が図られることが望ましいとされた。</p> <p>その後、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第2次報告(平成21年8月)において、次のような見解が示された。原子力発電施設の廃止措置は、(i)長期にわたること、(ii)多額の費用を要すること、(iii)発電と費用発生が異なること等の特徴を有することに加え、合理的な見積りが可能であることから、その費用を解体時点で計上するのではなく、収益・費用対応原則に基づいて発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で適切であることから、電気事業法に基づいて、電気事業者が積立を行っている。当該費用は、受益者である現時点の需要家に対して、電気料金を通じて回収しており、世代間及び需要家間の負担の公平性が図られている。原子力発電施設の廃止措置に要する費用は、関連制度、経済状況、技術の進展状況等を踏まえ、見積りの見直しが必要となった時点で、電気事業分科会等における検証の上、反映させている。</p> <p>更に、東京電力福島第一原子力発電所事故以降の原子力発電所の長期にわたる稼働停止や、バックフィットを求める新規規制基準の導入等の原子力安全規制に係る政策的対応により、原子力発電を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会 廃炉に係る会計制度検証WGの提言を踏まえ、2013年に、解体引当金の引当方法を定額法に、引当期間を原則50年に変更を行った。</p> <p>その後、2016年度の小売全面自由化に伴い更なる競争促進を見通すなかで、廃炉に必要な資金の準備は、廃炉前に引当を完了していることが廃炉を円滑に実施する観点からより適切であるとの考え方が、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会の提言において示されている。</p>
<p>12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成25年8月</p>

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	技術研究組合の所得計算の特例の延長		
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 所期の目標は「技術研究組合について、他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図り、これを通じて技術研究組合を利用した共同研究を測定すること」とし、測定指標「1組合当たり、事業費である研究開発費を増加させること」を設定していたが、今回から新たな達成目標（技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること）とし、測定指標を設定していないことについて、合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>④ 測定指標が設定されていないこと及び前回評価時までの測定指標では、他の社会情勢（景気等）を受けやすく、本特例措置の直接的効果が測りにくいことに加え、そもそも、1組当たりの事業費が増えることが、政策目的である「研究開発投資」にどれほど寄与するか不明であるため、貴省が既に行っている技術研究組合への調査の中で、本特例措置を利用して取得した試験研究用資産額を調査するなどして、測定指標を再検討する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>1. 技術研究組合法の目的（第1条）に照らして、技術研究組合とは、産業活動において利用される技術の向上及び実用化を図るため、これに関する試験研究を協同して行うために必要な組織等を定めるものである。実際の技術研究組合の新設・解散や運営は、技術研究組合の自主的な判断に任せられており、また、技術研究組合ごとに、研究開発のテーマ、着手する時機、段階、適切な規模は千差万別である。このため、金額による数値目標は試験研究の成果に対応するとは必ずしも言えず、設定することは困難である。</p> <p>2. 技術研究組合は、技術の向上及び実用化を図るため、試験研究を協同して行うことを組織の目的とする（技術研究組合法第1条）。このため、協同試験研究の成果（技術の向上及び実用化）を、組合が調達した試験研究用資産の額で測定することは、適切ではないと考える。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成28年度の法人税）について、「適用実績17件」と説明されており、算定根拠を「29年7月までに設立された全組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載」とされているが、平成28年度の適用件数について、実数であるかどうかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>全組合に調査を実施した実数である。 なお、効果の欄に記載している表「租税特別措置等による達成目標の実現状況」の平成</p>

25年度から29年度における数値についても全組合に調査を実施した実数である。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成29年度の法人税）について、「適用見込14件」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>全組合に調査を実施した実数である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成26年度から28年度までの法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人税）197百万円（平成26年度）、54百万円（平成27年度）、157百万円（平成28年度）が前回評価時の将来予測463百万円（平成26年度）、324百万円（平成27年度）、477百万円（平成28年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>																																								
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、次のとおり。（百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税（市町村分）</td> <td>86</td> <td>24</td> <td>6</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>法人住民税（都道府県分）</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>133</td> <td>38</td> <td>13</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>108</td> <td>30</td> <td>7</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>361</td> <td>102</td> <td>28</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table> <p>※四捨五入の関係から合計数が一致しない。 <算出方法> ・H25(実績)-H27(実績)は、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 ・H28(実績) 法人住民税は、H28年度までに設立された全組合の損金算入額(適用額)(経産省調査)より算出した法人税の減収額に所定の地方税率を乗じて算出。 法人事業税は、H28年度までに設立された全組合の損金算入額(適用額)(経産省調査)に所定の地方税率を乗じて算出。 ・各税目の計算式(減収額) - 法人住民税(市町村分) : 法人税の減収額(※)×税率(市町村分) 9.7% - 法人住民税(都道府県分) : 法人税の減収額(※)×税率(都道府県分) 3.2% - 法人事業税(所得割) : 損金算入額(適用額)(※)×税率(外形外法人) 6.7% - 地方法人特別税 : 法人事業税(所得割)×税率(外形外法人) 43.2% - 法人事業税(付加価値割) : 損金算入額(適用額)(※)×税率(外形外法人) 0.0% (※) 法人税の減収額、損金算入額(適用額)は下表に記載</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	税目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	法人住民税（市町村分）	86	24	6	15	法人住民税（都道府県分）	35	10	2	5	法人事業税	133	38	13	45	地方法人特別税	108	30	7	19	合計	361	102	28	85	区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度					
税目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																				
法人住民税（市町村分）	86	24	6	15																																				
法人住民税（都道府県分）	35	10	2	5																																				
法人事業税	133	38	13	45																																				
地方法人特別税	108	30	7	19																																				
合計	361	102	28	85																																				
区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																				

適用件数	15	13	7	17
適用額(百万円)	2,739	773	226	672
減収額(百万円)	698	197	54	157
	法人税率25.5%	23.9%	23.4%	

※25 から 27 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。
28、29 年度(見込み)は、29 年 7 月までに設立された全組合の適用件数、適用額(経産省調査)に基づき算出。

過去の減収額(法人税)について、実際の技術研究組合の新設・解散や運営は、技術研究組合の自主的な判断に任せられており、また、技術研究組合ごとに、研究開発のテーマ、着手する時機、段階、適切な規模は千差万別である。このため、将来推計を行うためには、過去の実績値を利用することが適当である。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額(平成 29 年度から 32 年度までの法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の減収額(平成 29 年度の法人税)について、「29 年 7 月までに設立された全組合の適用件数、適用額(経産省調査)に基づき算出」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 将来の減収額(法人税)442 百万円(平成 29 年度)、216 百万円(平成 30 年度)、270 百万円(平成 31 年度)、308 百万円(平成 32 年度)が過去の実績 157 百万円(平成 28 年度)と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

将来の減収額(法人住民税及び法人事業税)について、次のとおり。(百万円)

税目	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
法人住民税(市町村分)	43	21	26	30
法人住民税(都道府県分)	14	7	9	10
法人事業税	127	62	78	89
地方法人特別税	55	27	34	38
合計	239	117	147	167

<算出方法>

- ・ H29(見込)
法人住民税は、H29 年 7 月までに設立された全組合の損金算入額(適用額)(経産省調査)より算出した法人税の減収額に所定の地方税率を乗じて算出。
法人事業税は、H29 年 7 月までに設立された全組合の損金算入額(適用額)(経産省調査)に所定の地方税率を乗じて算出。
- ・ H30(見込)-H32(見込)
法人住民税は、各年度とも直近 3 年間の損金算入額(適用額)の平均より算出した法人税の減収額に所定の地方税率を乗じて算出。
法人事業税は、各年度とも直近 3 年間の損金算入額(適用額)の平均に所定の地方税率を乗じて算出。

- ・ 各税目の計算式(減収額)
 - 法人住民税(市町村分) : 法人税の減収額(※)×税率(市町村分) 9.7%
 - 法人住民税(都道府県分) : 法人税の減収額(※)×税率(都道府県分) 3.2%
 - 法人事業税(所得割) : 損金算入額(適用額)×税率(外形外法人) 6.7%
 - 地方法人特別税 : 法人事業税(所得割)×税率(外形外法人) 43.2%
 - 法人事業税(付加価値割) : 損金算入額(適用額)×税率(外形外法人) 0.0%
- (※) 法人税の減収額、損金算入額(適用額)は下表に記載

将来の減収額(法人税)の算定根拠について、次のとおり。

区分	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
適用件数	14	13	15	14
適用額(百万円)	1,891	930	1,164	1,328
減収額(百万円)	442	216	270	308
	×法人税率 23.4%		×法人税率 23.2%	

<適用件数、適用額の算出方法>

- ・ H29(見込)は、H29 年 7 月迄に設立された全組合の適用件数、損金算入額(適用額)(経産省調査)に基づく。
 - ・ H30(見込)-H32(見込)は、各年度とも直近 3 年間の適用件数、損金算入額(適用額)の平均に基づき算出。
- <減収額の算出方法>
- ・ 各年度の適用額に法人税率を乗じて算出。

将来の減収額(法人税、法人住民税及び法人事業税)について、実際の技術研究組合の新設・解散や運営は、技術研究組合の自主的な判断に任せられており、また、技術研究組合ごとに、研究開発のテーマ、着手する時機、段階、適切な規模は千差万別である。このことから、将来推計を行うためには、過去の実績値を利用することが適当である。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること)に対する過去の効果について、「技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及び持続的な経済成長に寄与」と説明されているが、定量的に把握されていない。
- ② 過去の効果について、「技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及び持続的な経済成長に寄与」と説明されているが、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数(法人税)7 件(平成 27 年度)は 10 件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。

【経済産業省の補足説明】

実際の技術研究組合の新設・解散や運営は、技術研究組合の自主的な判断に任せられており、また、技術研究組合ごとに、研究開発のテーマ、着手する時機、段階、適切な規模は千差万別である。平成 27 年度は、新設組合数が少なかったことや、解散組合数が新設組合数を上回ったこと等による影響から、適用件数が一時的に減少したと分析している。(平成 28 年度の適用実績は 17 件、経産省調査)
なお、本税制は、主務大臣の設立認可を受けた技術研究組合のみが適用を受けることができるものであって、不特定多数の者が適用を受けるものではないため、適用件数自体に自然上限が生じる。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点

を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること）に対する将来の効果について、「技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及び持続的な経済成長に寄与」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>実際の技術研究組合の新設・解散や運営は、技術研究組合の自主的な判断に任せられており、また、技術研究組合ごとに、研究開発のテーマ、着手する時機、段階、適切な規模は千差万別である。このため、金額による数値目標は試験研究の成果に対応するとは必ずしも言えず、設定することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例の延長
2	対象税目	(法人税・義) (国税 25) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。 《関係条項》 法人税（租税特別措置法第66条の10、第68条の94、租税特別措置法施行令第39条の21、第39条の121）
4	担当部局	産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成29年8月 分析対象期間：平成25年度から平成32年度まで
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間) 平成25年度 適用期限延長(2年間) 平成27年度 適用期限延長(3年間)
7	適用又は延長期間	3年間(平成30年度～32年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制は、試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投資の促進を図るものであり、共同研究の促進及び持続的な経済成長を実現する上で重要。 《政策目的の根拠》 ○「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」(平成29年6月9日閣議決定) II Society 5.0に向けた横割課題 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム (2)新たに講ずべき具体的施策 ii)我が国が強い分野への重点投資 ・「Society 5.0の推進と政府研究開発投資目標の達成に向け

		<p>て」(平成 29 年 4 月 21 日総合科学技術・イノベーション会議決定)に基づき、政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比 1%にすることを旨とする。また「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による民間研究開発投資の誘発等によって、民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%にすることを旨とするにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。</p> <p>○「科学技術イノベーション総合戦略 2017」(平成 29 年 6 月 2 日閣議決定) 第 5 章イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 イノベーション創出に向けて産と学との人材、知、資金の好循環システムを構築するために、まず、オープンイノベーションを本格的に推進するための仕組みを強化する必要がある。企業、大学、公的研究機関が、それぞれの競争力を高めるとともに、人材や知の流動性を高め適材適所の配置を促し、産学官連携活動を本格化することが重要であり、クロスアポイントメント制度の活用などが求められている。</p>																				
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 技術革新</p>																				
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合制度の活用を通じて、研究開発投資の促進を図る。</p>																				
9	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>前所要望時には、14 件(26 年度)の適用を想定した。実績は、27 年度に 7 件であったことを除き、26 年度実績は 13 件、28 年度実績は 17 件となっていることから、想定外に僅少ではない。また、自動車、石油、化学、材料、電機、医薬品等、幅広い業種で適用されていることから、想定外に偏っていない。</p> <p>▶ 平成 25～28 年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組数)</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 平成 29～32 年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成 29 年度(見込み)</th> <th>平成 30 年度(見込み)</th> <th>平成 31 年度(見込み)</th> <th>平成 32 年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組数)</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 25 から 27 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 28、29 年度(見込み)、29 年 7 月までに設立された全組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載。 30 から 32 年度(見込み)は、各年度とも直近 3 年間の適用件数 	年度区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	適用件数(組数)	15	13	7	17	年度区分	平成 29 年度(見込み)	平成 30 年度(見込み)	平成 31 年度(見込み)	平成 32 年度(見込み)	適用件数(組数)	14	13	15	14
年度区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																		
適用件数(組数)	15	13	7	17																		
年度区分	平成 29 年度(見込み)	平成 30 年度(見込み)	平成 31 年度(見込み)	平成 32 年度(見込み)																		
適用件数(組数)	14	13	15	14																		

		平均に基づき算出。																																																		
	②: 減収額	<p>▶ 平成 25～28 年度(過去)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>698</td> <td>197</td> <td>54</td> <td>157</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 平成 29～32 年度(将来)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成 29 年度(見込み)</th> <th>平成 30 年度(見込み)</th> <th>平成 31 年度(見込み)</th> <th>平成 32 年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>442</td> <td>216</td> <td>270</td> <td>308</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減収額の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 25 から 27 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき算出。 28、29 年度(見込み)は、29 年 7 月までに設立された全組合の適用件数、適用額(経産省調査)に基づき算出。 30 から 32 年度は、各年度とも直近 3 年間の適用件数、適用額の平均に基づき算出。 	年度区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	減収額	698	197	54	157	年度区分	平成 29 年度(見込み)	平成 30 年度(見込み)	平成 31 年度(見込み)	平成 32 年度(見込み)	減収額	442	216	270	308																														
年度区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																																																
減収額	698	197	54	157																																																
年度区分	平成 29 年度(見込み)	平成 30 年度(見込み)	平成 31 年度(見込み)	平成 32 年度(見込み)																																																
減収額	442	216	270	308																																																
	③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及び持続的な経済成長に寄与。</p> <p>(分析対象期間:平成 25～32 年度まで)</p> <p>○ 租税特別措置等による達成目標の実現状況</p> <p>▶ 平成 25～28 年度(過去)</p> <p>1 組合当たり事業費は、平成 27 年度及び平成 28 年度に前年度比で微減した(それぞれ-9.5%、-8.6%)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>36,449</td> <td>53,539</td> <td>44,040</td> <td>39,458</td> </tr> <tr> <td>組数</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>50</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>1 組合当たり事業費</td> <td>663</td> <td>973</td> <td>881</td> <td>805</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td>0.9%</td> <td>46.9%</td> <td>-9.5%</td> <td>-8.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 平成 29～32 年度(将来)</p> <p>1 組合当たり事業費は、各年度とも、前年度比横ばいで推移する見込み。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 29 年度(見込み)</th> <th>平成 30 年度(見込み)</th> <th>平成 31 年度(見込み)</th> <th>平成 32 年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>35,875</td> <td>39,791</td> <td>38,375</td> <td>38,013</td> </tr> <tr> <td>組数</td> <td>45</td> <td>48</td> <td>47</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>1 組合当たり事業費</td> <td>797</td> <td>829</td> <td>811</td> <td>813</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td>-1.0%</td> <td>4.0%</td> <td>-2.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費、組合数の算出方法</p>	区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	事業費(百万円)	36,449	53,539	44,040	39,458	組数	55	55	50	49	1 組合当たり事業費	663	973	881	805	対前年度伸び率	0.9%	46.9%	-9.5%	-8.6%	区分	平成 29 年度(見込み)	平成 30 年度(見込み)	平成 31 年度(見込み)	平成 32 年度(見込み)	事業費(百万円)	35,875	39,791	38,375	38,013	組数	45	48	47	47	1 組合当たり事業費	797	829	811	813	対前年度伸び率	-1.0%	4.0%	-2.2%	0.2%
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																																																
事業費(百万円)	36,449	53,539	44,040	39,458																																																
組数	55	55	50	49																																																
1 組合当たり事業費	663	973	881	805																																																
対前年度伸び率	0.9%	46.9%	-9.5%	-8.6%																																																
区分	平成 29 年度(見込み)	平成 30 年度(見込み)	平成 31 年度(見込み)	平成 32 年度(見込み)																																																
事業費(百万円)	35,875	39,791	38,375	38,013																																																
組数	45	48	47	47																																																
1 組合当たり事業費	797	829	811	813																																																
対前年度伸び率	-1.0%	4.0%	-2.2%	0.2%																																																

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 25 から 29 年度(見込み)は、29 年 7 月までに設立された経産省所管の組合の事業費、組合数(経産省調査)に基づく。 ・ 30 から 32 年度(見込み)は、各年度とも直近 3 年間の事業費、組合数の平均に基づき算出。 <p>○ 租税特別措置等が延長されなかった場合に予想される状況 租税特別措置が延長されない場合、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成 28 年度)</p> <p>○ 所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約 2.71 倍※となる。 ※平成 29 年度経産省調査における、経産省所管各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>○ 税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財務面の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置として適正なものといえる。 制度創設後 10 年を超えているが、平成 21 年度に鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法への改正が行われ、技術研究組合を通じた研究開発投資による共同研究の一層の促進が求められている。 適用件数は、ばらつきは見られるものの、概ね安定的に推移している。</p> <p>○ なお、技術研究組合と同様に非出資性の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第 46 条)で、圧縮記帳が認められており、本特例措置があることにより、イコールフットイングとなっている。 また、出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳がなくても、課税関係が発生しないが、非出資性の法人は、構成員の拠出金が益金算入されるために、圧縮記帳があることにより、課税関係が発生しない状況であり、本特例措置があることにより、イコールフットイングとなっている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月(H26 経産 14)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	Connected Industries に向けた IT 投資の抜本強化
税 目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税
区 分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（企業のレガシーシステム更新等を通じたデータ連携・高度利活用を支援するとともに、「つながる社会」において必要不可欠な質の高いサイバーセキュリティ対策の導入を促すことにより、「Connected Industries」による産業競争力の強化を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（企業のレガシーシステム更新等を通じたデータ連携・高度利活用を支援するとともに、「つながる社会」において必要不可欠な質の高いサイバーセキュリティ対策の導入を促すことにより、「Connected Industries」による産業競争力の強化を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>「Connected Industries」とは、様々な業種、企業、データ、機械などがつながって、新たな付加価値や製品・サービスを創出し、生産性を向上させていく取組である。これは、高齢化、人手不足、環境・エネルギー制約などの社会課題解決につながるるとともに、GDP600兆円の達成に向けた産業競争力の強化や国民生活の向上・国民経済の健全な発展にも寄与するものである。</p> <p>しかしながら、我が国においては、データ利活用している企業が少なく、産業データを積極的に活用している企業の割合が16.4%と、米国企業の41.0%、イギリス企業の34.3%、ドイツ企業の31.7%に大きく差をつけられているのが現状である。</p> <p>「Connected Industries」の取組を促進し、GDP600兆円を達成するためにも、こうしたデータ利活用の取組を促進することで、企業の生産性向上や新たな付加価値創出につなげる。</p> <p>また、あわせて、システムをつながりやすくなることで脅威が増大するサイバーセキュリティ対策についても、適切なセキュリティ製品等の導入や効果的な活用を促進し、より多くの企業でのセキュアなシステム構築実現を目指す。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（法人税及び所得税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（平成30年度及び31年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本制度は、データ利活用・連携に関する高度なIT活用を行う者を広く対象とするものであるため、個人事業主による適用を否定するものではないが、個人事業主にとっての高度IT活用と計画認定のハードルを勘案するに、適用件数や事業規模が法人に比べて少ないと見込まれることから、積算上は0件と算出している。</p> <p>② 別紙のとおり</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課</p>

題とする。

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、所得税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度及び31年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 所得税については、上記(3)【補足説明】①のとおりである。</p> <p>② 別紙のとおり</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（企業のレガシーシステム更新等を通じたデータ連携・高度利活用を支援するとともに、「つながる社会」において必要不可欠な質の高いサイバーセキュリティ対策の導入を促すことにより、「Connected Industries」による産業競争力の強化を図る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>我が国企業がデータを利活用するに当たっては、レガシーシステムと呼ばれる老朽化・複雑化したシステムが弊害となっている。これは、物理的にデータ同士がつかない、又は、システムを新規構築する場合、当該システムが複雑化した既存システムに与える影響をテストする期間やコストが莫大で最新デジタル技術（IoT、ビッグデータ、人工知能等）の活用が進みづらいため、といったことを引き起こしている。</p> <p>そのため、本税制措置により、レガシーシステムを刷新することは、次のような効果を生み生産性の向上等につながることで、高い経済効果が創出されると考える。</p> <p>(1) IoT、ビッグデータ、人工知能等の最新のデジタル技術に対応 システムを刷新することで、システム同士がつかなくなりやすくなり、データ利活用が促進され、新たなデータの掛け合わせによる生産性向上や付加価値の創出が実現する。また、刷新されたシステムにおいては、レガシーシステムでは技術的に対応が困難であった最新デジタル技術に対応することが可能となり、こうした技術を活用した新たなビジネスモデル創出につながる。</p> <p>(2) システム開発スピードの向上 ブラックボックス化したレガシーシステムでは、新たな機能の追加・システム改修により、どこにどのような影響が出るかわからず、システム停止のリスクがあるため、多くのテストなどが必要になり、開発に長期間・多くの予算を要するのが現状。レガシーシステムを刷新することで、コスト削減と開発スピードの向上を実現し、社会情勢やニーズに適合したIT基盤の構築が可能になり、新たなビジネス創出環境の創出につながる。</p> <p>(3) 全体最適化 これまではシステム別に個別最適化され、それぞれが独自に稼働してきたが、システムやデータが統一の基盤の上でつながり、分析ツール等を用いて利活用されることで、企業全体の最適化を図ることが可能になる。これは、経営ダッシュボード等による経営の見える化を実現し、経営判断のスピード向上等にもつながる。</p> <p>(4) セキュリティの向上 システムをスリム化・シンプル化し、最新のセキュリティ対策（機器、サービスの導入）をすることは、セキュリティリスクの低減にもつながる。ブラックボックス化された中でセキュリティ対策を行うよりも、企業のサイバーセキュリティ対策を効率</p>

<p>的かつ確実に実施することができる。</p> <p>なお、このようなレガシーシステムの刷新を行えない一番の課題は「多額のコストがかかること（75.6%）」であり、本税制措置により、企業のレガシーシステム刷新に寄与することができる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の効果について、定量的に予測されておらず、どの程度達成目標に寄与するのかも明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	Connected Industries に向けた IT 投資の抜本強化
2	対象税目	(国税26・地方税36(自動運動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 第四次産業革命で激変するビジネス環境に迅速に対応するため、協調領域における連携や生産管理システム等の高度化によるデータ活用の取組、また、それらに不可欠な高レベルのサイバーセキュリティ対策に必要なシステムの構築やサービスの利用促進に向けた税制措置を講じる。 《関係条項》 —
4	担当部局	経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課、サイバーセキュリティ課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30~31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	2年間
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「Society5.0(超スマート社会)」の実現に向けては、様々なつながり・融合により新たな付加価値やビジネスモデルを創出する「Connected Industries」の促進が重要である。 (「Connected Industries」とは、データを介して、企業、消費者などが連携し、新たな付加価値を生み出す産業のあり方のこと。) 特に、第四次産業革命により、IoTやビッグデータ、人工知能などの新技術が実用フェーズに入っている中、付加価値の源泉となっている「データ」をこれまでになく形を生み出し組み合わせるなど高度活用したり、他の企業と共有・連携させたりすることで、新たな付加価値を創出する取組を進め、更なる産業競争力の強化を図っていく必要がある。 あわせて、データ同士が企業などこれまでの枠を超えてつながることによって増大するサイバー攻撃の脅威に対応するため、様々なサイバー攻撃に耐えうる質の高いセキュリティシステムの構築に必要な設備等、更なるセキュリティ対策の導入も促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 〈官民データ活用基本法 第15条〉 国は、多様な分野における横断的な官民データ活用による新たなサービスの開発等に資するため、国、地方公共団体及び事業者の情報システムの相互の連携を確保するための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>

		<p><サイバーセキュリティ基本法 第4条> 国は、前条の基本理念にのっとり、サイバーセキュリティに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>産業育成 データ利活用</p> <p>産業セキュリティ サイバーセキュリティ</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業のレガシーシステム更新等を通じたデータ連携・高度利活用を支援するとともに、「つながる社会」において必要不可欠な質の高いサイバーセキュリティ対策の導入を促すことにより、「Connected Industries」による産業競争力の強化を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 IoTの進展等に伴い、データ量が爆発的に増大する中、豊富なデータを単に生み出し管理するだけでなく、データやシステムを整理・統合し、他者と共有したりすることで、新たな事業領域や付加価値を見いだしていくことが、企業の競争力を向上させるための必要な要件になっている。</p> <p>他方で、ユーザー企業は、新しいIT投資の持つリスクやセキュリティ面での懸念などから、自社内のサーバ上に構築された融通の利かない企業独自のシステム、いわゆるレガシーシステムから脱却できず、データの連携・高度利活用が進まない状況にある。</p> <p>こうした中、新商品開発、新事業展開、売上高向上等に向けて、クラウド・フォグ等の技術の活用による社内外のシステム・データ連携を進め、データの高度利活用による新たな事業領域や付加価値の創出を狙う事業を支援することは、企業の「Connected Industries」を促進し、企業や産業界全体の競争力強化に寄与するものである。</p> <p>また、「Connected Industries」の取組により様々なものが「つながる」と、1社サイバー攻撃を受けるだけでサプライチェーン全体に広がる懸念が増すことになるため、企業間の取引においても、サイバーセキュリティに関する要求が取引条件として求められている状況にある。しかしながら、セキュリティサービスの導入はコスト等が原因で進んでおらず、また、サイバーセキュリティ製品の効果的な活用もできていないことが課題となっている。こうしたことから、一定レベル以上のセキュリティ要件を課すことや質の高いセキュリティシステム構築を支援することは「つながる」ことの安全性をより一層高め、上記の取組と両輪の関係で、「Connected Industries」を促進することになる。</p> <p>以上の取組により、第四次産業革命における産業界の競争力強化を進め、閉鎖的なデータ活用の文化を打破していく。</p>
9	有効性等	<p>①: 適用数等 <適用見込み数> 平成30年度 2,200件 平成31年度 2,200件</p> <p>②: 減収額 <減収見込み額> 平成30年度 26,092百万円(国税) 11,356百万円(地方税) 平成31年度 26,092百万円(国税) 11,356百万円(地方税)</p>

		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 日本は米国に比べ、データの利活用が遅れている状況にある。例えば、「産業データ」については、積極的に活用している日本企業は16.4%である一方、積極的に活用している米国企業は41.0%になっている。今後、データが競争力の源泉となっていく中、本措置により、企業のデータ利活用を強力に支援し、「Connected Industries」を実現することは非常に重要である。</p> <p>～参考:「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究」(H29 総務省) ○「産業データ」を既に積極的に活用している企業の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>日本企業</td> <td>16.4%</td> </tr> <tr> <td>米国企業</td> <td>41.0%</td> </tr> <tr> <td>イギリス企業</td> <td>34.3%</td> </tr> <tr> <td>ドイツ企業</td> <td>31.7%</td> </tr> </table> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 データ連携・高度利活用の弊害となっているレガシーシステムからの脱却・更新が進んでいないのは「更新コストの高さ」が大きな理由である。本措置により、当該弊害が解消されることから、「Connected Industries」による更なる産業競争力の強化に有効である。また、セキュリティ製品等についても、同様に「コストの高さ」が導入を阻む大きな理由となっており、本措置で企業のセキュリティ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進効果が見込まれる。</p>	日本企業	16.4%	米国企業	41.0%	イギリス企業	34.3%	ドイツ企業	31.7%
日本企業	16.4%										
米国企業	41.0%										
イギリス企業	34.3%										
ドイツ企業	31.7%										
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当である。								
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—								
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間連携を進めていくことは、ITにより遠隔地同士を結ぶなど、これまでにならぬ形で地方での先進的な事業展開をも生み出し、地方における雇用創出や企業の競争力強化に寄与するものである。本措置は、こうした地域経済の発展につながることから、法人税率に併せて法人住民税等についても同様の効果を適用することが相当である。								
11	有識者の見解		—								
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—								

<平成30年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29経産09)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設 (-)												
措置の内容	平成27年度時点	-											
	平成28年度税制改正以後	-											
	平成29年度税制改正以後	-											
政策目的	【省エネルギー】 エネルギーミックスにおいて掲げられた、最終エネルギー消費で平成42年度に原油換算で5,030万klの省エネ見通し実現するためには、徹底した省エネの推進が喫緊の課題。また、省エネ設備投資の増加により、省エネルギーの推進と事業者の生産性向上の両立を促す。 【再生可能エネルギー】 F I T 買取期間以後も基幹電源として再生可能エネルギーが根付いていくために、F I T に類らない導入を進め、再エネの自立化と長期安定発電を促進する。												
評価対象税目	義務対象					努力義務対象							
	法人税	法人住民税	法人事業税										
関係条項	【省エネルギー】 - 【再生可能エネルギー】 措法第42条の5、第68条の10												
要望内容及び区分	平成42年度の「長期エネルギー需給見通し」(平成27年7月経済産業省決定) 実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー効率改善及び再エネの更なる導入拡大を進めることが重要。そのため、①省エネ法と連動した大規模又は高度な省エネ取組に資する省エネ設備投資や、②再エネの自立化・長期安定化に資する投資を促進し、エネルギー利用の最適化・自給率向上を図る税制措置(特別償却制度又は税額控除制度)を新設する。											区分	新設
創設年度	-	過去の政策評価の実績					-						

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)														
	(参考)				(参考)				(参考)				目標①「エネルギーミックスに掲げられた、各部門の平成42年度時点における省エネルギー目標(原油換算)の実現」(省エネルギー)														
	適用件数 (法人税・件)		適用実態調査における適用件数 (法人税・件)		減収額 (法人税・百万円)		適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)		減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)		適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)		産業部門			業務部門			運輸部門								
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (万kl)	将来予測 (万kl)	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 (万kl)	将来予測 (万kl)	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 (万kl)	将来予測 (万kl)	実績	租特の直接的効果	目標達成度
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	1,239	-	-	-	▲11,717.0	-	-	▲14,296.0	-	-	-	-	198.6	-	-	-	-	51	-	-	-	-	-	23	-	-	-
H31	1,239	-	-	-	▲11,717.0	-	-	▲14,296.0	-	-	-	-	198.6	-	-	-	-	51	-	-	-	-	-	23	-	-	-
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H35~ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,042	-	-	-	-	1,226	-	-	-	-	1,607	-	-	-	-

【総括表の別紙】

租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）																													
目標②「平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量を以下のとおりとする」（再生可能エネルギー）																													
再エネ全体：22~24%程度（2,366~2,515億kWh）					太陽光：7.0%程度（約6,400万kW、749億kWh）					風力：1.7%程度（約1,000万kW、182億kWh）					地熱：1.0~1.1%程度（約140~155万kW、102~113億kWh）					水力：8.8~9.2%程度（約4,874~4,931万kW、939~981億kWh）					バイオマス：3.7~4.6%程度（約602~728万kW、394~490億kWh）				
目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-
H31	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H35~ /未定	2,366~2,515	-	-	-	-	749	-	-	-	-	182	-	-	-	-	102~113	-	-	-	-	939~981	-	-	-	-	-	392~490	-	-

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（平成30年度及び31年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	<p><大規模省エネ投資>の適用数について 定期報告データについては、省エネ法上規制の対象となっている特定事業者について毎年度、その年度のエネルギー使用量を報告する定期報告書の提出を求めているところ、その報告書を集計することで適用数の推計を行っている。 また、計算過程については原単位が7%以上改善した事業者に関する個々の情報が含まれるため、言及は控えさせていただきます。</p> <p><連携省エネルギー取組：工場・物流>の適用数について 計算式及び計算に用いた数値については、工場部分については省エネ補助金における複数事業者による工場間一体省エネルギー事業の個別案件情報、物流部分については個別企業が特定される情報が含まれるため、言及は控えさせていただきます。</p> <p><再生可能エネルギー>の適用数について 適用可能件数（補助金件数及び認定件数等の合計）から各設備における要件等の適用割合を用いて件数を絞り込み、適用見込み件数を算出しております。 平成28年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定件数：太陽光238件、固定価格買取制度の認定を受けて平成28年4月から平成29年3月末までに稼働した再生可能エネルギー発電設備のうち出力要件を満たす件数：風力10件、中小水力45件、地熱1件、バイオメタンガス29件、木質バイオマス10件 ※地方公共団体等を除く</p>
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（平成30年度及び31年度の法人税住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（平成30年度及び31年度の法人税）の算定根拠について、「適用数に係
-------------------------	---

<p>る特別償却利用投資額に特別償却比率30%と法人税率23%をそれぞれ乗じた金額を算出」と説明されているが、「特別償却利用投資額」の数値及びその出典が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（平成30年度及び31年度の法人税）について、「法人税率23%をそれぞれ乗じた金額を算出」と説明されているが、法人税率に誤りがある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p><省エネルギー></p> <p>① 法人住民税及び法人事業税については下記のとおり。</p> <p>(1) 法人住民税 $70.51 \text{ (億円)} \times 0.129 = 9.10 \text{ (億円)}$</p> <p>(2) 法人事業税 法人税減収額を法人税率で割り戻して算出した課税標準は、 $70.51 \div 0.232 = 303.92 \text{ (億円)}$ 本税制は企業の規模に関わらず活用できるため、外形及び外形法人に適用される場合の税率を用いて試算すると、 法人事業税所得割（収入割）の減収額が $303.92 \times 0.055 = 16.72 \text{ (億円)} \cdots \text{①}$ 地方法人特別税の減収額が $16.72 \times 3.491 = 58.37 \text{ (億円)} \cdots \text{②}$ 法人事業税（付加価値割）の減収額が $303.92 \times 0.0061 = 1.85 \text{ (億円)} \cdots \text{③}$ ①、②、③の合計として、$16.72 + 58.37 + 1.85 = 76.94 \text{ (億円)}$</p> <p>② 特別償却利用投資額の数値及び根拠については<大規模省エネ投資>においては特定事業者の平均年間エネルギー使用量や平均原単位改善率、<連携省エネルギー取組：工場>においては、省エネ補助金における複数事業者による工場間一体省エネルギー事業の個別案件情報、<連携省エネルギー取組：物流>についてはヒアリング結果等の個社が特定される情報が含まれるため、言及は控えさせていただきます。</p> <p>③ 法人税率については23.2%に修正を行う。他方で、減収額試算については法人税率23%×特別償却比率30%＝約7%の減収効果で試算を行っているため、減収額の修正は生じない。</p> <p><再生可能エネルギー></p> <p>① 法人住民税及び法人事業税については下記のとおり。</p> <p>(1) 法人住民税 $46.66 \text{ (億円)} \times 0.129 = 6.02 \text{ (億円)}$</p> <p>(2) 法人事業税 法人税減収額を法人税率で割り戻して算出した課税標準は、 $46.66 \div 0.232 = 201.12 \text{ (億円)}$ 本税制は企業の規模に関わらず活用できるため、外形及び外形法人に適用される場合の税率を用いて試算すると、 法人事業税所得割（収入割）の減収額が $201.12 \times 0.055 = 11.06 \text{ (億円)} \cdots \text{①}$ 地方法人特別税の減収額が $11.06 \times 3.491 = 38.61 \text{ (億円)} \cdots \text{②}$ 法人事業税（付加価値割）の減収額が $201.12 \times 0.0061 = 1.23 \text{ (億円)} \cdots \text{③}$ ①、②、③の合計として、$11.06 + 38.61 + 1.23 = 50.9 \text{ (億円)}$</p> <p>③ 再生可能エネルギー部分の法人税の減収額は法人税率23.2%にて減収額の試算を行っているため、減収額の修正は生じないが、地方税については法人税率23%にて減収額の試算を行っているため、上記①のとおり修正。</p>

【点検結果】

- ①・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

＜省エネルギー＞に係る措置の効果

- ① 達成目標（エネルギーミックスに掲げられた、各部門の平成42年度時点における省エネルギー目標（原油換算）の実現。※数値目標は省略）に対する将来の効果について、その算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
 ② 将来の直接的な効果（平成30年度及び31年度）について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

＜再生可能エネルギー＞に係る措置の効果

- ③ 達成目標（平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量を以下のとおりとする。※数値目標は省略）に対する将来の効果について、「設備の利用率向上、系統制約対策を支援し、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電を推進することができる。また、システムコストの大幅削減が見込め、FITに頼らない自立的普及につながり、国民負担の抑制や長期安定的な発電事業の環境整備に資する」と説明されているが、定量的に予測されていない。
 ④ 達成目標に対する将来の効果（設備の利用率向上、系統制約対策を支援し、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電を推進することができる。また、システムコストの大幅削減が見込め、FITに頼らない自立的普及につながり、国民負担の抑制や長期安定的な発電事業の環境整備に資する）の寄与について、どのように達成目標に寄与するのか明らかにされていない。
 ⑤ 将来の直接的な効果（平成30年度及び31年度）について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

＜省エネルギー＞に係る措置の効果

- ① 達成目標に対する将来の効果について算定根拠については、各社の企業秘密を含む特別償却利用投資額を数値の一部に使用しているため、言及は控えさせていただきます。
 ② 政策目標達成に向けて、省エネ法による規制措置、補助金等の予算措置や研究開発等、様々な政策ツールを動員しており、他の要因の影響を除く租税特別措置等のみによる達成目標の実現状況を予測することは困難である。

＜再生可能エネルギー＞に係る措置の効果

- ③ 本税制の達成目標の一つである再生可能エネルギーの導入については、2030年度に発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を22～24%としている。再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、固定価格買取制度を始めとして、補助金や研究開発等の様々な政策ツールを動員して進めているところ。そのため、他の要因の影響を除く租税特別措置等のみによる達成目標の実現状況を予測することは困難。
 ④ 再生可能エネルギー設備については、市場形成が始まったばかりであり、設備単価が依然として高いことから、本税制にて、資本費一定以下の要件を満たす設備の導入など初期投資コストの低下を図り、一層の設備導入を促すことで目標達成に寄与する。また、系統安定化・メンテナンス高度化設備の同時設置や熱電併給の要件を満たすエネルギー効率、設備利用率の高い設備の導入を促し、導入量（kW）だけでなく、発電電力量（kWh）の増加を図ることで目標達成に寄与する。
 ⑤ 本税制の達成目標の一つである再生可能エネルギーの導入については、2030年度に発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を22～24%としている。再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、固定価格買取制度を始めとして、補助金や研究開発等の

様々な政策ツールを動員して進めているところ。そのため、他の要因の影響を除く租税特別措置等のみによる達成目標の実現状況を予測することは困難。

【点検結果】

- ①～③・⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 ④ 「本税制にて、資本費一定以下の要件を満たす設備の導入など初期投資コストの低下を図り、一層の設備導入を促すことで目標達成に寄与する」、「系統安定化・メンテナンス高度化設備の同時設置や熱電併給の要件を満たすエネルギー効率、設備利用率の高い設備の導入を促し、導入量（kW）だけでなく、発電電力量（kWh）の増加を図ることで目標達成に寄与する」との説明では、達成目標に対する寄与の程度が具体的に明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(3)、(5)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設
2	対象税目	(法人税:義)(国税 27) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 35) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>平成42年度の「長期エネルギー需給見通し」(平成27年7月経済産業省決定。以下「エネルギーミックス」という。)実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー効率改善及び再エネの更なる導入拡大を進めることが重要。そのため、①省エネ法と連動した大規模又は高度な省エネ取組に資する省エネ設備投資や、②再エネの自立化・長期安定化に資する投資を促進し、エネルギー利用の最適化・自給率向上を図る税制措置を新設する。</p> <p>具体的には、以下のとおり、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>(1)対象者 年間1,500kl(原油換算)以上のエネルギーを使用し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)において規制対象となっている事業者(以下「特定事業者」という。)や、年間3,000万トンキロ以上を輸送し、省エネ法において規制対象となっている荷主(以下「特定荷主」という。)等。</p> <p>(2)対象要件と支援措置の内容 特定事業者による大規模な省エネ設備投資や、複数事業者が連携して実施する高度な省エネ取組(先端的な省エネ設備投資、物流効率化に資するシステム構築等)に資する省エネ設備投資について、特別償却(30%(初年度))、又は税額控除(7%)を適用可能とする。</p> <p>(3)具体的対象設備 高効率誘導加熱装置、高効率ボイラー、省エネ型定置式坩堝(るつぼ)炉設備、省エネ油圧ジャンボプレス機、コジェネレーション設備、出荷状況管理システム、受発注管理システム等</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>(1)対象者 以下の(2)の要件に従い、(3)の再生可能エネルギー設備、又は付帯的設備を導入する者。</p> <p>(2)対象要件と支援措置の内容 税制の適用期間内に取得・建設し、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業を開始した日を含む事業年度において、特別償却(30/100)、又は税額控除(4%)を適用可能とする。</p> <p>(3)具体的対象設備 以下の再エネの自立化や長期安定発電の促進に資する一定の要件を満たす設備、及び付帯的設備(全ての発電設備について、自営線は対象とする)。</p> <p>①太陽光発電設備(10kW以上) <下記要件を満たすもの> ・固定価格買取制度の認定を受けていないもの <付帯的設備> ・蓄電池</p>

<p>※ 修繕及び増設のためにパネルやPCS等を交換及び増設した場合、これも適用対象とする。</p> <p>②風力発電設備(1万kW以上) <下記要件を満たすもの> ・系統安定化・メンテナンス高度化に資すると認められる設備を合わせて導 入するもの <付帯的設備> ・系統安定化・メンテナンス高度化に資すると認められる設備 ※ 既存の発電設備に上記設備を設置した場合も含む</p> <p>③中小水力発電設備(3万kW未満) <下記要件を満たすもの> ・kWあたりの資本費が以下を満たすもの 200kW未満・・・272万円/kW以下 200kW以上1,000kW未満・・・109万円/kW以下 1,000kW以上3万kW未満・・・39万円/kW以下</p> <p>④木質バイオマス発電設備(2万kW未満、木質バイオマス燃料の年間利用率80%以上と見込まれるもの) <下記要件のいずれかを満たすもの> ・年間稼働率80%以上と見込まれるもの ・kWあたりの資本費一定以下 2,000kW未満・・・62万円/kW以下 2,000kW以上2万kW未満・・・41万円/kW以下 ・熱電併給(発電設備及び熱供給設備を同時に新設)の場合 <付帯的設備> ・熱供給設備 ・燃料製造設備</p> <p>⑤バイオマス利用メタンガス発電装置 <下記要件を満たすもの> ・熱電併給(発電設備及び熱供給装置を同時に新設)の場合 <付帯的設備> ・原料受入・前処理設備</p> <p>⑥木質バイオマス熱供給装置(160GJ/h未満、木質バイオマス燃料年間利用率80%以上と見込まれるもの) <下記要件のいずれかを満たすもの> ・装置の熱効率80%以上と見込まれるもの ・熱電併給(発電設備及び熱供給設備を同時に新設)の場合 <付帯的設備> ・発電設備 ・燃料製造設備</p> <p>⑦地熱発電設備(1,000kW以上) <下記要件を満たすもの> ・年間発電時間利用率80%以上と見込まれるもの</p>	<p>《関係条項》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>—</p> <p>【再生可能エネルギー】</p>
---	---

		法人税(租税特別措置法第42条の5、第68条の10、施行令第27条の5、第39条の40) 所得税(租税特別措置法第10条の2、施行令第5条の4)
4	担当部局	【省エネルギー】 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課 【再生可能エネルギー】 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	2年間(平成30年度～31年度)
8	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 【省エネルギー】 エネルギーミックスにおいて掲げられた、最終エネルギー消費で平成42年度に原油換算で5,030万klの省エネ見通しを実現するためには、徹底した省エネの推進が喫緊の課題。また、省エネ設備投資の増加により、省エネルギーの推進と事業者の生産性向上の両立を促す。 【再生可能エネルギー】 エネルギーミックスでは、平成42年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とするという目標が掲げられた。それを実現すべく、法律、規制、予算、税など必要な施策措置を講じていくことが求められている。再生可能エネルギー導入拡大策のうちFIT制度については、太陽光に偏った導入の是正やコスト効率的な導入を進める観点等から、平成28年5月にFIT法を改正、平成29年4月から改正法が施行されており、この中で複数年度価格や中長期的な価格目標の設定を可能とし、再エネの最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立を達成することを目指すこととしている。 また、我が国においてFIT買取期間以後も基幹電源として再生可能エネルギーが根付いていくためには、FITに頼らない導入が進むことで、再エネの自立化と長期安定発電の促進することが重要であり、その環境を今から整備していく必要がある。 《政策目的の根拠》 【省エネルギー】 ○長期エネルギー需給見通し(平成27年7月経済産業省決定) 「産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門において、技術的にも可能で現実的な省エネルギー対策として考えられ得る限りのものをそれぞれ積み上げ、最終エネルギー消費で5,030万kl程度の省エネルギーを実施することによって、平成42年度のエネルギー需要を326百万kl程度と見込む。」 ○未来投資戦略2017(平成29年6月閣議決定) 「規制と支援の両面で事業者の省エネを促進する。経営層による省エネ投資判断、省エネ法の定期報告データ等のオープン化、複数事業者が連携した取組(スマート工場等のデータ連携、廃熱マッチング、貨物輸送事業者と荷主の連携強化等)、省エネノウハウを有する民間企業による中小企業の省エネ支援、エネルギー小売事業者の情報提供等を促進する施策の検討を本年度中

		に進める。』
		【再生可能エネルギー】 ○長期エネルギー需給見通し(平成27年7月経済産業省決定) 「重要な低炭素の国産エネルギー源である再生可能エネルギーについては、平成25年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくこととしており、我が国の自然条件等を踏まえつつ、各電源の個性に応じた再生可能エネルギーの最大限の導入を行う観点から、自然条件によらず安定的な運用が可能な地熱・水力・バイオマスにより原子力を置き換えることを見込む。」
	②:政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 新エネルギー・省エネルギー
	③:達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【省エネルギー】 エネルギーミックスに掲げられた、各部門の平成42年度時点における省エネルギー目標(原油換算)の実現。 産業部門:1,042万kl 業務部門:1,226万kl 運輸部門:1,607万kl 【再エネルギー】 平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量を以下のとおりとする。 再エネ全体:22～24%程度(2,366～2,515億kWh) 太陽光 :7.0%程度(約6,400万kW、749億kWh) 風力 :1.7%程度(約1,000万kW、182億kWh) 地熱 :1.0～1.1%程度(約140～155万kW、102～113億kWh) 水力 :8.8～9.2%程度(約4,874～4,931万kW、939～981億kWh) バイオマス:3.7～4.6%程度(約602～728万kW、394～490億kWh) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 【省エネルギー】 エネルギーミックスにおいて掲げられた、最終エネルギー消費で平成42年度に原油換算で5,030万klの省エネ見通しを実現するためには、徹底した省エネの推進が喫緊の課題。 エネルギー消費量の大きな割合を占めるものの、省エネ対策の進捗が遅れている産業・業務部門については、LED機器の導入のような投資判断が容易な投資で進む省エネ取組は進む一方、生産設備など大規模投資による省エネ取組が道半ばであり、投資促進が重要。 また、サプライチェーン上などで複数事業者が連携して行う新たな省エネ取組が増加している。現行省エネ法では事業者単位の取組を評価しているが、こうした新たな省エネ取組を促進することが重要。 さらに、運輸部門では、Eコマース拡大による再配達増加など、エネルギー需要の増加にもつながる課題が顕在化しており、Eコマース事業者を含め、物流に関係する事業者間の連携を制度的に担保し、物流の効率化による省エネを促進することが重要。

		<p>これらに対して、規制措置により事業者の省エネ取組を加速するため、次期臨時国会において省エネ法の改正を予定しているところ、規制措置により取組を進める事業者に対して税優遇措置を講じることによってその実施を促進する。</p> <p>【再エネルギー】 再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減に大きく寄与する。しかしながら、他電源と比較して導入初期の設備投資や工事負担金の支払い等の導入コストが高く、また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合が多いことや、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しないなどリスクが大きいことが導入拡大に向けた大きなハードルとなっている。 そのため、本税制措置によって、再生可能エネルギー発電設備導入時のキャッシュフローを改善し、リスクを低減させることは有効な手段である。</p> <p>※固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の設備導入量(資源エネルギー庁調べ) 平成 26 年度の導入量 1,157.2 万 kW 平成 27 年度の導入量 967.8 万 kW 平成 28 年度の導入量 695.8 万 kW</p>
9	有効性等 ①:適用数等	<p>【省エネルギー】 平成 30 年度、31 年度ともに以下のとおり。 ・大規模省エネ投資 適用件数:特定事業者 707 者/年(見込み) 推計方法:原単位が 7%以上改善している特定事業者を定期報告データより算出。 ・連携省エネルギー取組 <工場> 適用件数:40 件/年(見込み) 推計方法:エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の工場間一体省エネルギー事業の実績を参考に、複数事業者間に行われる連携省エネルギー事業の規模及び実施件数を試算。 <物流> 適用件数:220 件/年(見込み) 推計方法:荷主規制の適正化により、省エネ法の規制対象である特定荷主が増加することを踏まえ、現在規制対象となっている特定荷主における普及割合と同程度の割合でシステム投資が進むと仮定して試算。</p> <p>【再生可能エネルギー】 平成 30 年度、31 年度ともに以下のとおり。 適用件数:272 件(見込み) 推計方法:適用可能件数(太陽光発電設備については、平成 28 年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数、その他の発電設備については、固定価格買取制度の認定を受けて平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月末までに稼働した再生可能エネルギー発電設備の件数、木質バイオマス熱供給装置は林野庁試算の件数)のうち、38.5%の適用があるものとして推計し、そこからさらに各設備の要件を満たす割合で絞り込み、適用件数を算出。</p>

		<p>※平成 27 年度に実施した税制活用状況アンケート調査結果により、38.5%と推計(即時償却を利用する者(43%)の半分と、特別償却 30%を利用する者(11%)、税額控除を利用する者(6%)の3者の合計)。 参照:平成 27 年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)</p>
	②:減収額	<p>【省エネルギー】 平成 30 年度、31 年度ともに以下のとおり。 ・大規模省エネ投資 4,801 百万円/年(見込み) ・連携省エネルギー取組 <工場> 1,236 百万円/年(見込み) <物流> 1,014 百万円/年(見込み)</p> <p>試算方法:上記適用数に係る特別償却利用投資額に特別償却比率 30%と法人税率 23.2%をそれぞれ乗じた金額を算出。</p> <p>【再エネルギー】 平成 30 年度、31 年度ともに以下のとおり。 4,666 百万円/年(見込み)</p> <p>試算方法:上記適用数に係る特別償却利用投資額に特別償却比率 30%と法人税率 23.2%をそれぞれ乗じた金額を算出。</p>
	③:効果・税収減是認効果	<p>《効果》 【省エネルギー】 平成 30 年度、31 年度ともに以下のとおり。 ・大規模省エネ投資 省エネ量 198.60 万 kl/年 ・連携省エネルギー取組 <工場> 省エネ量 50.97 万 kl/年 <物流> 省エネ量 22.84 万 kl/年</p> <p>【再生可能エネルギー】 再生可能エネルギー発電設備及び付帯的設備について、特別償却・税額控除により導入初期負担の軽減を税制措置により講じることで、設備の利用率向上、系統制約対策を支援し、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電を推進することができる。 また、システムコストの大幅削減が見込め、FIT に頼らない自立的普及につながり、国民負担の抑制や長期安定的な発電事業の環境整備に資する。 《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>【省エネルギー】 省エネ設備投資に租税優遇措置を設け、初年度の税負担を縮小することで設備投資を促進し、エネルギー消費効率の改善を通して、我が国全体の徹底した省エネ取組を推進する。</p>

			<p>【再生可能エネルギー】</p> <p>本税制措置により、再生可能エネルギー設備における導入初期のキャッシュフロー改善を行うことで事業リスクの低下と再投資の拡大を図るとともに、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電につながる設備の積極的な普及を通じて、エネルギーミックスの水準実現と再生エネの中長期的な自立化・長期安定発電の達成に寄与する。また、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起こし地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献し、地域でのエネルギー安定供給に寄与するものである。</p> <p>以上から、税收減減を是認する効果があると見込まれる。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>【省エネルギー】</p> <p>省エネ設備投資については、同機能を有する他の設備投資と比較し、設備価格が高価となり、その差分については、省エネ設備導入によるエネルギーコストの削減によって投資回収を行うこととなるため、投資回収期間が一般的な設備投資と比較し長期となる傾向がある。そのため、省エネ設備投資について、事業者の経営判断における優先度が相対的に低下するため、租税優遇措置によって後押しを行うことは効果的。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>再生可能エネルギー設備導入、メンテナンス高度化設備導入、系統制約の克服に資する支援は、広く事業者全般を対象とするもので、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進めることができ、適切である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【省エネルギー】</p> <p>○平成 29 年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金のうち、エネルギー使用合理化等事業者支援事業</p> <p>本事業については、省エネ効果の高い設備の更新を条件とするが、本要望では省エネ効果の高い設備の新設を中心に租税優遇措置を設ける。加えて、複数事業者が連携した省エネ取組は、異なる事業者間での連携調整・設備投資判断等が必要であり、補助金の公募時期と事業者の設備投資タイミングに乖離が生じることもあることから、税制措置を講じることで、補助金の公募期間外も含め、事業者の省エネ投資を強力に促進することとする。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>○環境・エネルギー対策貸付(財政投融资)</p> <p>資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、再生可能エネルギー設備等の導入に必要な資金の低金利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(制度)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)</p> <p>固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の価格に軽減するもの。</p> <p>・自家消費型太陽光発電設備、風力発電設備: 課税標準となるべき価格の</p>

			<p>2/3</p> <p>・中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備: 課税標準となるべき価格の 1/2</p> <p>○平成 29 年度地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金(再生可能エネルギー熱事業者支援事業)</p> <p>本税制は補助金との併用を認められないこととするため、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。本税制措置と固定価格買取制度との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は導入初期、導入後のメンテナンスにかかる税負担の軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>法律（中小企業等経営強化法の改正を予定）に基づき作成する計画の認定を受けた場合に軽減措置を受けることができるよう検討しており、達成すべき水準や時期については、法改正の内容を踏まえて試算する必要があるものの、改正内容は現時点で固まっていないことから、具体的にお示しすることは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>法律（中小企業等経営強化法の改正を予定）に基づき作成する計画の認定を受けた場合に軽減措置を受けることができるよう検討しており、将来の適用数については法改正の内容を踏まえて試算する必要があるものの、改正内容は現時点で固まっていないことから、具体的にお示しすることは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>法律（中小企業等経営強化法の改正を予定）に基づき作成する計画の認定を受けた場合に軽減措置を受けることができるよう検討しており、減収額については法改正の内容を踏まえて試算する必要があるものの、改正内容は現時点で固まっていないことから、具体的にお示しすることは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>法律（中小企業等経営強化法の改正を予定）に基づき作成する計画の認定を受けた場合に軽減措置を受けることができるよう検討しており、達成目標に対する将来の効果は法改正の内容を踏まえて記載する必要があるものの、改正内容は現時点で固まっていないことから、具体的にお示しすることは困難。法改正は中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現することに資する法改正となるよう検討中。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設
2	対象税目	(国税 28・地方税 37 (自動連動)) (法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>今後 5 年の間に、70 歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 60 万社にのぼる。うち半数以上が後継者未定となっており、現状を放置すると、中小企業等の廃業により多くの雇用が失われ、GDP を押し下げる可能性。</p> <p>そのため、早期の事業承継を促していく施策を講じる必要がある。</p> <p>事業承継にあたり、親族以外に事業承継(売却、M&A)し、経営資源の統合や知見を持った経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展に繋がっているケースも近年増加しつつある。</p> <p>また、他企業や親族外経営者等に経営を引き継ぐ場合、ファンドから出資を受けた後に事業承継を行う場合に生じる以下の税負担を軽減することにより、事業承継の円滑化を図る。</p> <p>①株式、事業の譲渡益に係る税負担の軽減 ②事業譲渡等により生じる資産の移転等に係る税負担の軽減 ③一定の要件を満たすファンドからの出資を受けた際の中小企業者要件の緩和</p> <p>《関係条項》</p>
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 25 年～平成 31 年
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	平成 31 年度末まで
8	必要性等	<p>①:政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>親族以外への事業承継をより一層の円滑に行える環境を整えることにより、経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済・雇用の維持・活性化を図る。</p>

<p>《政策目的の根拠》</p> <p>今後 5 年の間に、70 歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 60 万人にのぼる。うち半数以上が後継者未定となっており、現状を放置すると、中小企業等の廃業により多くの雇用が失われ、GDP を押し下げることとなるため、次世代への経営引き継ぎは喫緊の課題。</p> <p>経営者の年齢が若いと売上高が増加する傾向があることから、次世代への経営引き継ぎは、地域経済・雇用の維持・活性化にも繋がる。</p> <p>こうした背景を踏まえ、事業承継施策の推進等は未来投資戦略 2017 等の政府決定にも明記されているところ。</p> <p>事業承継にあたり、親族以外に事業承継(売却、M&A)し、経営資源の統合や知見を持った経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展に繋がっているケースも近年増加しつつある。</p> <p>また、後継者が不在のため事業承継が行えない、新事業等への投資余力がないために事業の継続をためらうといった課題を抱える中小企業等にとって、ファンドが一時的に出資し、収益力を強化した上で、従業員や第三者等に引き継ぐことも有用な手段。</p> <p>こうした多様な手法を用いて事業の再編・統合が活発に行われるインセンティブを与えることにより、次世代への経営引継ぎを加速させることが必要不可欠。</p> <p>「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月 9 日)</p> <p>Ⅲ 地域経済好循環システムの構築</p> <p>1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上</p> <p>ii) 金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝等の促進</p> <p>・今後 5 年程度を事業承継の集中実施期間とし、従来の事業承継支援に加えて、早期・計画的な事業承継準備(プレ支援)、事業承継を契機とした後継者等による経営革新等への支援(ポスト支援)に取り組む。</p> <p>新たに分かりやすい事業承継診断手法を導入し、年間 5 万件の診断を行うなど施策を抜本強化し、事業引継ぎ支援センターの支援を通じた M&A 等の成約件数の年間 2,000 件を目指す(直近の約 5 倍)。</p> <p>また、多様化する中小企業・小規模事業者の事業承継の実態を踏まえ、事業承継税制等の効果を検証しつつ、引き続き、事業承継関連制度における対応等について検討する。さらに、地域としての成長性の確保を図るため、地域における中小企業・小規模事業者の事業統合・再編等の効果的な連携について、必要な方策の具体化に向けた検討を行い、本年内に結論を得る。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日)</p> <p>4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援</p> <p>(3) 中堅・中小企業・小規模事業者支援</p> <p>地域経済の主役である中堅・中小企業・小規模事業者が経営強化を図り、引き続き、地域経済を牽引していくため、きめ細かな取組を行う。</p>

			<p>多様な人材掘り起し等による人手不足や働き方改革への対応、集中実施期間を設けた上での事業承継施策の推進や統合・再編の枠組みの検討及び副業・兼業の推進を含む創業支援を進める。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け		<p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置は、中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>今後5年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約60万人にのぼる。うち半数以上が後継者未定となっており、現状を放置すると、中小企業等の廃業により多くの雇用が失われ、GDPを押し下げることになってしまう。</p> <p>本措置により、後継者不足等で廃業をする可能性のある事業者に対して、課税負担を軽減することで、事業再編等を通じてその事業の存続を図るものであり、地域経済・雇用の維持・活性化に繋がることとなる。</p>
9	有効性等	①: 適用数等	精査中
		②: 減収額	精査中
		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>中小企業者・小規模事業者の事業再編等を通じた活力の維持・成長に向けた取組を行うものに対して、その課税負担を軽減するものであり、当該措置は有効である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置は後継者不足等で廃業をする可能性のある事業者に対して、課税負担を軽減することで、事業再編等を通じてその事業の存続を図るものであり、地域経済・雇用の維持・活性化のために必要な措置である。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業経営者の円滑な事業承継という政策目標を達成するには、中小企業の全て(約380万者)に政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の事業承継支援ための事業再編等に対する支援措置は他にない。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>今後5年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約60万人にのぼる。うち半数以上が後継者未定となっており、現状を放置すると、中小企業等の廃業により多くの雇用が失われ、地域経済にも多く打撃を与えることとなるため、それを未然に防ぐための本措置は地域の経済の活性化・雇用に資する。</p>
11	有識者の見解		—

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

<平成30年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29経産11)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 (中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)											
措置の内容	平成27年度時点	中小企業等が少額減価償却資産（取得価額が30万円未満であるもの）の取得等をした場合には、取得価額の全額について損金算入ができる。ただし、少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その合計額のうち300万円に達するまでの取得価額の合計額を限度とする。										
	平成28年度税制改正以後	対象法人を中小企業者等のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限定										
	平成29年度税制改正以後	従前どおり										
政策目的	中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。平成30年10月には消費税率の再引上げ及び軽減税率の導入が予定されている中で、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。											
評価対象税目	義務対象			努力義務対象								
	法人税	法人住民税	法人事業税									
関係条項	措法第67条の5、第68条の102の2											
要望内容及び区分	措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。										区分	延長
創設年度	H15	過去の政策評価の実績	H23経産17、H25経産28、H27経産16									

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況（効果）										
	適用件数 (法人税・件)			(参考)		減収額 (法人税・百万円)			(参考)		減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			目標①「従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達」				目標②「中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達」					
				適用実態調査における適用件数 (法人税・件)					適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)														
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	
H23	231,341	424,751	183.6%	425,223	▲26,800.0	▲23,800.0	88.8%	0.0%	不明	▲23,500.0	-	▲32,677.3	-	不明	28.1%	不明	-	-	不明	-	不明	-	
H24	211,676	430,555	203.4%	431,038	▲24,500.0	▲24,200.0	98.8%	0.0%	不明	▲13,300.0	-	▲32,254.6	50.0%	不明	30.8%	不明	61.6%	90.0%	不明	70.0%	不明	77.8%	
H25	488,274	459,729	94.2%	459,729	▲19,900.0	▲25,100.0	126.1%	0.0%	▲11,726.3	▲13,700.0	116.8%	▲22,065.8	-	不明	不明	不明	-	-	不明	不明	不明	-	
H26	488,274	504,568	103.3%	504,568	▲19,900.0	▲27,300.0	137.2%	0.0%	▲11,726.3	▲13,800.0	117.7%	▲24,093.7	-	不明	不明	不明	-	-	不明	不明	不明	-	
H27	496,650	489,992	98.7%	489,992	▲27,100.0	▲26,500.0	97.8%	0.0%	▲15,600.0	▲14,000.0	89.7%	▲22,168.9	-	不明	33.0%	不明	66.0%	-	不明	83.0%	不明	92.2%	
H28	516,516	506,652	98.1%	-	▲28,200.0	▲27,400.0	97.2%	-	▲14,900.0	▲14,700.0	98.7%	-	50.0%	不明	不明	不明	-	90.0%	不明	不明	不明	-	
H29	523,878	-	-	-	▲28,300.0	-	-	-	▲15,300.0	-	-	-	-	31.6%	-	-	-	-	84.7%	-	-	-	
H30	541,690	-	-	-	▲29,300.0	-	-	-	▲15,980.0	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	
H31	560,107	-	-	-	▲30,300.0	-	-	-	▲16,500.0	-	-	-	50.0%	不明	-	-	-	90.0%	不明	-	-	-	
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H35～ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0%	-	-	-	-	90.0%	-	-	-	-	

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（個人事業主に関しては、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達について、延長適用期間（平成31年度末まで）での達成を目指す。また、法人に関しては、中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達について、延長適用期間（平成31年度末まで）での達成を目指す）では、政策目的（中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>制度発足以降、従業員規模に制限はなく、中小企業の約9割が従業員数20人以下であることを踏まえて達成目標を設定してきたもの。平成28年税制改正により、従業員1000人以下の要件が設けられたが、いずれにせよ従業員20人以下の状況を把握することにより約9割の中小企業の実態を把握することができること、これまでの達成状況との比較可能性確保の観点から、従来の達成目標を変更しなかった。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「平成28年度以降の適用社数、適用総額については、3.4%（平成25年度～平成27年度までの適用者数の平均増加率）ずつ増加していくものと推定」と説明されているが、平成25年度から27年度までの適用者数の平均増加率を3.4%とする算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>別紙試算資料を参照されたい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成29年度）に係る適用総額が、「2,951億円」と算定されているが、「2,959億円」の誤りではないか。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>適用総額について、誤りがあったため、再度修正したものを送らせていただく。積算については、別紙試算資料を参照されたい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成26年度から28年度までの地方法人特別税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成26年度から28年度までの法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 別紙試算資料を参照されたい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成29年度から31年度までの地方法人特別税）が予測されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>別紙試算資料を参照されたい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果（平成26年度及び28年度）が把握されていない。</p> <p>② 過去の効果について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 過去の効果について、「※中小企業全体におけるパソコンの利用割合の状況」と「減収額と達成目標の実現状況との対比」の表の数値を精査されたい（中小企業全体と従業員数20名未満の企業とのパソコンの利用割合が同じ数値になっている。）。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）を実施して効果の把握に努めており、本措置を活用してパソコンを導入したと回答した企業は、平成26年度58.0%、平成28年度56.2%となっている。</p> <p>② 中小企業の事務負担の軽減を主たる目的とした他の支援措置はない。</p> <p>③ 「※中小企業全体におけるパソコンの利用割合の状況」はそれぞれ従業員20名未満のパソコン利用率であるので、修正をさせていただく。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（平成30年度及び31年度）が予測されていない。</p> <p>② 将来の効果について、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の効果について、「※中小企業全体におけるパソコンの利用割合の状況」と「減収額と達成目標の実現状況との対比」の表の数値を精査されたい（中小企業全体と従業員数20名未満の企業とのパソコンの利用割合が同じ数値になっている。）。</p> <p>④ 将来の効果（「減収額と達成目標の実現状況との対比」の表の平成29年度）について、減収額が「303億円」と記載されているが、「283億円」の誤りではないか。</p>
--

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)によると、56.2%の企業が本措置によりパソコンを導入したと回答しており、中小企業におけるパソコン利用率の上昇に一定の効果があると考えます。</p> <p>② 中小企業の事務負担軽減を主たる目的とした他の支援措置はない。</p> <p>③ 「※中小企業全体におけるパソコンの利用割合の状況」はそれぞれ従業員20名未満のパソコン利用率であるので、修正をさせていただきます。</p> <p>④ 減収額について、誤りがあったため、再度修正したものを送らせていただく。積算については、別紙積算資料を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
(試算根拠)

1. 適用社数

(1)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下、「適用実態調査」)の情報が平成25年度から平成27年度までの適用社数から、平均伸び率を算出。

平成25年度	459,729件		
平成26年度	504,568件	(前年度比	9.8%)
平成27年度	489,992件	(前年度比	-2.9%)
		平均	3.4%

(2)「適用実態調査」の平成27年度実績に、(1)で算出した平均伸び率を掛け、平成28年度以降の適用社数を推計。

平成28年度	506,652社	(489,992×1.034)
平成29年度	523,878社	(506,652×1.034)
平成30年度	541,690社	(523,878×1.034)
平成31年度	560,107社	(541,690×1.034)

2. 適用総額

(1)「適用実態調査」の情報が平成25年度から平成27年度までの適用総額は以下のとおり。

平成25年度	2,613億円
平成26年度	2,851億円
平成27年度	2,768億円

(2)「適用実態調査」の平成27年度実績に、1. 適用社数(1)で算出した平均伸び率を掛け、平成28年度以降の適用総額を推計。

平成28年度	2,862億円	(2,768×1.034)
平成29年度	2,959億円	(2,862×1.034)
平成30年度	3,060億円	(2,959×1.034)
平成31年度	3,164億円	(3,060×1.034)

別紙

3. 減収額の見込み額

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
法人税	273	265	274	283	293	303
法人住民税	35	34	35	37	38	39
法人事業税	103	106	112	116	122	126
-法人事業税(所得割)	72	74	78	81	85	88
-地方法人特別税	31	32	34	35	37	38

※法人税の減収額については、平成 27 年度の減収額（265 億円）に、**1. 適用社数**（1）で算出した平均伸び率を掛け、平成 28 年度以降の適用総額を推計。

※法人住民税の減収額については、法人税の減収額に法人住民税率（12.9%）を乗じて推計。

※法人事業税（所得割）の減収額については、特別償却分の減収額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率（6.7%）を乗じて推計。

※地方法人特別税の減収額については、法人事業税（所得割）の減収額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率（43.2%）を乗じて推計。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
2	対象税目	(国税 30・地方税 40(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>【要望事項】 適用期限を2年延長する。</p> <p>【制度概要】 従業員 1,000 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p> <p>《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、第 68 条の 102 の 2、租税特別措置法施行令第 39 条の 28、第 39 条の 124)</p>
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年8月 分析対象期間:平成 26 年度～31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 15 年度 創設</p> <p>平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で2年間の延長(平成 20 年3月末まで)</p> <p>平成 20 年度 2年間の延長(平成 22 年3月末まで)</p> <p>平成 22 年度 2年間の延長(平成 24 年3月末まで)</p> <p>平成 24 年度 2年間の延長(平成 26 年3月末まで)</p> <p>平成 26 年度 2年間の延長(平成 28 年3月末まで)</p> <p>平成 28 年度 従業員 1,000 人以下の事業者に限定し、2年間の延長(平成 30 年3月末まで)</p>
7	適用又は延長期間	平成 30 年4月1日から平成 32 年3月 31 日まで(2年間)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。平成 30 年 10 月には消費税率の再引上げ及び軽減税率の導入が予定されている中で、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を</p>

		払うこと」とされている。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	中小・地域経済 経営安定・取引適正化
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20名未満の企業での経理人員は1.1人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20名未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとする。</p> <p>個人事業主に関しては、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達について、延長適用期間(平成31年度末まで)での達成を目指す。</p> <p>また、法人に関しては、中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達について、延長適用期間(平成31年度末まで)での達成を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合</p> <p>法人: 中小企業庁が実施するアンケート調査での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握もままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。</p> <p>本措置により、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることにより、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上が図られる。</p>
9 有効性等	①: 適用数等	<p>【適用社数】</p> <p>平成26年度: 504,568社 平成27年度: 489,992社 平成28年度: 506,652社 平成29年度: 523,878社 平成30年度: 541,690社 平成31年度: 560,107社</p> <p>【適用総額】</p> <p>平成26年度: 2,851億円 平成27年度: 2,768億円 平成28年度: 2,862億円 平成29年度: 2,959億円 平成30年度: 3,060億円</p>

		平成31年度: 3,164億円																												
		<p>【本措置の利用業種】(平成27年度)</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>運輸通信公益事業</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>18.2</td> <td>14.9</td> <td>3.5</td> <td>8.0</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>不動産業</th> <th>料理飲食旅館業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> <td></td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>7.7</td> <td>4.7</td> <td>28.8</td> <td>1.6</td> <td></td> </tr> </table> <p>出典:「租税特別措置の適用実態の調査に関する報告書」</p> <p>※平成28年度以降の適用社数、適用総額については、3.4%(平成25年度～平成27年度までの適用者数の平均増加率)ずつ増加していくものと推定。</p>	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業	割合(%)	18.2	14.9	3.5	8.0	9.4	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他		割合(%)	7.7	4.7	28.8	1.6					
業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業																									
割合(%)	18.2	14.9	3.5	8.0	9.4																									
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他																										
割合(%)	7.7	4.7	28.8	1.6																										
	②: 減収額	<p>(単位: 億円)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>273</td> <td>35</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>265</td> <td>34</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>274</td> <td>35</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>283</td> <td>37</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>293</td> <td>38</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>303</td> <td>39</td> <td>126</td> </tr> </table> <p>出典:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を基に試算した減収額(実績推計)」</p> <p>※平成28年度以降については、3.4%(平成25年度～27年度までの適用者数の平均増加率)ずつ増加していくものと推定。</p>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成26年度	273	35	103	平成27年度	265	34	106	平成28年度	274	35	112	平成29年度	283	37	116	平成30年度	293	38	122	平成31年度	303	39	126
	法人税	法人住民税	法人事業税																											
平成26年度	273	35	103																											
平成27年度	265	34	106																											
平成28年度	274	35	112																											
平成29年度	283	37	116																											
平成30年度	293	38	122																											
平成31年度	303	39	126																											
	③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>中小企業におけるパソコン利用状況は、本制度創設時と比べて一定の改善が見られる(※)。しかし、中小企業は、消費税率の引上げや円安による輸入価格上昇の影響等、業績見通しが立てにくい中で、全体として設備投資が抑制される傾向にあることから、目標達成には至っていない。</p> <p>なお、中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、情報機器や事務処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本措置を利用した中小企業の約7割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。</p> <p>※従業員数20名未満の個人事業主、法人におけるパソコン利用割合の状況</p> <p>個人事業主: 平成28年: 31.6%(対前々年比 +0.4ポイント) 法人: 平成29年: 84.7%(対前々年比 +1.7ポイント) (出典) 個人事業主: 「個人企業経済調査」(総務省) 法人: 「中小企業アンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>減収額(億円)</th> <th>個人事業主(従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)</th> <th>法人(従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)</th> </tr> <tr> <td>20</td> <td>520</td> <td>28.5</td> <td>75.1</td> </tr> </table>	年度	減収額(億円)	個人事業主(従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)	法人(従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)	20	520	28.5	75.1																				
年度	減収額(億円)	個人事業主(従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)	法人(従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)																											
20	520	28.5	75.1																											

			22	164	27.6	64.9
			24	242	30.8	70.0
			27	265	33.0	83.0
			29	283	31.6	84.7
			<p>本措置により、従業員 20 名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合はともにも上昇傾向にあり、中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させることが定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1%増加すると、労働生産性が 0.11%(*)増加する。</p> <p>(※)「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の本特例措置利用データから重回帰分析。</p> <p>$LN(\text{労働生産性}(\text{売上高}/\text{従業員数})) = 3.89 + 0.11LN(\text{資本ストック}/\text{従業員数}) + 0.11LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数}) + 0.22D(\text{建設業}) + 0.03D(\text{製造業}) - 0.08D(\text{情報通信業}) - 0.07D(\text{運輸業}) + 0.45D(\text{卸売・小売業}) + 0.37D(\text{不動産業}) - 0.12D(\text{飲食業}) - 0.15(\text{宿泊業}) - 0.41D(\text{教育・学習支援業}) - 0.08D(\text{その他サービス業})$</p> <p>(備考)補正R2=0.32</p>			
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減、事務の効率化による中小企業の活力向上を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で、事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本措置は租税特別措置によるべき措置である。</p>			
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。</p>			
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的な役割を担っている。本措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>			
11	有識者の見解	<p>—</p>				
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成 27 年 8 月</p>				

<平成30年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29経産12)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	(株)海外需要開拓支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設 (法人の事業税の課税標準)											
措置の内容	平成27年度時点	-										
	平成28年度税制改正以後	-										
	平成29年度税制改正以後	-										
政策目的	我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資する。											
評価対象税目	義務対象					努力義務対象						
	法人事業税											
関係条項	地方税法第72条の12											
要望内容及び区分	(株)海外需要開拓支援機構について、平成30年4月1日から平成46年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について、資本割に係る課税標準を20億円とする。なお、適用年限については、株式会社海外需要開拓支援機構法第26条の規定により、平成46年3月31日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないことを踏まえ、平成45年度までとするもの										区分	新設
創設年度	-	過去の政策評価の実績										-

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果)													
	適用件数 (法人事業税・件)				減収額 (法人税・百万円)				減収額 (法人事業税・百万円)				目標「機構の全体KPIである長期収益性 (平成45年度時点で1.0倍強)」				目標「波及効果 (平成45年度時点で投資案件毎の波及効果指標 (企業・業種連携/発信力/市場価値の先駆け/共同基盤の提供) を出資金額で加重平均した値が70%以上)」				目標「民業補完性 (平成35年度時点で民間企業からの協調出資等の事業総額に対する割合が50%超)」					
	(参考)		(参考)		(参考)		(参考)		(参考)		(参考)		目標値		実績		目標達成度		目標値		実績		目標達成度			
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (倍)	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲576.0	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-
H31	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲576.0	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-
H32	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲576.0	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-
H33	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲576.0	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-
H34	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲576.0	-	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-
H35~ /未定	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲576.0	-	-	-	-	-	1.0	不明	-	-	-	70.0%	不明	-	-

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	(株)海外需要開拓支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
税目	法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- 達成目標（我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- 達成目標（我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
- 政策目的（我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資する）に対する達成目標の寄与について、「機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが機構の業務遂行上必要不可欠」と説明されているが、「機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがある」とは、どのような状況を指すのか。

【経済産業省の補足説明】

- ①② 当該特例措置の要望は、株式会社海外需要開拓支援機構（以下「機構」という。）の財務運用の効率化を図ることで、機構の投融資支援を最大限発揮することを目的としている。そのため、当該特例措置による達成目標は、機構自体の達成目標を置くことが適当であり、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において決定した機構の全体 KPI を記載することとした（なお、機構の投融資は都度のプロジェクトニーズに基づくものであるため、将来的な投融資累計額については目標を定めているものではない）。具体的には、以下のとおり修正することとする。
「機構により、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資する。その際、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において決定した機構の全体 KPI である長期収益性（平成 45 年度時点で 1.0 倍強）及び波及効果（平成 45 年度時点で投資案件毎の波及効果指標（企業・業種連携/発信力/市場価値の先駆け/共同基盤の提供）を出資金額で加重平均した値が 70%以上）、民業補完性（平成 35 年度時点で民間企業からの協調出資等の事業総額に対する割合が 50%超）を確実に達成する。」
- ③ 「機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがある」状況とは、販管費や諸税納付を含む機構の運転費用が肥大化することにより、出融資に回すべき財源が圧迫されるとともに、最終的に運転費用を補った上で全体収益性を確保することが困難となり、機構の健全な財務運用が維持できなくなる状況を指す。

【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。【経済産業省の補足説明】
—

【点検結果】

なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。【経済産業省の補足説明】
—

【点検結果】

なし。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果が年度ごとに予測されていない。
- ② 将来の効果について、「機構の平成 29 年 3 月末における民間資金の呼び水効果は 4 倍（＝機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額）であるため、全体として機構支援額の 4 倍の案件形成が見込まれる」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ③ 達成目標（我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資する）に対する将来の効果の寄与について、「約 369 億円の地方企業等の出資等の機会が追加的に創出される」と説明されているが、どの程度達成目標に寄与するのか明らかにされていない。
- ④ 将来の効果について、「平成 30 年度以降、5.76 億円の税収減により、機構は同金額を出資に係る業務に活用でき、機構の民間補完の出資等が民間の出資等の呼び水となり、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業が促進されることから、平成 30 年度以降平成 45 年度までに、約 369 億円の地方企業等の出資等の機会が追加的に創出されることが見込まれる」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑤ 将来の効果について、「平成 30 年度以降、5.76 億円の税収減により、機構は同金額を出資に係る業務に活用でき、機構の民間補完の出資等が民間の出資等の呼び水となり、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業が促進されることから、平成 30 年度以降平成 45 年度までに、約 369 億円の地方企業等の出資等の機会が追加的に創出されることが見込まれる」と説明されているが、説明に不足がある。

【経済産業省の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえ、年度毎の効果を追記し、下記の通り修正する。
「平成 30 年度以降、5.76 億円の税収減により、機構は同金額を出資に係る業務に活用でき、機構の民間補完の出資等が民間の出資等の呼び水となり、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業が促進される。これにより、毎年度約 23 億円、平成 30 年度以降平成 45 年度までに、約 369 億円の地方企業等の出資等の機会が追加的に創出されることが見込まれる。」
- ② 「4 倍の呼び水効果」については、機構のこれまでの実績に基づく。具体的には、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会（第 8 回）（平成 29 年 6 月 14 日開催）

にて、事業総額 1,793 億円に対し、民間企業からの出資が 1,339 億円と報告しており、機構からの出資 (1,793-1,339 = 454 億円) に対する総事業費が 4 倍となっている。

③ 機構の投融資は都度のプロジェクトニーズに基づくものであり、将来的な投融資累計額について目標を定めているものではないため、当該特例措置の要望における「約 369 億円の地方企業等の出資等の機会創出」が将来的な投融資累計額に対してどの程度の割合を占めるものかを算定することは困難。また、長期収益性 (平成 45 年度時点で 1.0 倍強) への寄与については、減収額 (毎年度 5.76 億円) がそのまま長期収益性への寄与となるため、下記の通り修正する。

「平成 30 年度以降、毎年度 5.76 億円の税収減により、同金額分の機構の長期収益性の改善に繋がるとともに、同金額を出融資に活用でき、機構の民間補充の出融資等が民間の出資等の呼び水となり、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業が促進されることから、平成 30 年度以降平成 45 年度までに、約 369 億円の地方企業等の出資等の機会が追加的に創出されることが見込まれる。」

④⑤ 当該特例措置の要望における減収額は、全額、機構が出融資に充てる資金となるため、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響は介入せず、出融資への直接的な効果となると認識。また、「4 倍の呼び水効果」については、機構のこれまでの実績に基づく。事後的な検証としては、機構が資金を全て投融資に活用するとともに、結果的に 4 倍程度の呼び水効果を発生させたことを確認することで足るものと認識。

なお、財務運用の改善による出融資判断への影響については、利回りのみならずリスク見合いやプロジェクトへの関与可能性等を踏まえた上での出融資となるため、個別案件ごとに複雑な判断が必要であり、単純に利回り等を指標とすることは困難。

【点検結果】

①～⑤ 新たな達成目標 (機構の全体 KPI である長期収益性 (平成 45 年度時点で 1.0 倍強) 及び波及効果 (平成 45 年度時点で投資案件毎の波及効果指標 (企業・業種連携/発信力/市場価値の先駆け/共同基盤の提供) を出資金額で加重平均した値が 70%以上)、民業補完性 (平成 35 年度時点で民間企業からの協調出資等の事業総額に対する割合が 50%超) を確実に達成する) に対する将来の効果について、定量的に予測されておらず、どの程度達成目標に寄与するのかも明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目 (7) に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(株)海外需要開拓支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
2	対象税目	(地方税9)(法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 (株)海外需要開拓支援機構(以下「機構」という。)について、平成 30 年 4 月 1 日から平成 46 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税について、資本割に係る課税標準を 20 億円とする。なお、適用年限については、株式会社海外需要開拓支援機構法第 26 条の規定により、平成 46 年 3 月 31 日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないことを踏まえ、平成 45 年度までとするものである。 《関係条項》 地方税法第 72 条の 12 第 1 項第 1 号ロ、株式会社海外需要開拓支援機構法第 26 条
4	担当部局	商務・サービスグループ クールジャパン政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成 29 年 8 月 分析対象期間: 平成 30 年度～45 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	機構が株式等の譲渡その他の処分等を行うよう努めなければならないとされている期間(平成 46 年 3 月 31 日)
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資する。 また、「未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日)」では、「コンテンツや食、デザイン、観光等、我が国の魅力を、在外公館やジャパン・ハウス等も活用して国内外に発信し、お互いの相乗効果も図りつつ、地域産品の販路拡大や訪日外国人の増加等を通じた経済成長につなげる。その際に不可欠なクールジャパン関連産業の事業創出や持続的発展に資する取組を、クールジャパン機構やクールジャパン官民連携プラットフォーム等を有効活用しつつ推進する。」とされており、「明日の日本を支える観光ビジョン(平成 28 年 3 月 30 日)」においても、「官民ファンド(中略)により、民間による 1 兆円規模の事業に対する支援を実施」することとされ、実行主体として機構が位置づけられており、今後、支援実績を確実に拡大していくことが必要である。 《政策目的の根拠》 株式会社海外需要開拓支援機構法(平成 25 年 6 月 19 日法律第 51 号)第 1 条 「未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)」「明日の日本を支える観光ビジョン(平成 28 年 3 月 30 日閣議決定)」 ②: 政策体系における 産業育成 クールジャパン

		政策目的の位置付け	
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>機構により、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資する。その際、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において決定した機構の全体 KPI である長期収益性(平成 45 年度時点で 1.0 倍強)及び波及効果(平成 45 年度時点で投資案件毎の波及効果指標(企業・業種連携/発信力/市場価値の先駆け/共同基盤の提供)を出資金額で加重平均した値が 70%以上)、民業補完性(平成 35 年度時点で民間企業からの協調出資等の事業総額に対する割合が 50%超)を確実に達成する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが機構の業務遂行上必要不可欠である。本措置を講じることにより、上記「租税特別措置等により達成しようとする目標」の達成に寄与する。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>適用数:1 件(機構のみ)(平成 30 年度から 45 年度)</p> <p>適用総額:1,152 億円(資本金等の額(1,172 億円)-特例適用後課税標準(20 億円))。</p>
		① 減収額	<p>各年度約 576 百万円の見込み。(平成 30 年度以降毎年)</p> <p>(算出根拠)</p> <p>本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率 $= 115,200 \text{ 百万円} \times 0.5\% = 576 \text{ 百万円}$</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>平成 30 年度以降、5.76 億円の税収減により、同金額分の機構の長期収益性の改善に繋がるとともに、同金額を出融資に活用でき、機構の民間補完の出資等が民間の出資等の呼び水となり、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業が促進される。これにより、毎年度約 23 億円、平成 30 年度以降平成 45 年度までに、約 369 億円の地方企業等の出資等の機会が追加的に創出されることが見込まれる。</p> <p>(積算根拠)</p> <p>単年度の税収減額×民間資金の呼び水効果 $= 5.76 \text{ 億円} \times 4 \text{ 倍} = 23.04 \text{ 億円}$ $23.04 \text{ 億円} \times 16 \text{ 年} = 368.64 \text{ 億円(平成 30 年度から 45 年度)}$ (注)1 機構の平成 29 年 3 月末における民間資金の呼び水効果は 4 倍(=機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額)であるため、全体として機構支援額の 4 倍の案件形成が見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置を講ずることにより、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業が促進されることから、平成 30 年度から 45 年度で 369 億円の地方企業等の出資等の機会の創出が見込まれるため、平成 30 年度から 45 年度で 92.16 億円の税収減を上回る効果が期待され、地域経済活性化に資する。</p>

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置を講ずることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>なお、類似的官民ファンドである(株)地域経済活性化支援機構及び(株)民間資金等活用事業推進機構でも同様の措置が講じられている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同一の目的であるほかの措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>機構の設立により、全国各地の生活文化や伝統文化を活かしたクールジャパン商材の開発・発掘や海外販路拡大が促進され、地域企業成長や地域活性化に繋がる期待が大きく、実際にこれまで、200 億円超の地域案件支援を実施してきている。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

